

中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び域外適用の影響に関する研究調査（添付資料）
（2022年3月独立行政法人 日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部）

本資料に関するお問い合わせは以下連絡先までお願い致します。
pcb-ip@jetro.go.jp

- ①・・・原告（中国実施者）、被告（中国権利者）
②・・・原告（外国実施者）、被告（中国権利者）
③・・・原告（中国権利者）、被告（中国実施者）
④・・・原告（外国権利者）、被告（中国実施者）
⑤・・・原告（中国実施者）、被告（外国権利者）
⑥・・・原告（外国実施者）、被告（外国権利者）
⑦・・・原告（中国権利者）、被告（外国実施者）
⑧・・・原告（外国権利者）、被告（外国実施者）

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争（非侵害 確認紛争 含む）	標準必須特許 ロイヤリティ 紛争	独占紛争	契約紛争	FRAND義務違反又は 他義務違反原則違反紛争	原告が 知財権侵害による 損害賠償責任を負 う紛争	不正競争紛争	管轄権異議	訴訟差 止め争 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案件 番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定が 開示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定 結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
1	1-1	2021	重慶市第一中級人民法院	OPPO	中国（実施者）	ノキア	フィンランド（権利者）	⑤×2		○			○	1. ノキア標準必須特許のグローバルロイヤリティ料率の確定； 2. ライセンス交渉におけるノキアの行為がFRANDではなく、誠実信義原則に違反したこと確定。				1. ノキア標準必須特許のグローバルロイヤリティ料率の確定； 2. ライセンス交渉におけるノキアの行為がFRANDではなく、誠実信義原則に違反したこと確定。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	判決・裁定がまだ下されていない	開示無し	未決2件（ロイヤリティ紛争1件、FRAND紛争1件としてカウント）	ロイヤリティ紛争1件、FRAND紛争1件としてカウント（計2件）	通信×2	
2	2-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄110号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
3	3-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄111号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
4	4-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄113号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
5	5-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄115号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
6	6-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄116号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
7	7-1	2021	南京市中級人民法院	高清編解碼科技有限责任公司	米国（権利者）	1. シンセン市万普拉斯科技有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○					1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。				1. 被告であるシンセン市万普拉斯科技有限公司が原告に1300万元を賠償すること；2. 原告が調査、権利侵害の差止のために支出した100,000元の合理的な費用を共同して負担すること。	一審	一審審級引上げ管轄裁定書：（2021）蘇民轄117号	江蘇省高級人民法院	2021. 4. 22	リンク	南京中院が『中華人民共和國民事訴訟法』第38条の規定に基づき、江蘇省高級人民法院に審級引上げ審理の請求を提出したので、南京中院による審級引上げ審理の請求が法律規定に合致すると江蘇省高級人民法院が認定し、江蘇省高級人民法院が本件を審理する旨の裁定を下した。	審級引上げ管轄	未決	1件としてカウント	通信	
8	8-1	2020	北京知的財産権法院	レノボ、モトローラ	中国（実施者）、米国（実施者）	InterDigital	米国（権利者）	⑤、⑥		○				2019年8月27日、InterDigitalがイギリス高等裁判所にレノボ、モトローラに対して特許権侵害訴訟を提起し、それが提出したグローバルロイヤリティ料率がFRAND原則に合致することを確定し、又は、その36、46特許ポートフォリオのグローバルFRANDライセンス条件を確定するよう請求し、且つ、FRAND差止めを請求した。 2019年8月28日、InterDigitalがデラウェア州連邦地裁裁判所にレノボ、モトローラに対して特許権侵害訴訟を提起し、且つ、それがFRAND原則に違反しなかったと確定するよう請求し、もし、被告がグローバルライセンスを拒絶し、FRANDライセンス条件を確定した国際仲裁を受け入れず、且つ、イギリス高等裁判所が別の案件において確定したFRANDライセンス条件を受け入れない場合、先方に対して差止めを出すよう裁判所に請求した。 2020年4月9日、レノボが米国デラウェア州地裁裁判所に訴訟を提起し、InterDigitalがセラーと無線技術市場を独占するために、反競争計画を実施したことを訴え、且つ、差止め発令の発給を請求した。 2020年4月10日、レノボ、モトローラが北京知的財産権法院に本件訴訟を提起した。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	判決・裁定の開示がない	開示無し	未決	1件としてカウント	通信					
9	9-1	2020	深圳市中級人民法院	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2.（OPPO広東移動通信有限公司シンセン支社	中国（実施者）	1. シャープ株式会社； 2. サイエニビジップジャパン株式会社	日本（権利者）	⑤×2		○			○			○			一審	一審管轄権異議裁定書：（2020）粵03民初689号	シンセン市中級人民法院	2020. 10. 16	リンク	シャープが管轄権異議を申立て、提訴を棄却し、又は、中国大陸範囲内の中国特許ライセンス条件に関する紛争を広州知的財産権法院に移送し、且つ、他の訴訟請求を棄却するよう、請求した。 シンセン市中級人民法院の認定； 1. 本件において訴えられる事実と法律依拠があるので、提訴が法定の条件に合致する。 2. OPPOの開発及び生産行為がいずれも中国で実施されたので、係争特許の実施地が中国である。且つ、被告両社が中国特許の特許権者であり、中国国内で財産的な権利を有し、即ち、中国が訴訟係争物の所在地、差押可能な財産の所在地であるため、中国裁判所が本件に対して管轄権を有する。 3. シャープによる中国ライセンス条件を独立して裁判する理由について、双方がライセンス交渉においてグローバルライセンス条件について話し合っており、同時に本件係争製品の生産地と主な販売区域がいずれも中国であるので、本件が中国と一番密接な関係を有し、且つ、グローバルロイヤリティ料率の裁判が効率的の向上に有利で、本質から紛争を解決できると裁判所が認定した。 4. シンセン市中級人民法院が係争特許の実施地、交渉行為の発生地の裁判所として、本件に対して管轄権を有する。 5. サイエニビジップには本件の被告適格がないとサイエニビジップが主張したが、それが管轄権の確定と関係ないと裁判所は認定した。					

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (特 優客権 関係紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤリ ティ紛 争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還額 決定紛争	賠償金 決定紛 争又は 償還額 決定紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止命令 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
10	9-2	2020	シンセン市中級人民法院	1. OPPO広東移動通信有限 公司； 2. OPPO広東移動通信有限 公司シンセン支社	中国（実 施者）	1. シャープ株式会社； 2. サイエニジップジャパン 株式会社	日本（権利 者）	⑤	○	○						○		1. 両被告がライセンス交渉経過においてFRAND義 務又は誠実信義原則に違反したことの確認； 2. シャープが有し、且つライセンスする権利を 有しているWf1f、36と46の標準必須特許を全世界 範囲で原告の知能端末製品にライセンスする場合 のロイヤリティ料率を含むが、これに限らないワ イセンス条件について判決すること； 3. 被告がFRAND義務に違反したことによって、原 告にもたらした経済的な損失計300万円を原告に 賠償すること。	双方が2018年7月からライセンス交渉を行ったが、ライセンス の合意に達しなかった。2020年1月と3月、シャープが日本で OPPOに対して相次いで三件の特許権侵害訴訟を提起し、且 つ、差止命令を請求した。2020年3月6日、シャープがドイツ ミュンヘン裁判所とマンハイム地方裁判所にOPPOに対して特 許権侵害訴訟を続けて提起した。2020年3月25日、シンセン 市中級人民法院が本件訴訟を受理した。 ニュース記事により、2021年10月8日、OPPOとシャープがライ センス契約を締結したことによって、全世界の訴訟が終わっ た。	二審		最高人民法 院	2021. 8. 19	リンク	シャープが上訴において、原告裁定を取り消し、提訴を棄却し、又は、中 国大陸範囲内の36、46標準に関する標準必須特許のライセンス条件に關 する紛争を広州知的財産権法院に移送し、且つ、他の訴訟請求を棄却する よう、請求した。 最高人民法院の認定： 1. 中国裁判所が特許権付与地、係争特許の実施地、ライセンス交渉地の 裁判所として、本件に対して管轄権を有する。 2. シンセン市中級人民法院が係争特許の実施地、ライセンス交渉地の裁 判所として、本件に対して管轄権を行使できる。 3. 当事者がいずれも係争特許のグローバルライセンス条件について合意 する意図を持って、且つ、交渉を行い、同時に、本件紛争が中国と利害 関係な権限を有し、さらに、特定の裁判所がグローバルロイヤリティ料率 を裁判するという当事者の管轄合意が、裁判所がグローバルロイヤリ ティ料率を確定するに必要な条件ではなく、当事者がグローバルライ センスについて合意する意図を持って、且つ、本件が中国裁判所とより密 接な関係を有するなら、中国裁判所がグローバルロイヤリティ料率を裁 定できると最高人民法院は認定した。 4. 外国裁判所では進行している並行訴訟が、中国裁判所の管轄権行使に 影響を与えない。 5. サイエニジップには本件の被告連絡があるかは、管轄権の確定と関 係なく、実体審理段階において確定できる。	真実棄却	和解/訴訟取 下げ2件（ロ イヤリティ紛 争1件、FRAND 紛争1件とし てカウント）	ロイヤリ ティ紛争1 件、FRAND 紛争1件と してカウ ント（計2 件）	通信×2
11	9-3	2020	シンセン市中級人民法院	1. OPPO広東移動通信有限 公司； 2. OPPO広東移動通信有限 公司シンセン支社	中国（実 施者）	1. シャープ株式会社； 2. サイエニジップジャパン 株式会社	日本（権利 者）	⑤	○	○						○			一審行為保全裁定書（訴訟差止命令）：（2020）粵03民初689号の一	シンセン市中級人民法 院	2020. 10. 16	リンク	OPPOが本件において訴訟差止命令の請求を提出し、本件終審判決の言い渡 しの前に、1. すでに提起した域外特許権侵害訴訟について、裁判所に訴訟 差止命令又は類似する救済措置を提出してはならないこと、2. 新しい 特許権侵害訴訟又は訴訟差止命令又は類似する救済措置を提出してはな らないこと、3. 訴訟差止命令の要求に違反する場合、一日100万円の罰金 を科すことをシャープに対して命じるよう、裁判所に請求した。 シンセン市中級人民法院の認定： 1. 保全措置を取らない場合、差止命令のプレッシャーの下で、OPPOが シャープによるライセンス条件を受け入れ、又は、関連市場を放棄する可 能性があるため、補わない損失をもたらさないように、保全措置を取る必要 が確かにある。 2. 保全措置を取らないと、OPPOに与える損失が、保全措置でシャープが 受けた損失をはるかに超える。 3. 保全措置を取っても、社会公共利益を損なわない。 4. 国際司法協議要因を考慮しても、訴訟差止命令が新たな訴訟及び 差止命令の提出に関するだけで、すでに提出した訴訟請求に影響を与えな い。そのため、シンセン市中級人民法院が訴訟差止命令を発行した。	訴訟差止命令 の発行					
12	10-1	2020	武漢市中級人民法院	1. サムスン電子株式会 社； 2. サムスン（中国）投資 有限公司； 3. サムスン（中国）投資 有限公司武漢支社	韓国（実 施者）	エリクソン会社	スウェーデ ン（権利 者）	⑥	○	○						○		本件において、サムスンが武漢市中級人民法院に訴訟差止命令を請求し、且つ裁判所に支持された。 訴訟差止命令を発行した後、エリクソンがテキサス州東部地区裁判所に『仮差止命令と反訴訟差止命令の緊急申請』を提出した。2021年1月11日、米テキサス州東部地区裁判所が仮差止命令を発行した。 2021年5月、双方がグローバルライセンス契約を締結した。	双方が2020年1月から新しいライセンスについて交渉しはじめ、複数の交渉をしたが、合意に達しなかったため、サムスンが2020年12月7日に武漢市中級人民法院に本件訴訟を提起した。2020年12月11日、エリクソンが米テキサス州東部地区裁判所にサムスンに対して提訴し、エリクソンからのオファーと交渉の行為がFRAND原則に合致することを確認するよう請求した。 本件において、サムスンが武漢市中級人民法院に訴訟差止命令を請求し、且つ裁判所に支持された。 訴訟差止命令を発行した後、エリクソンがテキサス州東部地区裁判所に『仮差止命令と反訴訟差止命令の緊急申請』を提出した。2021年1月11日、米テキサス州東部地区裁判所が仮差止命令を発行した。 2021年5月、双方がグローバルライセンス契約を締結した。	一審行為保全裁定書（訴訟差止命令）：（2020）鄂01民初743号の一	武漢市中級人民法院	2020. 12. 25	リンク	サムスンが本件において訴訟差止命令を請求し、本件の審理期間から判決発効までの間に、係争46、56標準必須特許について次のいずれかのことをエリクソンに対して命じるよう、請求した。 1. 他の国家又は区域の有権機関に仮差止命令、永久差止命令又は行政措置を請求してはならない、且つ、すでに提出したこのような請求を取り下げ又は中止すること。 2. すでに獲得し、又は、獲得する可能な仮差止命令、永久差止命令又は行政措置の執行を請求してはならないこと。 3. 他の裁判所にライセンス条件の裁定を請求してはならない、且つ、すでに提出したこのような請求を取り下げ又は中止すること。 4. サムスンが交渉においてFRAND義務を履行したかについて他の裁判所に請求してはならないこと。 5. 訴訟差止命令の請求を取下げ、又は、訴訟差止命令裁定を執行してはならないようサムスンに対して命じることを他の裁判所に請求してはならない、且つ、すでに提出したこのような請求を取り下げ又は中止すること。 武漢市中級人民法院が裁定により下記の認定をした。 1. サムスンが提出した五つの請求に係る行為が、今後、本件の判決が執行困難にする恐れがあるので、その請求は正当である。 そのため、武漢市中級人民法院が訴訟差止命令を発行した。					
13	10-2	2020	武漢市中級人民法院	1. サムスン電子株式会 社； 2. サムスン（中国）投資 有限公司； 3. サムスン（中国）投資 有限公司武漢支社	韓国（実 施者）	エリクソン会社	スウェーデ ン（権利 者）	⑥	○	○						○		公平で、合理で、無差別な原則に基づきエリクソン及びその子会社の有している又はコントロールしている46、56標準必須特許をサムスン通信製品にグローバルライセンスする条件（ロイヤリティを含む）を確定するよう、裁判所に請求した。	一審行為保全裁定書（訴訟差止命令に関する複議）：（2020）鄂01民初743号の一	武漢市中級人民法院	2021. 3. 10	リンク	エリクソンが訴訟差止命令発行の後、武漢市中級人民法院に複議を申請し、管轄権異議手続きが終結した後、管轄権のある裁判所が複議の申請を審理し、且つ、元裁定を取り消すよう、請求した。 武漢市中級人民法院が複議裁定により下記の認定をした。 1. 管轄権異議手続きとはお互いに成立しているため、管轄権異議手続きを先行して処理する必要がない。 2. 管轄権が国際並行訴訟と国内関連訴訟の処理に関する中国の規定に違反しない。 3. 元裁定が緊急事態で下され、ヒアリングをしなかったことが正当な手続きに違反しない。 4. 当事者による訴訟請求の範囲を超えて実体を裁判する標準は、行為保全範囲の確定に用いることができず、行為保全措置が必要な程度を超えるかは、判決の有効執行、申立人が他の損害を受けないことを保障できるかを判断基準とすべき。 5. 元裁定が確定した義務ははっきりで、明確で、執行可能性を有する。 6. 元裁定が負担する請求事項について具体的な審査をしたので、審査基準の衝突などの問題が存在しない。 7. ライセンス条件に関する紛争において、行為保全の請求を審査する際に、「勝訴の可能性」という問題を考慮する必要がない。 8. 保全措置を取らないと、サムスンが補わない損害を受けることをもたらす可能性がある。 9. 保全措置を取らないと、本件判決の執行が困難になる。 10. 保全措置を取っても、当事者利益の重大な不均衡をもたらさない。 11. 保全措置を取っても、社会公共利益又は他の合法的な権益を損なわない。 そのため、結局、武漢市中級人民法院がエリクソンの複議請求を棄却した。	訴訟差止命令 の発行	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
14	11-1	2020	深圳市中級人民法院	1. レノボ（北京）有限公 司； 2. レノボ情報製品（深 圳）有限公司	中国（実 施者）	1. ノキア科技（北京）有限公 司 2. ノキア技術有限公司	フィンラン ド（権利 者）	⑤×2		○			○			○		1. 被告H. 264中国標準必須特許に関するライセン ス活動におけるFRAND義務に違反した行為を即時 に停止するよう被告に命じる。具体的には、 (1) 原告に高すぎる差別的なロイヤリティを求 めた。（2）いかなる正当な理由もないのに、 チップのプロパゲータにライセンスしない。 (3) H. 264標準に関する声明した中国標準必須特 許を即時に開示しない。 2. 被告H. 264中国標準必須特許のFRANDロイヤ リティを確定する。 3. 被告は、原告が本件のために支出した合理的 な費用計50万円を負担する。 4. 被告が本件の訴訟料金を負担する。	2019年9月25日、本件被告が米国裁判所に提訴し、本件原告がその10件のH. 264標準必須特許及び11件の非標準必須特許を侵害したことを主張し、且つ訴訟差止命令を請求した。 2019年10月19日、本件被告がインド裁判所に提訴し、本件原告がその8件のH. 264標準必須特許を侵害したことを主張し、且つ仮差止命令及び永久差止命令を請求した。 2019年9月18日、本件被告がドイツミュンヘン裁判所に本件原告に対して標準必須特許権侵害訴訟を提起した。 2020年9月30日、本件被告がドイツミュンヘン裁判所に本件原告に対して差止命令を提出したが、2020年10月30日、ミュンヘン高等裁判所はその理由が成り立たないことに基づき、差止命令の執行を中止した。 上記案件を除いて、2019年9月18日、本件被告がさらに他の区 域で本件原告に対して6件の標準必須特許権侵害訴訟を提起した。 2020年7月2日、本件被告がブラジル裁判所に提訴し、本件原告がその11件のH. 264標準必須特許を侵害したことを主張し、且つ差止命令を請求した。 2020年7月2日、本件被告が米国国際貿易委員会に告発し、本件原告が特許権を侵害したと主張し、且つ、本件原告のノートPC、タブレットPC、デスクトップPCの米国市場への進出を阻止するために、有限排除措置命令と差止命令の発行を請求した。 2021年4月、双方が和解契約を締結した。	一審行為保全裁定書：（2020）粵03民初5105号	シンセン市中級人民法 院	2021. 1. 27	リンク	本件において、原告がシンセン市中級人民法院に訴訟差止命令を請求した。本件終審判決が出る前に、ドイツ、インド、ブラジル裁判所を含むい かなる裁判所が発出した仮差止命令及び永久差止命令の執行を申請しては ならないことを被告が対し命じるよう請求した。 シンセン市中級人民法院が、域外訴訟が未決の状態で、即ち、現時点で は、原告の請求について評価できないと認定し、結局、原告による訴訟差 止命令の請求を棄却した。	訴訟差止命令 請求棄却	和解/訴訟取 下げ2件（ロ イヤリティ紛 争1件、FRAND 紛争1件とし てカウント）	ロイヤリ ティ紛争1 件、FRAND 紛争1件と してカウ ント（計2 件）	通信×2	
15	12-1	2020	広州知的財産権法院	1. OPPO広東移動通信有限 公司； 2. OPPO広東移動通信有限 公司シンセン支社	中国（実 施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブ ルク（権利 者）	⑤		○						○			一審管轄権異議裁定書：（2020）粵73民初451号	広州知的財 産権法院	2020. 7. 6	開示無し	開示無し						
16	12-2	2020	広州知的財産権法院	1. OPPO広東移動通信有限 公司； 2. OPPO広東移動通信有限 公司シンセン支社	中国（実 施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブ ルク（権利 者）	⑤		○						○			一審管轄権異議裁定書：（2020）粵73民初451号の一	広州知的財 産権法院	2020. 7. 14	開示無し	開示無し						

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非 標準 紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リty紛 争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還誠 実原則 違反紛 争	重要な 知財権 訴訟に よる損 害賠償 責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止命令 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁 定を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁 定が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	関与対象判 例	業界分野
17	12-3	2020	広州知的財産権法院	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. OPPO広東移動通信有限公司シンセン支社	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○						○		シズベルが不公平な高額なロイヤリティを取り、期限切れ特許権を抱き合わせ販売し、及び、同様な特許権について繰り返してロイヤリティを取るなどの支配的市場地位の濫用行為を直ちに停止するよう、請求した。	2019年、シズベルがイギリス、オランダ、イタリアの二つの司法管轄区域で、OPPOに対して特許権侵害訴訟を提起した。 2019年9月、OPPOが広州知的財産権法院に標準必須特許のロイヤリティに関する訴訟を提起し、シズベルの行為がFRAND原則に違反したと認定し、26、36、46標準に関するシズベルの中国標準必須特許のライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、OPPOがさらに支配的市場地位濫用の訴訟を提起した。 2021年7月23日、OPPOとシズベルが特許ライセンス契約を締結したことによって、全世界の複数の国家での特許侵害訴訟、無効審判、異議などの手続きが終わった。	二審	二審管轄権異議 上訴裁定書：（2020）最高法知民轄終392号	最高人民法院	2020.12.28	リンク	シズベルが最高人民法院に上訴を提起し、原告の二つの裁定を取り消し、OPPOの提訴を棄却するよう、請求した。 最高人民法院の認定： 1. OPPOに主張されたシズベルによる支配的市場地位の濫用行為が、不公平な高額なロイヤリティを取り、期限切れ特許権の抱き合わせ販売をし、及び、同様な特許権について繰り返してロイヤリティを取ることを含み、上記行為がOPPOに対して中国市場にて競争排除・制限の効果を発生し、且つ、経済的な損失をもたらしたので、中国裁判所が管轄権を有する。 2. OPPOの住所が広東省東莞市で、本件の権利侵害結果の発生地とすることができ、原審裁判所がこれに基づき管轄権を行使したことは失当がない。 3. 本件と別途で提起した標準必須特許のロイヤリティに関する紛争とは、法的依拠と訴訟請求がいずれも異なり、直轄訴訟に該当しない。 4. シズベルが域外で提起した訴訟と本件の当事者が完全に同様であるとは言えなく、訴訟請求が依拠する法的関係や実施理由にも異なりがあるので、域外の案件が本件の管轄に影響を与えない。 5. 外国裁判所が本件を審理することがより便宜であることについてシズベルが証明できなかった。 そのため、最高人民法院が裁定を下し、上訴を棄却した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
18	13-1	2020	広州知的財産権法院	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. OPPO広東移動通信有限公司シンセン支社	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤×2		○			○					1. シズベルの行為が公平で、合理で、無差別（FRAND）の義務に違反したことを認定する。 2. シズベルが有し、且つ、ライセンスする権利を有し、26、36、46標準に合致すると公言している中国標準必須特許について、OPPO及び/又はその関係会社がすでに関連特許を実施したことを前提として、その移動端末製品に対してライセンスする条件を確定すること； 3. シズベルが本件の訴訟料金及び関連費用を負担すること。	2019年、シズベルがイギリス、オランダ、イタリアの三つの司法管轄区域で、OPPOに対して特許権侵害訴訟を提起した。 2019年9月、OPPOが広州知的財産権法院に標準必須特許のロイヤリティに関する訴訟を提起し、シズベルの行為がFRAND原則に違反したと認定し、26、36、46標準に関するシズベルの中国標準必須特許のライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、OPPOがさらに支配的市場地位濫用の訴訟を提起した。 2021年7月23日、OPPOとシズベルが特許ライセンス契約を締結したことによって、全世界の複数の国家での特許侵害訴訟、無効審判、異議などの手続きが終わった。	開示無し	開示無し	開示無し	開示無し	開示無し	本件の案件番号が（2019）粵73知民初1415号で、関連情報がOPPO対シズベルの（2020）粵73民初451号支配的市場地位濫用紛争に関する二審管轄権異議裁定書に開示された内容で、現時点では本件の判決/裁定がまだ開示されなかった。	開示無し	和解/訴訟取下げ2件（ロイヤリティ紛争1件、FRAND紛争1件としてカウント）	ロイヤリティ紛争1件、FRAND紛争1件としてカウント（計2件）	通信×2
19	14-1	2020	武漢市中級人民法院	1. 小米通信技術有限公司 2. 小米之家商業有限公司 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital, Inc.； 2. Inte Digital Holding, Inc.	米国（権利者）	⑤		○						○		FRAND原則に従って、双方間の標準必須特許ロイヤリティの交渉に係ったグローバル料率又は料率の範囲を裁決するよう、裁判所に請求した。	2019年、シズベルがイギリス、オランダ、イタリアの三つの司法管轄区域で、OPPOに対して特許権侵害訴訟を提起した。 2019年9月、OPPOが広州知的財産権法院に標準必須特許のロイヤリティに関する訴訟を提起し、シズベルの行為がFRAND原則に違反したと認定し、26、36、46標準に関するシズベルの中国標準必須特許のライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、OPPOがさらに支配的市場地位濫用の訴訟を提起した。 2021年7月23日、OPPOとシズベルが特許ライセンス契約を締結したことによって、全世界の複数の国家での特許侵害訴訟、無効審判、異議などの手続きが終わった。	一審	一審行為保全裁定書（訴訟差止め命令）（2020）鄂01知民初169号の一	武漢市中級人民法院	2020.9.23	リンク	1. Inter Digitalが武漢の案件を知った後、裁判所を尊重し、本件訴訟の展開に協力することがなく、インド裁判所に仮差止め命令と永久差止め命令を請求し、武漢市中級人民法院の管轄を排斥したので、その主観的な態度が明らかである。 2. Inter Digitalがインド裁判所に請求した差止め命令が、本件判決の執行を困難にする。 3. Inter Digitalが請求した仮差止め命令と永久差止め命令が、小米のインド市場に影響を与え、構わない損害をもたらす。 4. 訴訟差止め命令の発行がInter Digitalにいかなる実質的な損害を与えなく、社会公共利益に影響や損害を与えない。 そのため、武漢市中級人民法院が訴訟差止め命令を発行した。	訴訟差止め命令の発行	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
20	14-2	2020	武漢市中級人民法院	1. 小米通信技術有限公司 2. 小米之家商業有限公司 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital, Inc.； 2. Inte Digital Holding, Inc.	米国（権利者）	⑤		○						○		FRAND原則に従って、双方間の標準必須特許ロイヤリティの交渉に係ったグローバル料率又は料率の範囲を裁決するよう、裁判所に請求した。	2015年から、小米とInter Digitalが無線通信標準必須特許のライセンスについて交渉し始めたが、交渉が数回にわたって、実質的な進展がないので、交渉が膠着状態に陥った。 2020年6月9日、小米が武漢市中級人民法院に提訴し、FRAND原則に従ってグローバル料率又は料率の範囲を裁決するよう請求した。 2020年7月29日、Inter Digitalがインドデリー高等裁判所に小米に対して特許権侵害訴訟を提起し、且つ、差止め命令を請求した。 2021年8月3日、Inter Digitalが小米との和解を公布し、双方がライセンス契約を締結した。	一審	一審行為保全裁議裁定書（訴訟差止め命令に関する復議）；（2020）鄂01知民初169号の二	武漢市中級人民法院	2020.12.4	リンク	Inter Digitalが武漢市中級人民法院に復議を請求し、上記訴訟差止め命令を取り消すよう請求した。 武漢市中級人民法院が復議裁定により下記の認定をした。 1. 本件が電子メールで送達したことが、中国民事訴訟法の規定に合致する。 2. 本件の訴訟差止め命令が緊急事態で下され、ヒヤリングをしなかったことが手続きに違反しない。 3. 本件訴訟差止め命令の適用範囲が全世界に及ぶことには失当がない。 4. 訴訟差止め命令の発行が、被請求人の一方的な陳述のみに依拠するのではなく、重要な証拠を欠いていない、Inter Digitalが関連審理に欠席し、証拠を提出しなかったことの原因が、本件の審理手続きを無視したことである。 5. インド訴訟が本件に影響を与える。 6. 訴訟差止め命令の発行が国際礼譲原則に違反せず、他の国家の司法主権に干渉しない。 7. 一日当たりの罰金を確定することが法律規定に反しない。 結局、武漢市中級人民法院がInter Digitalの復議請求を棄却した。	訴訟差止め命令の発行	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
21	15-1	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○						○		シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	一審	一審管轄権異議裁定書；（2019）粵73民初1348号	北京知的財産権法院	2020.10.21	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
22	15-2	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○						○		シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	二審	二審管轄権異議裁定書；（2021）最高法知民轄終142号	最高人民法院	2021.8.25	リンク	シズベルが北京知的財産権法院の下した管轄裁定に不服し、上訴を提起した。上訴において、シズベルが2021年8月13日に上訴請求の取下げを提出し、最高人民法院が裁定を下し、シズベルによる上訴取下げを認めた。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
23	15-3	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○								シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	一審	一審訴訟取下げ裁定書；（2019）京73民初1348号の一	北京知的財産権法院	2021.9.27	リンク	小米が2021年8月16日に本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産権法院が裁定を下し、小米による訴訟取下げを認めた。	訴訟取下げ			
24	16-1	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○						○		シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	一審	一審管轄権異議裁定書；（2019）粵73民初1349号	北京知的財産権法院	2020.10.21	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
25	16-2	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○						○		シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	二審	二審管轄権異議裁定書；（2021）最高法知民轄終146号	最高人民法院	2021.8.25	リンク	シズベルが北京知的財産権法院の下した管轄裁定に不服し、上訴を提起した。上訴において、シズベルが2021年8月13日に上訴請求の取下げを提出し、最高人民法院が裁定を下し、シズベルによる上訴取下げを認めた。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
26	16-3	2019	北京知的財産権法院	1. 小米通信技術有限公司； 2. 小米科技有限責任公司； 3. 北京小米移動ソフト有限公司	中国（実施者）	1. シズベル国際有限公司； 2. シズベル香港有限公司	ルクセンブルク（権利者）	⑤		○								シズベルが有している無線伝送技術の特許ポートフォリオのすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定。	2019年4月～5月に、シズベルがイギリスとイタリアで小米に対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年5月から、シズベルがオランダで小米に対して訴訟3件を相次いで提起し、その中の2件において仮差止め命令を請求した。 2020年11月、オランダハーグ裁判所が、小米がシズベルの特許権を侵害しなかったと認定した。 双方が2020年6月30日に双方の和解を発表した。	一審	一審訴訟取下げ裁定書；（2019）京73民初1349号の一	北京知的財産権法院	2021.9.27	リンク	小米が2021年8月16日に本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産権法院が裁定を下し、小米による訴訟取下げを認めた。	訴訟取下げ			
27	17-1	2019	深圳市中級人民法院	1. ファーウェイ技術有限公司 2. ファーウェイ終端（シンセン）有限公司 3. ファーウェイ終端有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital公司 2. Inter Digital技術公司 3. Inter Digital特許ホールディングス公司 4. IPRライセンス公司 5. IDACホールディングス公司 6. IDTPホールディングス公司 7. VID拓展公司	米国（権利者）	⑤		○						○		2019年1月に、Huaweiがシンセン市中級人民法院に訴訟を提起し、Inter DigitalがFRAND原則に違反したと主張し、合理的なライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、Inter Digitalがロンドンでイギリス高等裁判所にHuaweiに対して特許権侵害訴訟を提起し、Inter Digitalの有する3G、4G、5G標準必須特許のグローバルライセンス条件を裁決するよう、イギリス裁判所に請求し、且つ差止め命令を請求した。 2020年7月、Inter Digitalが訴訟外で和解したことを理由として上訴の取下げを請求したことが、双方がすでに和解したことを表明した。	2019年1月に、Huaweiがシンセン市中級人民法院に訴訟を提起し、Inter DigitalがFRAND原則に違反したと主張し、合理的なライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、Inter Digitalがロンドンでイギリス高等裁判所にHuaweiに対して特許権侵害訴訟を提起し、Inter Digitalの有する3G、4G、5G標準必須特許のグローバルライセンス条件を裁決するよう、イギリス裁判所に請求し、且つ差止め命令を請求した。 2020年7月、Inter Digitalが訴訟外で和解したことを理由として上訴の取下げを請求したことが、双方がすでに和解したことを表明した。	一審	一審管轄権異議裁定書；（2019）粵03民初1号	シンセン市中級人民法院	2019.12.2	開示無し	二審裁定に開示された情報に基づき、シンセン市中級人民法院が下した一審裁定において、Inter Digitalによる管轄権異議が棄却された。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
28	17-2	2019	シンセン市中級人民法院	1. ファーウェイ技術有限公司 2. ファーウェイ終端（シンセン）有限公司 3. ファーウェイ終端有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital公司 2. Inter Digital技術公司 3. Inter Digital特許ホールディングス公司 4. IPRライセンス公司 5. IDACホールディングス公司 6. IDTPホールディングス公司 7. VID拓展公司	米国（権利者）	⑤		○						○		2019年1月に、Huaweiがシンセン市中級人民法院に訴訟を提起し、Inter DigitalがFRAND原則に違反したと主張し、合理的なライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、Inter Digitalがロンドンでイギリス高等裁判所にHuaweiに対して特許権侵害訴訟を提起し、Inter Digitalの有する3G、4G、5G標準必須特許のグローバルライセンス条件を裁決するよう、イギリス裁判所に請求し、且つ差止め命令を請求した。 2020年7月、Inter Digitalが訴訟外で和解したことを理由として上訴の取下げを請求したことが、双方がすでに和解したことを表明した。	2019年1月に、Huaweiがシンセン市中級人民法院に訴訟を提起し、Inter DigitalがFRAND原則に違反したと主張し、合理的なライセンス条件を確定するよう、裁判所に請求した。 2019年12月、Inter Digitalがロンドンでイギリス高等裁判所にHuaweiに対して特許権侵害訴訟を提起し、Inter Digitalの有する3G、4G、5G標準必須特許のグローバルライセンス条件を裁決するよう、イギリス裁判所に請求し、且つ差止め命令を請求した。 2020年7月、Inter Digitalが訴訟外で和解したことを理由として上訴の取下げを請求したことが、双方がすでに和解したことを表明した。	二審	二審上訴取下げ裁定書；（2020）最高法知民轄終232号	最高人民法院	2020.7.1	リンク	案件審理において、Inter Digitalが訴訟外で和解したことを理由として上訴の取下げを請求し、且つ、最高人民法院に許可された。	訴訟取下げ			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 審議紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 慣行誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟に よる違 害賠償 責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
29	18-1	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○							○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審管轄権異議裁定定書：(2019)沪73知民初258号	上海知的財産権法院	2019. 10. 11	リンク	TCLが本件において管轄権異議を申し立て、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 上海知的財産権法院の認定： 1. 同一訴訟における複数の被告の住所地、よく居住している場所が二つの裁判所の管轄区域にある場合、各裁判所がいずれも管轄権を有する。権利侵害行為で提起した訴訟が、権利侵害行為の行為地又は被告住所地の裁判所に管轄される。 2. 被疑侵害製品の販売者である悦電經營部が本件被告の一つであり、その住所地が上海市静安区で、上海知的財産権法院の管轄区域に属し、上海知的財産権法院がこれに基づき本件の管轄権を有する。 上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
30	18-2	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○					○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	二審	二審管轄権異議裁定定書：(2020)最高法知民終第23号	最高人民法院	2020. 4. 8	リンク	TCLが上海知的財産権法院の下した一審管轄権異議裁定に不服し、最高人民法院に上訴を提起し、原審裁定の取下げを請求し、且つ、本件においてTCLと高清編解码科技有限责任公司との紛争について原審裁判所が管轄権を有しなく、本件におけるTCLに関する紛争を広州知的財産権法院に移送する旨の裁定を下すよう、請求した。 最高人民法院の認定： 1. 悦電經營部が発行した領収書に記載の製品型番、金額、購入日が、いずれも高清編解码科技有限责任公司が公証付き購買した情報と一致したため、高清編解码科技有限责任公司と悦電經營部の間には売買契約の関係があり、悦電經營部が被疑侵害品の販売者であることを認定できる。 2. たとえ領収書発行の代行の問題があっても、売買関係が存在する事実を否定できなく、領収書発行の代行が関連規定に違反し、行政管理の範囲に含まれ、発明特許権侵害民事訴訟である本件の管轄権の確定に影響を与えない。 3. 被疑侵害品の販売者である悦電經營部が本件原告の被告の一つで、その經營場所が上海市静安区で、原審裁判所が発明特許権侵害紛争を管轄する区域に属するので、原審裁判所が本件に対して管轄権を有する。そのため、最高人民法院が裁定を下し、上訴を棄却した。						
31	18-3	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○									1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審訴訟取下げ裁定定書：(2019)沪73知民初258号の一	上海知的財産権法院	2020. 10. 22	リンク	高清編解码科技有限责任公司が2020年10月22日に訴訟の取下げを請求し、且つ、裁判所に許可された。				
32	19-1	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○							○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審管轄権異議裁定定書：(2019)沪73知民初259号の一	上海知的財産権法院	2019. 10. 11	リンク	TCLが本件において管轄権異議を申し立て、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 上海知的財産権法院の認定： 1. 同一訴訟における複数の被告の住所地、よく居住している場所が二つの裁判所の管轄区域にある場合、各裁判所がいずれも管轄権を有する。権利侵害行為で提起した訴訟が、権利侵害行為の行為地又は被告住所地の裁判所に管轄される。 2. 被疑侵害製品の販売者である悦電經營部が本件被告の一つであり、その住所地が上海市静安区で、上海知的財産権法院の管轄区域に属し、上海知的財産権法院がこれに基づき本件の管轄権を有する。 上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
33	19-2	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○					○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	二審	二審管轄権異議裁定定書：(2020)最高法知民終第64号	最高人民法院	2020. 4. 1	リンク	TCLが上海知的財産権法院の下した一審管轄権異議裁定に不服し、最高人民法院に上訴を提起し、原審裁定の取下げを請求し、且つ、本件においてTCLと高清編解码科技有限责任公司との紛争について原審裁判所が管轄権を有しなく、本件におけるTCLに関する紛争を広州知的財産権法院に移送する旨の裁定を下すよう、請求した。 最高人民法院の認定： 1. 悦電經營部が発行した領収書に記載の製品型番、金額、購入日が、いずれも高清編解码科技有限责任公司が公証付き購買した情報と一致したため、高清編解码科技有限责任公司と悦電經營部の間には売買契約の関係があり、悦電經營部が被疑侵害品の販売者であることを認定できる。 2. たとえ領収書発行の代行の問題があっても、売買関係が存在する事実を否定できなく、領収書発行の代行が関連規定に違反し、行政管理の範囲に含まれ、発明特許権侵害民事訴訟である本件の管轄権の確定に影響を与えない。 3. 被疑侵害品の販売者である悦電經營部が本件原告の被告の一つで、その經營場所が上海市静安区で、原審裁判所が発明特許権侵害紛争を管轄する区域に属するので、原審裁判所が本件に対して管轄権を有する。そのため、最高人民法院が裁定を下し、上訴を棄却した。						
34	19-3	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○									1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審訴訟取下げ裁定定書：(2019)沪73知民初259号	上海知的財産権法院	2020. 10. 22	リンク	高清編解码科技有限责任公司が2020年10月22日に訴訟の取下げを請求し、且つ、裁判所に許可された。				
35	20-1	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○							○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審管轄権異議裁定定書：(2019)沪73知民初260号	上海知的財産権法院	2019. 10. 11	リンク	TCLが本件において管轄権異議を申し立て、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 上海知的財産権法院の認定： 1. 同一訴訟における複数の被告の住所地、よく居住している場所が二つの裁判所の管轄区域にある場合、各裁判所がいずれも管轄権を有する。権利侵害行為で提起した訴訟が、権利侵害行為の行為地又は被告住所地の裁判所に管轄される。 2. 被疑侵害製品の販売者である悦電經營部が本件被告の一つであり、その住所地が上海市静安区で、上海知的財産権法院の管轄区域に属し、上海知的財産権法院がこれに基づき本件の管轄権を有する。 上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
36	20-2	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○					○		1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	二審	二審管轄権異議裁定定書：(2020)最高法知民終第214号	最高人民法院	2020. 6. 28	リンク	TCLが上海知的財産権法院の下した一審管轄権異議裁定に不服し、最高人民法院に上訴を提起し、原審裁定の取下げを請求し、且つ、本件においてTCLと高清編解码科技有限责任公司との紛争について原審裁判所が管轄権を有しなく、本件におけるTCLに関する紛争を広州知的財産権法院に移送する旨の裁定を下すよう、請求した。 最高人民法院の認定： 1. 悦電經營部が発行した領収書に記載の製品型番、金額、購入日が、いずれも高清編解码科技有限责任公司が公証付き購買した情報と一致したため、高清編解码科技有限责任公司と悦電經營部の間には売買契約の関係があり、悦電經營部が被疑侵害品の販売者であることを認定できる。 2. たとえ領収書発行の代行の問題があっても、売買関係が存在する事実を否定できなく、領収書発行の代行が関連規定に違反し、行政管理の範囲に含まれ、発明特許権侵害民事訴訟である本件の管轄権の確定に影響を与えない。 3. 被疑侵害品の販売者である悦電經營部が本件原告の被告の一つで、その經營場所が上海市静安区で、原審裁判所が発明特許権侵害紛争を管轄する区域に属するので、原審裁判所が本件に対して管轄権を有する。そのため、最高人民法院が裁定を下し、上訴を棄却した。						
37	20-3	2019	上海知的財産権法院	高清編解码科技有限责任公司	米国（権利者）	1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 上海市闸北区悦電通信設備經營部	中国（実施者）	④	○									1. 被告であるTCLが直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の製造、販売、販売申し出の行為を停止すること。 2. 被告である悦電經營部が直ちに原告発明特許権を侵害するTCLS80携帯電話の販売、販売申し出の行為を停止すること。 3. 被告であるTCLが、原告に経済的な損失10万元、合理的な費用10万元、計20万元を賠償すること。	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限责任公司に訴えられた。その後、VivoとOPPOが反撃し、係争特許に対して無効審判請求を相次いで提出したが、ほとんど失敗した。 不完全な統計によると、複数の中国携帯電話のメーカーがいずれも特許権侵害の理由で高清編解码科技有限责任公司に訴えられ、その権利基礎とする特許権の数量が6件以上である。	一審	一審訴訟取下げ裁定定書：(2019)沪73知民初260号の一	上海知的財産権法院	2020. 10. 22	リンク	高清編解码科技有限责任公司が2020年10月22日に訴訟の取下げを請求し、且つ、裁判所に許可された。				
38	21-1	2019	深圳市中级人民法院	ハイテラ	中国（実施者）	モトローラ	米国（権利者）	⑤			○							被告が米国特許1件に基づき米国で原告に対してITC調査手続き及び特許権侵害訴訟を提起した行為、及びオーストラリア特許1件に基づきオーストラリアで原告に対して特許権侵害訴訟を提起した行為が、双方締結したDMR標準必須特許ライセンス契約に違反したことを確認し、且つ、モトローラに対して違約行為を即時に停止し、上記特許権侵害訴訟を取り下げるよう命じる。違約行為で原告に与えた損失について、原告に5000万元を賠償し、且つ、他の合理的な費用及び訴訟料金を負担することを被告に命じる。	2017年モトローラが米国、ドイツ、オーストラリアで相次いで特許権侵害訴訟を提起した。同年の8月に、ハイテラもオハイオ州でモトローラに対して特許権侵害訴訟を提起し、9月に、北京知的財産権法院に支配的市場地位濫用の訴訟を提起し、11月に広州で特許権侵害訴訟を提起した。同年の12月に、ハイテラが米ニュージャージー州でモトローラに対して独占禁止法と不正競争防止法に関する訴訟を提起した。2019年にハイテラが本件訴訟を提起し、モトローラが双方の標準必須特許ライセンス契約の約定に違反したことの確認及び損害賠償を請求した。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	判決・裁定の開示がない	開示無し	未決	1件としてカウント	通信
39	22-1	2019	深圳市中级人民法院	ハイテラ	中国（実施者）	モトローラ	米国（権利者）	⑤				○						被告が米国特許1件に基づき米国で原告に対してITC調査手続き及び特許権侵害訴訟を提起した行為、及びオーストラリア特許1件に基づきオーストラリアで原告に対して特許権侵害訴訟を提起した行為が、双方締結したDMR標準必須特許ライセンス契約に違反したことを確認し、且つ、モトローラに対して違約行為を即時に停止し、上記特許権侵害訴訟を取り下げるよう命じる。違約行為で原告に与えた損失について、原告に5000万元を賠償し、且つ、他の合理的な費用及び訴訟料金を負担することを被告に命じる。	2017年モトローラが米国、ドイツ、オーストラリアで相次いで特許権侵害訴訟を提起した。同年の8月に、ハイテラもオハイオ州でモトローラに対して特許権侵害訴訟を提起し、9月に、北京知的財産権法院に支配的市場地位濫用の訴訟を提起し、11月に広州で特許権侵害訴訟を提起した。同年の12月に、ハイテラが米ニュージャージー州でモトローラに対して独占禁止法と不正競争防止法に関する訴訟を提起した。2019年にハイテラが本件訴訟を提起し、モトローラが双方の標準必須特許ライセンス契約の約定に違反したことの確認及び損害賠償を請求した。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	判決・裁定の開示がない	開示無し	未決	1件としてカウント	通信
40	23-1	2019	鄭州市中级人民法院	河南農大迅捷測控技術有限公司	中国（権利者）	河南中西恒大儀器儀表有限公司	中国（実施者）	③	○										2017年モトローラが米国、ドイツ、オーストラリアで相次いで特許権侵害訴訟を提起した。同年の8月に、ハイテラもオハイオ州でモトローラに対して特許権侵害訴訟を提起し、9月に、北京知的財産権法院に支配的市場地位濫用の訴訟を提起し、11月に広州で特許権侵害訴訟を提起した。同年の12月に、ハイテラが米ニュージャージー州でモトローラに対して独占禁止法と不正競争防止法に関する訴訟を提起した。2019年にハイテラが本件訴訟を提起し、モトローラが双方の標準必須特許ライセンス契約の約定に違反したことの確認及び損害賠償を請求した。	一審	一審判決書：(2019)豫01民初651号	鄭州市中级人民法院	2019. 6. 28	リンク	中国農業業界標準（NY/T1848-2010）における関連要求がいずれも原告の係争特許二件の保護範囲に含まれているので、被告の関連製品が特許権を侵害したと鄭州市中级人民法院が審理した上認定し、且つ、侵害行為の差止及び15万元の損失を賠償する旨の判決を下した。				

通し番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権侵害紛争（特許権者間の紛争を含む）	標準必須特許ロイヤリティ紛争	独占紛争	契約紛争	FRAND義務違反又は標準化実原則違反紛争	重要な知財権起による損害賠償責任紛争	不正競争紛争	管轄権異議	訴訟差止め紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定の類別及び案件番号	判決又は裁定を下した裁判所	判決又は裁定を下した日付	判決又は裁定が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定結果	案件最終結果	関与対象判例	業界分野
41	23-2	2019	鄭州市中级人民法院	河南農大迅捷測試技術有限公司	中国（権利者）	河南中西恒大儀器儀表有限公司	中国（実施者）	③	○									1. 侵害行為の差止及び侵害品の廃却； 2. 経済的損失計100万元を原告に賠償すること； 3. 侵害行為の制止のために支出した合理的な費用計5万元を原告に賠償すること； 4. 被告が本件のすべての訴訟料金を負担すること。	本件が中国農業標準分野の標準必須特許に関する紛争で、グローバルな並行訴訟がない。	二審	二審判決書：（2019）最高法知民終382号	最高人民法院	2019.11.25	リンク	本件の被告である河南中西恒大儀器儀表有限公司が一审判決に不服し、最高人民法院に上訴を提起した。 最高人民法院の認定 1. 中西恒大社が関連業界の標準に基づき被疑侵害品を生産していることを自認し、且つ、業界標準と係争特許の保護範囲の一致性を否定しなかったことで、被疑侵害品が係争特許の保護範囲に含まれている。 2. 特許権者が標準を制定する際に、標準必須特許の関連情報を披露しなかったことが、標準必須特許の告示ライセンスに該当するには不十分である。 3. 標準必須特許権者には明らかな誤りがないが、標準実施者には明らかな誤りがある場合、標準必須特許の実施者に対して標準実施の差止を判決しなければならない。本件において、関連標準の制定において、係争特許がまだ権利付与されなかった中で、特許権者が関連権権を明示しなかったことには明らかな誤りがないが、被告が関連特許権を明知しているのに、事前に特許権者と協議しなかった場合、主観的な誤りが明らかである。 結局、最高人民法院が上訴を棄却し、原審判決を維持する旨の判決を下した。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	農業
42	24-1	2019	青島市中級人民法院	A氏	中国（権利者）	山東省惠諾薬業有限公司	中国（実施者）	③	○									1. 経済的損失計5000万元を原告に賠償すること； 2. 被告が本件の訴訟料金を負担すること。	本件が中国医薬品業界分野の標準必須特許に関する紛争で、グローバルな並行訴訟がない。	一審	一審判決書：（2019）魯02民初237号	青島市中級人民法院	2020. 8. 5	リンク	青島市中級人民法院の認定： 1. 本件において、係争特許の技術が惠諾社の申請した関連医薬品国家標準と一致しているが、関連医薬品国家標準の公布時間が2013年7月11日であり、係争特許の出願日が2013年4月2日であり、関連医薬品標準の公布の以前、係争特許が出願の段階で、権利を付与されるべきが確定ではなく、且つ、国家標準が公布する前に、その内容も確定ではないので、関連医薬品国家標準の公布時間が係争特許の出願日に近いことのみに基づき、惠諾薬業社が係争特許の取得には悪意があると推測するには依据がない。 2. 原告が惠諾薬業社の申請した関連医薬品標準と同一の技術を出願し、且つ、権利付与されたことを、惠諾薬業社が知っていることについて、原告が証明できる証拠を提出しなかったため、惠諾薬業社には権利侵害の故意を持っていない。 3. 本件の状況を総合して考えて、惠諾薬業社が原告に経済的損失計500万元を賠償しなければならない。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	医薬品
43	25-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3353号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
44	25-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○							○				二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終115号	最高人民法院	2019. 9. 29	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
45	25-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3333号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
46	26-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3349号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
47	26-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終123号	最高人民法院	2019. 9. 29	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
48	26-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3349号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
49	27-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3360号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
50	27-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終124号	最高人民法院	2019. 9. 29	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
51	27-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3360号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
52	28-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3351号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
53	28-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終125号	最高人民法院	2019. 9. 29	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
54	28-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3351号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
55	29-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3352号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
56	29-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終126号	最高人民法院	2019. 10. 8	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
57	29-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3352号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
58	30-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。結局、高清編碼科技有限公司有限責任公司が小米と和解に達成し、訴訟を取り下げた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3362号	南京市中级人民法院	2019. 4. 15	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
59	30-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議訴訟取り下げ裁定書：（2019）最高法知民終127号	最高人民法院	2019. 10. 8	リンク	小米が2019年9月27日に管轄権異議上訴の取下げを請求し、最高人民法院が小米による上訴取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
60	30-3	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. 小米通信技術有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）蘇01民初3362号の一	南京市中级人民法院	2019. 12. 18	リンク	2019年9月29日、双方がライセンス協議を締結し、且つ、すでに履行済みであることを理由として、高清編碼科技有限公司有限責任公司が訴訟の取下げを請求し、且つ、南京市中级人民法院が訴訟取下げの請求を認める旨の裁定を下した。				
61	31-1	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○	開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編碼科技有限公司有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）蘇01民初3357号	南京市中级人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件としてカウント	通信
62	31-2	2018	南京市中级人民法院	高清編碼科技有限公司有限責任公司	米国（権利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限公司	中国（実施者）	④	○								○			二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2019）蘇民終127号	江蘇省高级人民法院	2019. 3. 28	リンク	Vivoが一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原審裁定を取下げ、本件を広州知的財産法院に移送するよう請求した。南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原審被告の一つの蘇寧社の住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有するの最高人民法院が認定した。そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定を下した。				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争（特 許客権紛争 含む）	標準必 須特許 ロイヤリ ティ紛争	強占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還額 未払い 請求紛 争	虚偽な 知財権 訴訟提 起による 損害賠 償責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め命 令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が開示さ れたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
63	32-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3348号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	Vivoが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、 原審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の住所 地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有すると最 高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
64	32-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終144号	最高人民法 院	2019. 7. 29	リンク							
65	33-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3359号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	Vivoが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の住所 地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有すると最 高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
66	33-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終145号	最高人民法 院	2019. 7. 29	リンク							
67	34-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3363号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	Vivoが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の住所 地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有すると最 高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
68	34-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終146号	最高人民法 院	2019. 7. 29	リンク							
69	35-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3365号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	Vivoが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の住所 地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有すると最 高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
70	35-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終147号	最高人民法 院	2019. 7. 30	リンク							
71	36-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3365号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	Vivoが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の住所 地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有すると最 高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
72	36-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. Vivo移動通信有限公司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終148号	最高人民法 院	2019. 7. 29	リンク							
73	37-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3354号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	OPPOが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の 住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する と最高人民法院が認定した。原審裁判所がすでに案件を受理し立件した場 合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持され ない。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
74	37-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終63号	最高人民法 院	2019. 6. 28	リンク							
75	38-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3350号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	OPPOが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の 住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する と最高人民法院が認定した。原審裁判所がすでに案件を受理し立件した場 合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持され ない。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
76	38-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終69号	最高人民法 院	2019. 6. 28	リンク							
77	39-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3358号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	OPPOが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の 住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する と最高人民法院が認定した。原審裁判所がすでに案件を受理し立件した場 合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持され ない。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
78	39-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終72号	最高人民法 院	2019. 6. 28	リンク							
79	40-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3364号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	OPPOが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の 住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する と最高人民法院が認定した。原審裁判所がすでに案件を受理し立件した場 合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持され ない。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
80	40-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終74号	最高人民法 院	2019. 6. 28	リンク							
81	41-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○										2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを 含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技 有限責任公司に訴えられた。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3355号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	OPPOが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原 審裁定を取下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の二つの専事社の 住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する と最高人民法院が認定した。原審裁判所がすでに案件を受理し立件した場 合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持され ない。 そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定 を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
82	41-2	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○									二審		二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2019） 最高法知民轄 終80号	最高人民法 院	2019. 6. 28	リンク							
83	42-1	2018	南京市中級 人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○											一審	一審管轄権異 議裁定書： (2018)蘇01民 初3356号	南京市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し					

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害争争（特 許権侵害 争争）	標準必 須特許 ロイヤ リ付争	独占争	契約争	FRAND 義務違 反又は 償還額 決定争	原告が 訴訟上 の責任 を負担 する争	不正 競争 争争	管理権 争争	訴訟差 止め争 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
84	42-2	2018	南京市中级人民法院	高清編解码科技有限責任 公司	米国（権 利者）	1. OPPO広東移動通信有限公 司； 2. 南京白下蘇寧易購商貿有限 公司	中国（実施 者）	④	○							○		開示無し	2018年11月、特許権侵害を理由として、小米、VivoとOPPOを含む複数の中国携帯電話メーカーが、相次いで高清編解码科技有限責任公司に訴えられた。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2019）伊73民終82号	最高人民法院	2019. 6. 28	リンク	OPPOが一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原審裁定を取下げ、本件を広州知財法院に移送するよう請求した。南京市が被疑侵害販売行為の行為地であり、原告被告の一つの蘇寧社の住所地でもあるので、江蘇省南京市中级人民法院が本件の管轄権を有する裁判所であると認定した。原告裁判所に対して案件を受理した場合、本件を他の管轄権のある裁判所に移送するOPPOの上訴理由が支持されない。そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定を下した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信	
85	43-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初658号	上海知財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
86	43-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	一審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終46号	上海市高級 人民法院	2019. 3. 20	リンク	宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。被告である旭達会社の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定して、そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
87	43-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初658号	上海知財 産権法院	2019. 11. 1	リンク	上海宜普が2019年11月30日に訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
88	44-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初461号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
89	44-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終263号	上海市高級 人民法院	2018. 12. 5	リンク	聯発科と宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取下げ、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。被告である旭水会社の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定して、そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
90	44-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初461号	上海知財 産権法院	2019. 11. 1	リンク	2019年10月30日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
91	45-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初462号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
92	45-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終264号	上海市高級 人民法院	2018. 12. 5	リンク	聯発科と宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取下げ、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。被告である旭水会社の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定して、そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
93	45-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初462号	上海知財 産権法院	2019. 11. 1	リンク	2019年10月30日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
94	46-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初463号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
95	46-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終265号	上海市高級 人民法院	2018. 12. 5	リンク	聯発科と宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取下げ、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。被告である旭水会社の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定して、そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
96	46-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初463号	上海知財 産権法院	2019. 11. 1	リンク	2019年10月30日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
97	47-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初38号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
98	47-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終156号	上海市高級 人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取下げ、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭水が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭水の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定した。そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
99	47-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初38号	上海知財 産権法院	2019. 9. 19	リンク	2019年9月9日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
100	48-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初39号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
101	48-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）伊73民終157号	上海市高級 人民法院	2018. 8. 1	リンク	上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭水が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭水の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定した。そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
102	48-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初39号	上海知財 産権法院	2019. 9. 19		2019年9月9日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
103	49-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初176号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			
104	49-2	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民終158号	上海市高級 人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇電が一审裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取下げ、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭水が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭水の住所が上海市であるので、上海知財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高级人民法院が認定した。そのため、上海市高级人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
105	49-3	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○									開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）伊73民初176号	上海知財 産権法院	2019. 9. 19	リンク	2019年9月9日、上海宜普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
106	50-1	2018	上海知財 産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権 利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセ ン）有限公司； 3. 上海旭達貿易有限公司（原 名：上海旭水貿易有限公司）	中国（実施 者）	③	○							○		開示無し	上海宜普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）伊73民初177号	上海知財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し		異議棄却			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リタイ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 標準化 実施異 議紛争	重要な 知財 訴訟提 起によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁 定を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定が 開示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
107	50-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○							○		開示無し	2016年1月19日に、上海宜普が上海裁判所に提訴し、被告の宇竜（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宜普が上海知的財産権法院に聯発科、宇竜に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪73民終159号	上海市高級人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭永が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭永の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
108	50-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）沪73民初177号	一審	上海知的財産権法院	2019. 9. 19	リンク	2019年9月9日、上海宜普が訴訟取下げの請求を提出した。 上海知的財産権法院が訴訟取下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
109	51-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初178号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
110	51-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第160号	二審	上海市高級人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭永が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭永の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
111	51-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）沪73民初178号	一審	上海知的財産権法院	2019. 9. 19	リンク	2019年9月9日、上海宜普が訴訟取下げの請求を提出した。 上海知的財産権法院が訴訟取下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
112	52-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初180号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
113	52-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第161号	二審	上海市高級人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭永が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭永の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
114	52-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）沪73民初180号	一審	上海知的財産権法院	2019. 9. 19	リンク	2019年9月9日、上海宜普が訴訟取下げの請求を提出した。 上海知的財産権法院が訴訟取下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
115	53-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初464号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
116	53-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第284号	二審	上海市高級人民法院	2018. 12. 12	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 上海宜普が初步的な証拠を提出し、旭永が被疑侵害品を販売した行為を証明し、それを共同被告として提訴し、且つ、旭永の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
117	53-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）沪73民初464号	一審	上海知的財産権法院	2019. 11. 1	リンク	2019年10月30日、上海宜普が訴訟取下げの請求を提出した。 上海知的財産権法院が訴訟取下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
118	54-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初466号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
119	54-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第286号	二審	上海市高級人民法院	2018. 12. 12	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被告である旭遠公司の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
120	54-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司(原名：上海旭永貿易有限公司)	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟取下げ裁定書：（2018）沪73民初466号	一審	上海知的財産権法院	2019. 11. 1	リンク	2019年10月30日、上海宜普が訴訟取下げの請求を提出した。 上海知的財産権法院が訴訟取下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ				
121	55-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初41号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
122	55-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第231号	二審	上海市高級人民法院	2018. 9. 28	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被疑侵害品を販売した行為の実施地が上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信	
123	55-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭遠貿易有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初41号	一審	上海知的財産権法院	2018. 11. 3	リンク	2018年9月19日、国家知的財産権局特許複審委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。	提訴棄却				
124	56-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初181号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
125	56-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第234号	二審	上海市高級人民法院	2018. 9. 28	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 2018年、上海宜普が上海知的財産権法院に聯発科、宇竜に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信	
126	56-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初181号	一審	上海知的財産権法院	2018. 11. 3	リンク	2018年9月26日、国家知的財産権局特許複審委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。	提訴棄却				
127	57-1	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	開示無し	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初37号	一審	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し					
128	57-2	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○	被告三社が共同して原告に経済的な損失計100万円を賠償する。	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終第155号	二審	上海市高級人民法院	2018. 8. 1	リンク	聯発科と宇竜が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 2018年、上海宜普が上海知的財産権法院に聯発科、宇竜に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信	
129	57-3	2018	上海知的財産権法院	上海宜普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇竜計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初37号	一審	上海知的財産権法院	2018. 10. 26	リンク	2018年8月29日、国家知的財産権局特許複審委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。	提訴棄却				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 模倣紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還義 務違反 紛争	重要な 知財権 訴訟起 訴による 損害賠 償責任 紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が明示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
130	58-1	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○							○		被告三社が共同して原告に経済的な損失計100万元を賠償する。	上海宣普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宣普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宣普が上海知的財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初字第40号	上海知的財産権法院	2018. 7. 18	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被告である旭永公司の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海知的財産権法院が認定して、上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
131	58-2	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○						○		二審		二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終結230号	上海市高級人民法院	2018. 9. 28	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被告である旭永公司の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						
132	58-3	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								一審		一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初字第40号の一	上海知的財産権法院	2018. 11. 15	リンク	2018年10月22日、国家知的財産権局特許審査委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。						
133	59-1	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○							○		被告三社が共同して原告に経済的な損失計100万元を賠償する。	上海宣普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宣普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宣普が上海知的財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初字第42号	上海知的財産権法院	2018. 7. 18	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被告である旭永公司の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海知的財産権法院が認定して、上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
134	59-2	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○						○		二審		二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終結232号	上海市高級人民法院	2018. 9. 28	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 不法行為地が被疑侵害品販売行為の実施地を含み、且つ、被上訴人がすでに初步的な証拠を提出し、被疑侵害品販売行為の実施地が上海であることを証明したので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						
135	59-3	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								一審		一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初字第42号の一	上海知的財産権法院	2018. 12. 20	リンク	2018年10月12日、国家知的財産権局特許審査委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。						
136	60-1	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○							○		被告三社が共同して原告に経済的な損失計100万元を賠償する。	上海宣普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宣普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宣普が上海知的財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初字第179号	上海知的財産権法院	2018. 7. 18	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 被告である旭永公司の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海知的財産権法院が認定して、上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
137	60-2	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○						○		二審		二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）沪民終結233号	上海市高級人民法院	2018. 9. 28	リンク	聯発科と宇電が一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、一審裁定を取り下げ、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 不法行為地が被疑侵害品販売行為の実施地を含み、且つ、被上訴人がすでに初步的な証拠を提出し、被疑侵害品販売行為の実施地が上海であることを証明したので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						
138	60-3	2018	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 2. 聯発科技股份有限公司； 3. 上海旭水貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								一審		一審訴訟棄却裁定書：（2018）沪73民初字第179号の一	上海知的財産権法院	2018. 11. 15	リンク	2018年10月15日、国家知的財産権局特許審査委員会が係争特許の全部無効を宣告したので、上海知的財産権法院が訴訟棄却の裁定を下した。						
139	61-1	2018	上海知的財産権法院	聯発科技股份有限公司	中国（実施者）	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	①						○		○		開示無し	上海宣普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宣普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宣普が上海知的財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初字第54号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件としてカウント	通信
140	61-2	2018	上海知的財産権法院	聯発科技股份有限公司	中国（実施者）	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	①						○		○	二審		二審管轄権異議裁定書：（2019）沪民終結27号	上海市高級人民法院	2019. 3. 7	リンク	上海宣普が上訴を提起し、本件訴訟の実質が知的財産権の紛争ではなく、本件を上海市第一中级人民法院に移送するよう請求した。 侵害行為で提起した訴訟は、侵害行為地又は被告住所地の裁判所が管轄し、本件に係った知的財産権が発明特許権で、上海知的財産権法院が上海市管轄区域範囲で発生した特許権に関する民事訴訟一審を管轄するので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有する、と上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						
141	62-1	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. Vivo移動通信有限公司 2. 北京巧妙源科技有限公司	中国（実施者）	④	○									1. 被告両社の行為が原告の第200480023688.X号発明特許権を侵害した行為に該当すると認定すること； 2. 被告のVivoが経済的な損失計900万元（暫定値）を原告に賠償すること； 3. 被告のVivoが、原告が本件のために支出した弁護士費用、公証費用などを含む合理的な費用計100万元（暫定値）を原告に賠償すること； 4. 被告両社が本件の訴訟料金を負担すること。	2018年10月8日、特許権侵害の疑いがあることで、VivoがSIEMENSに北京知的財産権法院に起訴された。権利基礎とするのが二件の特許権で、各特許権に関する賠償金がそれぞれ1000万元である。 2018年11月19日、SIEMENSによる訴訟の権利基礎とする特許権に対して、Vivoが元国家知的財産権局複審委員会に特許無効審判を請求した。	一審	一審訴訟棄却裁定書：（2018）京73民初字第1085号	北京知的財産権法院	2019. 8. 11	リンク	本件審理期間に、Vivoが2018年11月19日に係争特許に対して国家知的財産権局に無効審判を請求し、且つ、国家知的財産権局が2019年5月14日に第40247号無効審判判決を下し、係争特許が全部無効であると宣告したので、原告のSIEMENSによる訴訟には司法保護を求める権利基礎が欠けると北京知的財産権法院が認定した。 結局、北京知的財産権法院が裁定を下して、起訴を棄却した。	提訴棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
142	63-1	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	vivo	中国（実施者）	④	○									請求した賠償金が計1000万元である。	2018年10月8日、特許権侵害の疑いがあることで、VivoがSIEMENSに北京知的財産権法院に起訴された。権利基礎とするのが二件の特許権で、各特許権に関する賠償金がそれぞれ1000万元である（その中の1件のみが判決/裁定の開示がある）。 2018年11月19日、SIEMENSによる訴訟の権利基礎とする特許権に対して、Vivoが元国家知的財産権局複審委員会に特許無効審判を請求した。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	開示なし	開示無し	未決	1件としてカウント	通信
143	64-1	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. 北京丰卡迪経貿有限公司	中国（実施者）	④	○									1. OPPOと丰卡迪の行為が係争特許権を侵害する行為に該当すると認定すること； 2. OPPOがSIEMENSに損害賠償金計900万元（暫定値）を原告に賠償すること； 3. 被告のVivoが、原告が本件のために支出した弁護士費用、公証費用などを含む合理的な費用計100万元（暫定値）を負担すること； 4. OPPOと丰卡迪が本件の訴訟料金を全部負担すること。	2018年9月、SIEMENSが北京知的財産権法院にOPPO及びそのディーラーに対して通信標準必須特許に関する訴訟2件を提起し、OPPO製品がその特許権2件を侵害することを主張し、且つ賠償金計3000万元を請求した。 上記について、OPPOが係争特許2件に対して無効審判を請求し、2019年5月、2021年1月に、国家知的財産権局が係争特許2件について全部無効を相次いで宣告した。 北京知的財産権法院が国家知的財産権局による行政決定に基づき、SIEMENSによる関連訴訟を棄却する旨の裁定を下した。	一審	一審訴訟棄却裁定書：（2018）京73民初字第1086号	北京知的財産権法院	2019. 7. 22	リンク	本件審理期間に、Vivoが2018年11月19日に係争特許に対して国家知的財産権局に無効審判を請求し、且つ、国家知的財産権局が2019年5月14日に第40247号無効審判判決を下し、係争特許が全部無効であると宣告したので、原告のSIEMENSによる訴訟には司法保護を求める権利基礎が欠けると北京知的財産権法院が認定した。 結局、北京知的財産権法院が裁定を下して、起訴を棄却した。	提訴棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
144	65-1	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. 北京丰卡迪経貿有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 被告両社の行為が原告の第201010120482.6号中国発明特許権を侵害すると認定すること； 2. OPPOが上記行為で原告に与えた損害賠償計1900万元（暫定値）を原告に賠償すること； 3. OPPOが、SIEMENSが本件のために支出した弁護士費用、公証費用などを含む合理的な費用計100万元（暫定値）を負担すること； 4. 被告両社が本件の訴訟料金を全部負担すること。	2018年9月、SIEMENSが北京知的財産権法院にOPPO及びそのディーラーに対して通信標準必須特許に関する訴訟2件を提起し、OPPO製品がその特許権2件を侵害することを主張し、且つ賠償金計3000万元を請求した。 上記について、OPPOが係争特許2件に対して無効審判を請求し、2019年5月、2021年1月に、国家知的財産権局が係争特許2件について全部無効を相次いで宣告した。 北京知的財産権法院が国家知的財産権局による行政決定に基づき、SIEMENSによる関連訴訟を棄却する旨の裁定を下した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）京73民初字第1088号	北京知的財産権法院	2019. 3. 25	開示無し	開示無し	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
145	65-2	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. 北京丰卡迪経貿有限公司	中国（実施者）	④	○							○	二審		二審管轄権異議上訴裁定書：（2019）最高法知民終結153号	最高人民法院	2019. 8. 16	リンク	SIEMENSが一審裁判所に下された管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原審裁定を取り下げ、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 本件が発明特許権侵害紛争で、且つ、被告の社である丰卡迪の住所地在北京市であるので、北京知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると最高人民法院が認定した。 そのため、最高人民法院がSIEMENSの上訴請求を棄却し、原審裁定を維持した。						
146	65-3	2018	北京知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. OPPO広東移動通信有限公司； 2. 北京丰卡迪経貿有限公司	中国（実施者）	④	○								一審		一審訴訟棄却裁定書：（2018）京73民初字第1088号	北京知的財産権法院	2021. 2. 22	リンク	2019年3月15日に、OPPOが係争特許に対して国家知的財産権局に無効審判を請求し、2021年1月15日に、係争特許が全部無効であると宣告された。 係争特許が全部無効であると宣告され、SIEMENSによる訴訟には司法保護を求める権利基礎が欠けるので、原告のSIEMENSが本件と直接な利害関係を有しないので、その起訴が棄却されなければならない。係争特許権に関する無効審判判決が発効した行政判決で取り消されたことを証明できる証拠があれば、原告のSIEMENSが別途で特許権侵害訴訟を提起することができる。 そのため、北京知的財産権法院が裁定を下して、起訴を棄却した。						
147	66-1	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 小米通信技術有限公司 2. 垂松電子商務(上海)有限公司	中国（実施者）	④	○							○		小米と垂松がSIEMENSに経済的な損失及び侵害行為の制止に支出した訴訟料、公証費用などの合理的費用計900万元を賠償すること。	2018年9月28日に、特許権侵害の疑いがあるので、小米がSIEMENSに上海知的財産権法院に提訴された。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2018）沪73民初字第668号	上海知的財産権法院	2018. 12. 26	リンク	小米が管轄権異議を申し立て、SIEMENSの起訴を棄却し、又は、本件を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。 原告であるSIEMENSが被疑侵害品の製造者である小米と販売者の垂松を共同被告として当裁判所に起訴し、被告の垂松が当裁判所の管轄区域にあるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有する、と上海知的財産権法院が認定した。 そのため、上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却する旨の裁定を下した。	異議棄却	敗訴	1件としてカウント	通信
148	66-2	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 小米通信技術有限公司 2. 垂松電子商務(上海)有限公司	中国（実施者）	④	○						○		二審		二審管轄権異議上訴裁定書：（2019）沪民終結47号	上海市高級人民法院	2019. 3. 4	リンク	小米が上訴を提起し、本件を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。 上海市が被疑侵害品の販売行為で、一審裁判所の管轄区域に属するので、一審裁判所が本件の管轄権を有することを確定したことには、法的依拠があるので、失当がない、と上海市高級人民法院が認定した。 そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 確認紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤリ ティ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟起 による 損害賠 償責任 紛争	不正競争 紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
149	66-3	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 小米通信技術有限公司 2. 亜松電子商務(上海)有限公 司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟棄却 裁定書：(2018)沪73民初868号の一	上海知的財産権法院	2019. 7. 19	リンク	2019年6月25日に、国家知的財産権局が第40793号無効審判審決を下し、係争特許が全部無効であると宣告した。そのため、上海知的財産権法院がSIEMENSによる起訴を棄却する旨の裁定を下した。	提訴棄却				
150	67-1	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 小米通信技術有限公司 2. 亜松電子商務(上海)有限公 司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2018年9月28日に、特許権侵害の疑いがあるので、小米がSIEMENSに上海知的財産権法院に提訴された。	一審	一審管轄権異議 裁定書：(2018)沪73民初869号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件として カウント	通信	
151	67-2	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 小米通信技術有限公司 2. 亜松電子商務(上海)有限公 司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議 上诉状裁定書：(2019)沪民轄終48号	上海市高級人民法院	2019. 3. 4	リンク	小米が上訴を提起し、本件を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。上海市が被疑侵害品の販売行為地で、一審裁判所の管轄区域に属するので、一審裁判所が本件の管轄権を有することを確定したことには、法的依據があるので、失当がない、と上海市高級人民法院が認定した。そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。					
152	68-1	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 珠海市Meizu科技有限公司 2. 亜松電子商務(上海)有限公 司	中国（実施者）	④	○										開示無し	2018年9月28日に、特許権侵害の疑いがあるので、MeizuがSIEMENSに上海知的財産権法院に提訴された。	一審	一審管轄権異議 裁定書：(2018)沪73民初867号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
153	68-2	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. 珠海市Meizu科技有限公司 2. 亜松電子商務(上海)有限公 司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議 上诉状裁定書：(2019)沪民轄終70号	上海市高級人民法院	2019. 4. 26	リンク	Meizuが本件において上訴を提起し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。被告である亜松の住所地及び被疑販売行為の実施地がいずれも一審裁判所に管轄されたので、一審裁判所が本件に対して管轄権を有する。そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。					
154	69-1	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. シンセン市金立通信設備有 限公司 2. 金山区岑林鎮鑫源通信設備 商店	中国（実施者）	④	○								○		開示無し	2018年10月10日に、特許権侵害の疑いがあるので、金立がSIEMENSに上海知的財産権法院に提訴された。	一審	一審管轄権異議 裁定書：(2018)沪73民初919号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
155	69-2	2018	上海知的財産権法院	SIEMENS	ドイツ（権利者）	1. シンセン市金立通信設備有 限公司 2. 金山区岑林鎮鑫源通信設備 商店	中国（実施者）	④	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議 上诉状裁定書：(2019)沪民轄終43号	上海市高級人民法院	2019. 3. 7	リンク	金立が上訴を提起し、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。被告である鑫源商店の住所地在上海市であるので、上海知的財産権法院が本件に対して管轄権を有すると上海市高級人民法院が認定して、そのため、上海市高級人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。					
156	70-1	2018	北京知的財産権法院	A氏	中国（権利者）	1. アップル電子製品商貿（北 京）有限公司 2. アップルパソコン貿易（上 海）有限公司 3. APPLE Inc	米国（実施者）	⑦	○										開示無し	2018年6月に、A氏が北京知的財産権法院にAPPLEに対して提訴し、APPLEがその3G標準必須特許権を侵害したと主張し、係争特許の名称が「共通パケットチャンネル」（特許番号：00800381.5）である。係争特許の元特許権者が米ニュージャージー州の金橋技術有限公司で、2016年12月8日に、A氏が係争特許権を取得した。2019年5月15日、係争特許が全部無効であると宣告されたので、A氏が関連訴訟2件を取下げた。	一審	一審訴訟取下 げ裁定書：(2018)京73民初484号	北京知的財産権法院	2019. 7. 25	リンク	A氏が2019年6月13日に本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産権法院が裁定を下し、訴訟取り下げを認めた。	訴訟取下げ	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
157	71-1	2018	北京知的財産権法院	A氏	中国（権利者）	1. 小米科技有限责任公司 2. 小米通信技術有限公司	中国（実施者）	③	○								○			一審	一審管轄権異議 裁定書：(2018)粵73民初663号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
158	71-2	2018	北京知的財産権法院	A氏	中国（権利者）	1. 小米科技有限责任公司 2. 小米通信技術有限公司	中国（実施者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議 上诉状裁定書：(2019)京民轄終147号	北京市高級人民法院	2019. 8. 16	リンク	小米が上訴の取下げを請求し、北京市高級人民法院が裁定を下し、上訴の取下げを認めた。					
159	71-3	2018	北京知的財産権法院	A氏	中国（権利者）	1. 小米科技有限责任公司 2. 小米通信技術有限公司	中国（実施者）	③	○											一審	一審訴訟取下 げ裁定書：(2018)京73民初663号	北京知的財産権法院	2019. 10. 15	リンク	A氏が2019年6月13日に本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産権法院が裁定を下し、訴訟取り下げを認めた。	訴訟取下げ				
160	72-1	2018	深圳市中級人民法院	1. TCLグループ股份有限公 司； 2. TCL通信科技控股有限公 司； 3. TCL通信（シンセン）有 限公司； 4. 惠州TCL移動通信有限公 司	中国（実施者）	1. スウェーデンエリクソン有 限公司； 2. エリクソン（中国）有限公 司	スウェーデン（権利者）	⑤			○						○			一審	一審管轄権異議 裁定書：(2018)粵03民初3055号	シンセン市中級人民法 院	2019. 1. 18	開示無し	開示無し	異議棄却	未決	1件として カウント	通信	
161	72-2	2018	シンセン市中級人民法 院	1. TCLグループ股份有限公 司； 2. TCL通信科技控股有限公 司； 3. TCL通信（シンセン）有 限公司； 4. 惠州TCL移動通信有限公 司	中国（実施者）	1. スウェーデンエリクソン有 限公司； 2. エリクソン（中国）有限公 司	スウェーデン（権利者）	⑤			○					○	開示無し	2014年3月に、TCLが米カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所にエリクソンに対して提訴した。主な訴訟請求には、エリクソンが公平で、合理で、無差別な（FRAND）原則に従ってオフアーしなかったことを認定し、且つ、2G、3G、4G標準必須特許権をTCLにライセンスする場合の料率を確定することが含まれ、同時にエリクソンが米カリフォルニア州の不正競争防止法に違反したとTCLがさらに主張した。2018年8月9日に、TCLが不正競争の理由を持って、広州知的財産権法院にエリクソンに対して提訴し、エリクソンの行為が不正競争行為に該当すると認定するよう請求し、且つ、交渉においてTCLに対する差止め命令の主張及び執行を停止することを命じるよう請求した。2020年4月、米国連邦巡回裁判所が、エリクソン対TCLの特許権侵害訴訟における最後一項の特許権が無効である旨の裁定を下し、且つ、TCLに対して1.1億ドルの賠償金を求める裁決を取り消した。	二審	二審管轄権異議 裁定書：(2019)最高法知民轄終32号	最高人民法院	2020. 12. 30	リンク	エリクソンが上訴を提起し、元裁定を取り消し、TCLの起訴を棄却し、又は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。最高人民法院の認定：1. 不公平な高価な定価、差別性の定価、差止め命令請求権の濫用などのエリクソンの行為が、中国市場においてTCLに対して競争排除・制限の効果を果たし、且つ、経済的な損失をもたらしたとTCLが主張したので、中国裁判所が管轄権を有する。2. TCLシンセン支社の住所地在シンセン市で、本件の権利侵害結果の発生地とすることができ、原審裁判所が本件に対して管轄権を行使したことには失当がない。3. 本件と域外訴訟の当事者、訴訟請求、事実と理由がいずれも異なり、重複訴訟に該当しないので、域外訴訟が本件の管轄に影響を与えない。4. 外国裁判所が本件を審理することがより便宜であることについてエリクソンが証明できなかった。5. 本件と広州知的財産権法院の当事者、訴訟請求、事実と理由がいずれも異なるので、本件が悪質な訴訟であることを証明できない。そのため、最高人民法院がエリクソンの上訴請求を棄却した。						
162	73-1	2018	広州知的財産権法院	1. TCLグループ股份有限公 司； 2. TCL通信科技控股有限公 司； 3. 惠州TCL移動通信有限公 司	中国（実施者）	1. スウェーデンエリクソン有 限公司； 2. エリクソン（中国）有限公 司 3. （米国）エリクソン公司	スウェーデン（権利者）	⑤							○			被告のエリクソンの行為が不正競争の行為に該当すると認定し、且つ、標準必須特許のライセンス交渉において、TCLに対する差止め命令の主張及び執行などを停止するよう命じる。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	未決	1件として カウント	通信	
163	74-1	2018	南京市中級人民法院	Huawei	中国（実施者）	Conversant	ルクセンブルク（権利者）	⑤×4	○×3	○										一審	一審判決書：(2018)蘇01民初232、233、234号	南京市中級人民法院	2019. 9. 16	リンク	非侵害確認訴訟の訴訟請求が依拠した特許権がすでに無効と宣告されたので、本件の訴訟請求が必要なくなったと南京市中級人民法院が認定した。係争特許の15件の内、8件が全部無効と宣告されたので、残った7件の特許について標準とそれぞれ対比した上、1件のみが4G標準必須特許に該当すると南京市中級人民法院が認定した。Conversantが比較可能なライセンス協議を提供しなかったため、本件が比較可能なライセンス協議方法を適用する条件を有しないと南京市中級人民法院が認定した。南京市中級人民法院がトップダウンアプローチを採用し、本件のConversantの中国SEP組み合わせの使用料率、即ち、2G/3Gシングルモード設備が0.4で、4Gシングルモード設備が0.00225%で、2G/3G/4Gマルチ設備が0.0018%であることを確定した。	勝訴				
164	74-2	2018	南京市中級人民法院	Huawei	中国（実施者）	Conversant	ルクセンブルク（権利者）	⑤	○	○							○	1. 原告三社による中国での端末製品の生産、販売、販売申し出の行為が、被告のする第Z L 0081****.1（（2018）蘇01民初232号案）、Z L 20058003****.8（（2018）蘇01民初233号案）、Z L 20068001****.7（（2018）蘇01民初234号案）の発明特許権を侵害しないことを確定すること。2. 被告が有し、且つ、ライセンスする権利を有し、2G、3G、4G標準又は技術規範に満たすと称し、そして、実際に満たし、さらに原告が実際に実施したすべての中国必須特許について、公平で、合理で、無差別な原則に従って原告の製品に	二審	二審行為保全裁定書（訴訟差止め命令）：(2019)最高法知民轄732、733、734号の一	最高人民法院	2020. 8. 28	リンク	本件の二審において、Huaweiが最高人民法院に訴訟差止め命令を請求した。最高人民法院の認定：1. Conversantが域外差止め命令の執行を請求することが、本3件訴訟の審理及び判決の執行に消極的な影響を与える。2. 保全措置を取らないと、Huaweiにドイツ市場から撤退させ、又は本3件の請求チャンスを抑えさせ、そして、本3件の判決の執行が困難になる。Huaweiは受ける損害がいずれも補わないものである。3. 行為保全措置を取らないと、Huaweiに与える損害が、行為保全措置を取る場合、Conversantに与える損害を明らかに超える。4. 保全措置を取っても、社会公共利益を損なわない。5. 本3件の受理時間がドイツ訴訟の以前で、且つ、訴訟差止め命令がドイツ訴訟の進展及び判決の法的効力に影響を与えないので、国際私法の要素に合致する。最後、最高人民法院が訴訟差止め命令を発行した。	和解/訴訟取下げ4件（侵害紛争3件、ロイヤリティ紛争1件）	侵害紛争3件、ロイヤリティ紛争1件としてカウント（計4件）	通信×4			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 義務紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟提 起によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め命 令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が開示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
165	74-3	2018	南京市中級 人民法院	Huawei	中国（実 施者）	Conversant	ルクセン ブルク（権 利者）	⑤	○	○								○	ライセンスする条件（料率を含む）を確定すること。 3. 被告が3件の訴訟料金を負担すること。	訴訟差止め命令を請求し、Conversantに対してドイツ裁判所の差止め命令を執行してはならない差止め命令を請求し、最高人民法院が8月28日に訴訟差止め命令を発行した。 2020年11月2日、双方が和解したことで、本件が取下げられ、一審判決も取り消された。	二審	二審行為保全 権裁定書 （訴訟差止 命令係属） ：（2019）最高法 知民終732、 733、734号の 二	最高人民法 院	2020.9.11	リンク	訴訟差止め命令の発行後、Conversantが最高人民法院に協議を請求し、原審裁定の取消を請求した。最高人民法院の認定： 1. 原審裁定がドイツ訴訟の審理及び判決に与える影響が適切な程度範囲を超えない。2. 本3件訴訟の終審判決が執行力を有し、審理対象がドイツ訴訟と一部重複で、本3件訴訟に実質的な消極的な影響を与える。3. 訴訟差止め命令を発行しない場合、Huaweiが補わない損害を受ける可能性がある。4. 訴訟差止め命令が双方利益のバランスを崩さない。5. Conversantが関連担保を提供しても、保全措置が解除されるもの当然ではない。6. Conversantが訴訟差止め命令に違反する行為が、毎日に単独で実施した不法行為と見なすべき、且つ、日当たりの罰金の方式を採用することが、不法行為の悪質程度や損害結果と相応しい。 そのため、最高人民法院がConversantの協議請求を棄却した。			
166	74-4	2018	南京市中級 人民法院	Huawei	中国（実 施者）	Conversant	ルクセン ブルク（権 利者）	⑤	○	○								○		二審	二審訴訟取下 げ裁定書： （2019）最高 法知民終732、 733、734号の 三	最高人民法 院	2020.11.2	リンク	本3件の審理において、HuaweiとConversantが和解合意の達成を理由として訴訟取下げの請求を提出し、最高人民法院が裁定を下し、一審判決を取り消し、Huaweiの訴訟取下げの請求を認めた。	訴訟取下げ			
167	75-1	2018	深圳市中級 人民法院	ZTE	中国（実 施者）	Conversant	ルクセン ブルク（権 利者）	⑤		○						○			一審	一審管轄権異 議裁定書： （2018）粵03 民初335号	シンセン市 中級人民法 院	開示無し	開示無し	関連裁定の全文が開示されなかったが、二審管轄権異議の裁定に基づき、一審裁判所がConversantによる管轄権異議の申立を棄却した。					
168	75-2	2018	シンセン市 中級人民法 院	ZTE	中国（実 施者）	Conversant	ルクセン ブルク（権 利者）	⑤		○							○	1. 無線通信標準に合致すると被告が主張し、且つ、実際に合致し、被告が有し、さらに他人にライセンスする権利を有する中国特許二に対して提出したライセンス条件について、中国裁判所が、訴訟請求2のとおり、FRAND原則に合致するライセンス条件の確定を判決できると宣告すること。 2. 被告が有し、中国標準必須特許として主張する特許権について、FRAND義務に合致するライセンス条件を確定すること。 3. 被告が本件の訴訟料金を負担すること。	ConversantとZTEの標準必須特許のライセンス交渉が2012年7月から始めた。 2017年7月、Conversantがまずイギリス裁判所にZTEに対して提訴し、グローバルロイヤリティ料率の裁定を請求した。 2018年1月、ZTEがシンセン市中級人民法院に本件訴訟を提起し、中国標準必須特許のライセンス条件の確定を請求した。 2018年4月、Conversantがドイツデュッセルドルフ裁判所にZTEに対して訴訟を提起し、且つ、差止め命令を請求した。	二審	二審管轄権異 議裁定書： （2019）最高 法知民終157 号	最高人民法 院	2020.8.21	リンク	Conversantが一審裁判所の下した管轄権異議裁定に不服し、上訴を提出し、原審裁定を取り消し、本件がシンセン市中級人民法院に管轄されるのが適当ではないことを確認し、ZTEの起訴を棄却するよう請求した。 最高人民法院の認定： 1. 標準必須特許ライセンス紛争が典型的な契約紛争でもなく、典型的な侵害紛争でもなく、特別な紛争の種類である。この特別な紛争が中国と適切な関係を有するかを考慮する場合、ライセンスに関する係争物の所在地、特許権の実施地、契約の締結地、契約の履行地などが中国国内であるかを考慮に入れられ、前記いずれか一項が中国国内であれば、本件が中国と適切な関係を有するので、中国裁判所が管轄権を有すると認定すべき。 本件において、ライセンスに関する係争物（中国標準必須特許）の所在地と実施地がいずれも中国であるので、中国裁判所が管轄権を有する。 2. 標準必須特許紛争が中国のどの裁判所に管轄されるかは、具体的な状況、例えば、ライセンス係争物の所在地、特許権の実施地、契約の締結地、契約の履行地などの連結点を考慮に入れられる。製品の開発地、生産地が特許権の実施地に属するので、シンセン市中級人民法院が特許権実施地の裁判所として、本件に対して管轄権を有する。 3. 国外で進行している並行訴訟が、中国裁判所が本件を管轄することに影響を与えない。 4. 本件が中国標準必須特許のライセンスに関し、且つ、ZTEの大部分の営業収入が中国からであるので、中国裁判所が本件を審理することがより便利で、本件がフォーラム・ノン・コンビニエンス主義の適用条件に合致しない。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信
169	75-3	2018	シンセン市 中級人民法 院	ZTE	中国（実 施者）	Conversant	ルクセン ブルク（権 利者）	⑤		○							○		一審	一審行為保全 裁定書（訴訟 差止め命令） ：（2018）粵03 民初335号の一	シンセン市 中級人民法 院	2020.9.28	リンク	2020年8月27日、ドイツデュッセルドルフ裁判所が差止め命令を発行した後、8月28日にZTEがシンセン市中級人民法院に訴訟差止め命令を請求し、Conversantに対してデュッセルドルフ裁判所の発行した差止め命令の執行を請求してはならないよう請求した。 シンセン市中級人民法院の認定： 1. Conversantが差止め命令の執行を請求することが、本件の審理及び判決の執行を妨げ、本件の審理及び判決を無意味にしてしまう。2. Conversantが差止め命令の執行を請求する場合、ZTEがドイツ執行から撤退するか、本件の救済チャンスに賭め、ライセンスオファーを受け入れるかを選択させるを得なく、いずれもZTEに補わない損害を与える。3. 行為保全措置を取らないと、ZTEに与える損害が、行為保全措置を取る場合、Conversantに与える損害を明らかに超える。4. 保全措置を取っても、社会公共利益を損なわない。5. ドイツ訴訟より本件が先行して受理され、且つ、行為保全がドイツ訴訟の審理手続きに影響を与えなく、且つ、ドイツ判決の法的効力を損なわない。	訴訟差止め命令 の発行				
170	76-1	2018	武漢市中級 人民法院	湖北汤始建华建材有限公司	中国（権利 者）	湖北三和管桩有限公司	中国（実施 者）	③	○									1. 原告特許権を侵害する行為を即時に停止すること； 2. 侵害行為で受けた経済的損失計50万元を原告に賠償すること； 3. 侵害行為の調査、制止のために支出した合理的な費用計5万元を原告に賠償すること； 4. 被告が本件のすべての訴訟料金を負担すること。	本件が中国建築業界分野の標準必須特許に関する紛争で、域外の並行訴訟がない。	一審	一審判決書： （2018）鄂01 民初94号	武漢市中級 人民法院	2018.6.5	リンク	武漢市中級人民法院の認定： 1. 技術対比を経て、三和公司が生産した製品の一部の技術手段が係争特許の保護範囲に含まれる 2. 被告が挙げた2件の先行技術がいずれも非プレストレス鉄筋の分布状態を開示せず、出願番号が200510050212.1である発明特許出願の公開説明書が非プレストレス鉄筋をスパイラル筋に巻き付けることを開示せず、且つ、引き込みエリアも開示せず、出願番号が59106938.0である発明特許出願の公開説明書がさらに非プレストレスをスパイラル筋に巻き付けることを開示しなかったため、被告が主張した先行技術の抗弁が成り立たない； 3. 標準の実施が直接に非侵害だと認定することができない； 4. 特許情報を開示しなかった場合、権利を侵害するかについては、個別に判断しなければならない。本件に係る標準必須特許が河南省工程建设標準で、係争工事が武漢市に位置し、被告が係争箇所を使用したことが必要ではなく、且つ、特許権が法定権利で、その保護範囲が法律、法規、司法解释に定められ、それに対する制限も関連法律法規に準じなければならない。特許権を侵害したい例外状況についてすでに関連法律規定があるので、勝手に責任免除の事由を確定してはならない。 最後、武漢市中級人民法院が、被告に対して権利侵害行為の差止及び経済的な損失計23万元、合理的な費用計2.5万元を原告に賠償する旨の判決を下した。	勝訴	和解/訴訟取下 げ	1件として カウント	建築
171	76-2	2018	武漢市中級 人民法院	湖北汤始建华建材有限公司	中国（権利 者）	湖北三和管桩有限公司	中国（実施 者）	③	○										二審	二審中止審理 裁定書： （2018）鄂民 終1110号	湖北省高級 人民法院	2018.11.5	リンク	三和公司が一審判決に不服し、上訴を提起した。 係争特許が2018年8月31日に特許審査委員会に全部無効と宣告され、上訴人が北京知的財産権法院に行政訴訟を提起し、且つ、北京知的財産権法院が2018年9月19日に正式に立件したが、係争特許が無効になる可能性が比較的高いので、上訴人が審理を中止するよう請求した。 湖北省高級人民法院が、係争特許が有効であるが、上訴人が侵害に該当するかと判断する基礎で、本件の審理を中止すべきと認定した。	審理中止				
172	76-3	2018	武漢市中級 人民法院	湖北汤始建华建材有限公司	中国（権利 者）	湖北三和管桩有限公司	中国（実施 者）	③	○										二審	二審訴訟取下 げ裁定： （2018）鄂民 終1110号の一	湖北省高級 人民法院	2019.12.17	リンク	湖北汤始建华建材有限公司が2019年12月4日に一審提訴の取下げを請求した。 湖北省高級人民法院が一審判決を取り消し、提訴取下げの請求を認めた。	訴訟取下げ				
173	77-1	2017	北京知的財 産権法院	齐鲁制药有限公司	中国（実 施者）	北京四環制药有限公司	中国（権利 者）	①			○							1. 被告が係争標準必須特許について公平、合理、無差別のライセンス義務を負うことの確認； 2. 被告が上記義務に違反したことを確認し、且つ、被告が上記義務を履行し、ライセンス条件について原告と交渉するよう被告に命じること； 3. 被告が上記義務に違反したことを確認し、且つ、標準必須特許に基づき原告に対して提起した特許権侵害訴訟及び差止め命令を請求した行為が、支配的市場地位の濫用行為に該当することを確認し、そして、上記独占行為の停止を被告に命じること； 4. 被告が上記義務を履行しなかった状態で請求した差止め命令の執行請求及び執行を停止すること； 5. 経済的な損失（合理的な費用を含む）計400万元を原告に賠償すること。	本件が中国医薬品業界分野の標準必須特許に関する紛争で、域外の並行訴訟がない。	一審	一審訴訟取下 げ裁定書： （2017）京73 民初42号	北京知的財 産権法院	2017.8.17	リンク	2017年8月7日、原告は本件の本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産裁判所はこれを認めた。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下 げ	1件として カウント	医薬品
174	78-1	2017	北京知的財 産権法院	1.APPLE Inc 2.アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実 施者）	1.クアルコム Inc 2.クアルコム技術公司 3.クアルコム無線通信技術（中国）有限公司 4.クアルコム無線半導体技術有限公司	米国（権利 者）	⑥	○							○			一審	一審管轄権異 議裁定書： （2017）京73 民初47号	北京知的財 産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
175	78-2	2017	北京知的財 産権法院	APPLE	米国（実 施者）	1.クアルコム Inc 2.クアルコム技術公司 3.クアルコム無線通信技術（中国）有限公司 4.クアルコム無線半導体技術有限公司	米国（権利 者）	⑥	○							○		開示無し	二審	二審管轄権異 議裁定書： （2018）京民 終196号	北京市高級 人民法院	2019.11.26	リンク	クアルコムが審理において上訴取下げの請求を提出し、北京市高級人民法院が認めた。	和解/訴訟取下 げ	1件として カウント	通信		
176	78-3	2017	北京知的財 産権法院	1.APPLE Inc 2.アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実 施者）	1.クアルコム Inc 2.クアルコム技術公司 3.クアルコム無線通信技術（中国）有限公司 4.クアルコム無線半導体技術有限公司	米国（権利 者）	⑥	○										一審	一審訴訟取下 げ裁定書： （2017）京73 民初47号	北京知的財 産権法院	2019.12.30	リンク	APPLEが2019年4月23日に本件起訴の取下げを請求し、北京知的財産権法院が裁定を下し、訴訟取下げを認めた。	訴訟取下げ				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争（非 侵害者側紛争 含む）	標準必須 特許のロイ ヤティ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違反 又は他者 権利侵害 違反紛争	悪質な 知財権 訴訟提起 による損害 賠償責任 紛争	不正競争 紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 訟争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案件 番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が明示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定 結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野																
177	79-1	2017	北京知的財産権法院	1. APPLE Inc 2. アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実施者）	クアルコム	米国（権利者）	⑥	○									特許権非侵害確認訴訟、（開示無し）	2017年1月から、APPLEがクアルコムに対して訴訟を提起し、米国国際貿易委員会（ITC）、連邦貿易委員会（FTC）、及び米地方裁判所に相次いで複数の独占禁止訴訟を提起した。反撃として、クアルコムが米国、中国、ドイツなどの全世界の複数の裁判所にAPPLEに対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年4月17日、双方が和解の達成を宣言した。和解する前に、クアルコムが全世界の複数の区域でAPPLEに対して提起した特許権侵害訴訟がほとんど勝訴し、且つ、中国、ドイツなどの区域で被疑侵害品iphone製品に対する差止め命令も獲得した。	一審	一番訴訟取下げ裁定書：（2017）京73民初字第126号	北京知的財産権法院	2019. 6. 14	リンク	2019年4月23日、原告が訴訟取り下げの請求を提出した。北京知的財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信																
178	80-1	2017	北京知的財産権法院	1. APPLE Inc 2. アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実施者）	クアルコム	米国（権利者）	⑥	○									特許権非侵害確認訴訟、（開示無し）	2017年1月から、APPLEがクアルコムに対して訴訟を提起し、米国国際貿易委員会（ITC）、連邦貿易委員会（FTC）、及び米地方裁判所に相次いで複数の独占禁止訴訟を提起した。反撃として、クアルコムが米国、中国、ドイツなどの全世界の複数の裁判所にAPPLEに対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年4月17日、双方が和解の達成を宣言した。和解する前に、クアルコムが全世界の複数の区域でAPPLEに対して提起した特許権侵害訴訟がほとんど勝訴し、且つ、中国、ドイツなどの区域で被疑侵害品iphone製品に対する差止め命令も獲得した。	一審	一番訴訟取下げ裁定書：（2017）京73民初字第127号	北京知的財産権法院	2019. 6. 14	リンク	2019年4月23日、原告が訴訟取り下げの請求を提出した。北京知的財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信																
179	81-1	2017	北京知的財産権法院	1. APPLE Inc 2. アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実施者）	クアルコム	米国（権利者）	⑥	○									特許権非侵害確認訴訟、（開示無し）	2017年1月から、APPLEがクアルコムに対して訴訟を提起し、米国国際貿易委員会（ITC）、連邦貿易委員会（FTC）、及び米地方裁判所に相次いで複数の独占禁止訴訟を提起した。反撃として、クアルコムが米国、中国、ドイツなどの全世界の複数の裁判所にAPPLEに対して特許権侵害訴訟を提起した。2019年4月17日、双方が和解の達成を宣言した。和解する前に、クアルコムが全世界の複数の区域でAPPLEに対して提起した特許権侵害訴訟がほとんど勝訴し、且つ、中国、ドイツなどの区域で被疑侵害品iphone製品に対する差止め命令も獲得した。	一審	一番訴訟取下げ裁定書：（2017）京73民初字第128号	北京知的財産権法院	2019. 6. 14	リンク	2019年4月23日、原告が訴訟取り下げの請求を提出した。北京知的財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信																
180	82-1	2017	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 聯発科技股份有限公司； 2. 宇電計算機通信科技（シンセン）有限公司； 3. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	上海宣普と聯発科との間の特許権紛争が2016年から始まり、2016年1月19日に、上海宣普が上海裁判所に提訴し、被告の宇電（即ち、coolpad）と聯発科がその「TD-SCDMAシステムにおいて初期同期方法及び装置」特許権を侵害したと主張した。2018年、上海宣普が上海知的財産権法院に聯発科、宇電に対して複数の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、この一連の案件の多くがすでに結審した。その中の複数の案件において、係争特許が全部無効であると宣告されたので、裁判所が訴訟を棄却する旨の裁定を下した。他の案件が、原告が訴訟を取り下げたので、終結した。	一審	一番訴訟取下げ裁定書：（2017）沪73民初字第666号	上海知的財産権法院	2018. 3. 22	リンク	2018年3月16日、上海宣普が訴訟取り下げの請求を提出した。上海知的財産権法院が訴訟取り下げを認める旨の裁定を下した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信																
181	83-1	2017	煙台市中級人民法院	1. A氏 2. B氏	中国（権利者）	山東省恵諾薬業有限公司	中国（実施者）	③	○										煙台市中級人民法院の認定： 1. 恵諾薬業は原告の特許出願日までにすでに係争發明特許技術を使用したことを証明することができず、恵諾薬業が主張する先使用技術は合法的な出所に欠けている； 2. 本件係争薬品検査技術の国家標準の公布時間は原告の係争發明特許の特許出願日より遅く、係争發明特許権と恵諾薬業が有している他の先権利が衝突することはない；中国の現在の法律法規および薬品標準を制定する国家標準制定組織は、国家強制標準制定の過程で標準必須特許権者がその標準必須特許情報を開示していない場合、その標準の実施者にその特許技術の使用をライセンスするとみなす規定をしていない。つまり、中国は現在、標準必須特許の暗黙ライセンス制度を確立していない。 3. 恵諾薬業はA氏、B氏のライセンスを得ず、A氏、B氏が所有する201310111864.6發明特許の請求項1の保護範囲と同じ国家薬品標準のWS1-XG-011-2013を使用して薬品検査を行い、その行為はA氏、B氏が所有する201310111864.6發明特許を侵害した。	一審	一番判決書：（2017）魯06民初字第195号	煙台市中級人民法院	2017. 12. 25	リンク																					
182	83-2	2017	煙台市中級人民法院	1. A氏 2. B氏	中国（権利者）	山東省恵諾薬業有限公司	中国（実施者）	③	○									1. 恵諾薬業が国家食品医薬品監督管理局の標準のWS1-XG-011-2013を使用して薬品検査を行った行為はA氏、B氏が所有する201310111864.6の發明特許権を侵害したことを確認する； 2. 恵諾薬業は直ちにA氏、B氏が所有する201310111864.6の發明特許を使用して「ヘキソナトリウム封管注射液の品質検査を行う行為を停止する； 3. 恵諾薬業は直ちに国家食品医薬品監督管理局の薬品標準のWS1-XG-011-2013によって検査して得られた「ヘキソナトリウム封管注射液の品質検査を行う行為を停止する； 4. 恵諾薬業はA氏、B氏の経済損失を人民元200万円賠償する； 5. 恵諾薬業は本件の訴訟費用を負担する。	本件は中国の薬品標準に関連する標準必須特許紛争であり、域外並行訴訟はない。	二審	二審判決書：（2018）魯民終870号	山東省高級人民法院	2018. 9. 30	リンク	A氏、B氏、恵諾薬業会社はすべて上訴し、A氏、B氏は共同して上訴し、以下のように請求した。1.一審判決第三項を取り消す； 2.一審判決第二項について、恵諾薬業が判決発効日から10日以内にA氏、B氏の2016年9月29日から2017年4月18日までの間の損失200万円を賠償するよう改訂で判決すす； 3. 恵諾薬業は直ちに係争特許方法の使用を停止する； 4. 恵諾薬業は直ちに係争特許方法で検査して得られた「ヘキソナトリウム封管注射液」の薬品の販売を停止する； 5. 本件一審、二審の訴訟費用は全部恵諾薬業が負担する。恵諾薬業は上訴して、以下のように請求した。一番の判決を取り消し、法に基づいて、A氏、B氏の一番のすべての訴訟請求を棄却し、一番、二審の訴訟費用はすべてA氏、B氏が負担する。 山東高院の認定： 1. 恵諾薬業は、本件一審、二審において、係争国家薬品標準検査方法が係争特許請求項に記載された全ての技術的特徴と全面一致であることについて異議がないため、一審裁判所は係争国家薬品標準検査方法が係争特許権の保護範囲に含まれると認定しても不当ではない； 2. 恵諾薬業は双方の協力関係が存続している間、協議に基づき係争特許技術を使用する権利を有すると約束したが、双方の協力協議が解除された後、恵諾薬業が係争特許技術を使用することは合法的な根拠がないので、一審裁判所は恵諾薬業の先使用権抗弁主張を支持しないことは不当ではない； 3. 現在、中国の法律法規には、関連する必須特許の情報が明示されていない場合、実施者は当該強制標準を実施すれば特許権者のライセンスを得なくてもよい、権利侵害を構成しないという強制的な基準がない。 4. 「ヘキソナトリウム封管注射液」は、ある疾患の治療や治療に必要な不可欠な薬物ではなく、また、「ヘキソナトリウム封管注射液」を生産している製薬会社は恵諾薬業の1社だけではなく、しかも関連特許の検査方法を継続的に使用できない結果は契約違反行為によるものであり、主観的に過失があるため、権利侵害の停止を言い渡すべきである； 5. 仮に、恵諾薬業が係争特許方法を使用して検査する「ヘキソナトリウム封管注射液」薬品の販売を差し止めなければ、恵諾薬業が係争特許方法を使用した権利侵害の違法は法律で規程されず、恵諾薬業は依然としてすでに係争特許方法を使用して検査した「ヘキソナトリウム封管注射液」薬品を販売することで権利侵害利益を得ることができ、これは特許法が特許権者の合法的権益を保護し、権利侵害行為を打撃する立法の本意に合わない。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	医薬品																
183	84-1	2017	深圳市中級人民法院	1. ファーウェイ技術有限公司 2. ファーウェイ終端有限公司 3. ファーウェイ終端（東莞）有限公司	中国（実施者）	1. 潘奥普締斯特許管理有限责任公司 2. 奥普締斯蜂窩技術有限责任公司 3. 奥普締斯無線技術有限责任公司	米国（権利者）	⑤	○										被告側の所有する中国の2G、3G、4G標準必須特許がFRAND（公平・合理的・非差別的）原則に従って原告側に授權ライセンスを与える条件には料率が含まれることを確認する	一審	一番管轄権異議裁定書：（2017）粵03民初字第1674号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	奥普締斯三社は管轄権の異議を提起した。シンセン中院の認定： 1. 本件の訴訟請求は具体的かつ明確であり、中国の民事訴訟法に規定されている条件を受理する条件を満たし、法に基づき受理しなければならない。 2. 広東省シンセン市はファーウェイの無線通信製品の研究開発地と生産地として、また係争標準必須特許の実施地と契約交渉地、履行地として、原審裁判所は中国広東省シンセン市の司法管轄機関として、法に基づき本件に対して管轄権を有している。 シンセン中院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。																				
184	84-2	2017	シンセン市中級人民法院	1. ファーウェイ技術有限公司 2. ファーウェイ終端有限公司 3. ファーウェイ終端（東莞）有限公司	中国（実施者）	1. 潘奥普締斯特許管理有限责任公司 2. 奥普締斯蜂窩技術有限责任公司 3. 奥普締斯無線技術有限责任公司	米国（権利者）	⑤	○									被告側の所有する中国の2G、3G、4G標準必須特許がFRAND（公平・合理的・非差別的）原則に従って原告側に授權ライセンスを与える条件には料率が含まれることを確認する	ファーウェイとPanOptisは2014年から、中国シンセンなどでロイヤリティ料率について長期交渉を行ったが、合意に至らなかった。 交渉中、PanOptisはファーウェイが特許権を侵害したとして、ドイツ、米国などの裁判所に起訴した。	二審	一番管轄権異議上诉状裁定書：（2018）粵民終443号	広東省高級人民法院	2018. 8. 24	リンク	奥普締斯ら3社は上訴し、原審の裁定を取り消し、起訴を棄却するか、または本件を北京市の管轄権のある人民法院に移送して審理すると裁定するよう請求した。広東省シンセン市が本件管轄地であることが確定した場合でも、本件を広東省高級人民法院に移送して審理すると裁定しなければならない。 広東省高院の認定： 1. シンセン市は本件の権利侵害結果発生地であり、原審裁判所は権利侵害結果発生地裁判所として本件に対して管轄権を有している。 2. 本件は中米両国の裁判所で管轄権を有している状況であるため、ファーウェイ三社は中国の裁判所で起訴を受理することができ、重複訴訟を構成しない。フォーラム・ノンコンビニエンスの原則問題については、本件は中国の法人利益にかかわるため、本件はこの原則を適用しない。 3. 北京市は係争特許の授權地にすぎず、『中華人民共和國民事訴訟法』第二百六十五条に規定された管轄権連結点に属していないため、本件が北京裁判所に移送して管轄するという上訴理由は法的根拠に欠ける。 4. 奥普締斯は、本件が重大な難問、新しい類型、および法律適用に普遍的な意義を持つ知的財産権案件であることを証明する証拠を提出していない。 そのため、広東高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	未決	1件としてカウント	通信																

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還義 務違反紛 争	重要な 知財特 許訴訟に よる損害 賠償責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め命 令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の個別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定 結果	案件最終結果	開示対象判 例	業界分野	
185	85-1	2017	深圳市中级人民法院	1. ファーウェイ技術有限公司 2. ファーウェイ終端有限公司 3. ファーウェイ終端（東莞）有限公司	中国（実施者）	1. 潘奥普綿斯特許管理有限責任会社 2. 奥普綿斯綿亨技術有限責任会社 3. 奥普綿斯無線技術有限責任会社	米国（権利者）	⑤			○							開示無し	ファーウェイとPanOptisは2014年から、中国シンセンなどでのロイヤリティ料率について長期交渉を行ったが、合意に至らなかった。 交渉中、PanOptisはファーウェイが特許権を侵害したとして、ドイツ、米国などの裁判所に起訴した。 ファーウェイはPanOptisに独占民事侵害行為があると考え、本件訴訟を提出した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)粵03民初1673号の一	シンセン市中級人民法院	2018. 1. 30	リンク	三被告は本件において管轄権の異議を申し立て、原告の起訴を棄却するか、本件を相応の高級人民法院または北京市の管轄権を有する人民法院に移送して審理するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 原告のファーウェイ技術有限公司の住所地は広東省シンセン市にあり、原告が開発、生産、販売した無線通信製品は広東省シンセン市から米国などの国に輸出されているため、原告は被告側の独占権利侵害行為への訴えは、原告の市場競争行為に排除、制限の影響を及ぼす可能性があるため、中国の民事訴訟法に規定されている権利侵害行為紛争管轄の規則により、当院は被告侵害行為の結果発生地として広東省シンセン市中司法管轄権を行使する根拠とすることができる。 2. 本件原告側が被告側に連帯賠償責任を負わせる金額は人民元9900万元であり、当院の等級管轄の基準を超えていないため、当院は本件に対して法に基づき等級管轄権を有している。 シンセン中院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	未決	1件として カウント	通信	
186	86-1	2017	広州知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 高創（蘇州）電子有限公司 2. 天津サムスン電子有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		1. 係争特許のすべての請求項を保護し、両被告は直ちに原告の係争特許の使用を停止し、直ちに原告の係争特許を使用するテレビ製品の生産、販売を停止し、在庫を廃却する。 2. 両被告は、2014年1月1日から中国国内で生産、販売されている40インチおよび40インチ以上のサムスン・ブランド・テレビについて、そして、2015年1月1日から中国国内で生産、販売されたすべてのサイズのサムスン・ブランド・テレビについて、3元/台の基準に基づき、原告の経済的損失を共同で賠償する。（2014年、2015年、2016年及び2017年1月から6月までの国家统计局全国カラーテレビの生産量、工業と情報化部全国カラーテレビの輸出数及び関連市場調査機関が発表したサムスン・ブランド・テレビの市場シェアに基づいて約1904万台で試算し、5712万元を主張する）。 3. 原告が権権のために支出した合理的な費用56399元を両被告に共同で賠償する。 4. 両被告が本件のすべての訴訟費用を負担する。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)粵73民初2271号	広州知的財産権法院	2018. 2. 1	リンク	高創会社は管轄権の異議を提出して、本件を蘇州市中级人民法院に移送して審理するよう請求した。 広州知的財産権法院は、広東省内の行政区域にまたがってシンセン市以外の特許第一審民事紛争事件を管轄していると考えている。本件は第一審特許民事事件であり、広創会社はインターネットを通じて被訴侵害製品を購入し、且つ広州市で受け取っており、広州知的財産権法院は権利侵害行為地の知的財産権法院として本件に対して管轄権を有している。 広州知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却					
187	86-2	2017	広州知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 高創（蘇州）電子有限公司 2. 天津サムスン電子有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広創会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)粵73民初2271号の一	広州知的財産権法院	2018. 2. 1	リンク	サムスン会社は管轄権の異議を提出して、本件を天津市第二中级人民法院に移送して審理するよう請求した。 広州知的財産権法院の認定：当裁判所は広東省内の行政区域にまたがってシンセン市以外の特許第一審民事紛争事件を管轄し、本件は第一審特許民事事件であり、広創会社はインターネットを通じて被訴侵害製品を購入し、且つ広州市で受け取っており、広州知的財産権法院は権利侵害行為地の知的財産権法院として本件に対して管轄権を有している。 広州知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	電気		
188	86-3	2017	広州知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 高創（蘇州）電子有限公司 2. 天津サムスン電子有限公司	韓国（実施者）	⑦	○									2017年8月7日、被告のサムスン会社は国家知識財産権局特許再審委員会に係争特許の無効を宣言するよう請求した。2018年2月27日、国家知識財産権局特許再審委員会は無効宣告請求審査決定を下し、当該特許はすべて無効であると宣告した。従って、原告の広創会社は本件訴訟を提起する権利の基礎を失い、その起訴は棄却すべきである。 広州知的財産権法院は原告の起訴を棄却すると裁定した。	一審	一審起訴棄却裁定書：(2017)粵73民初2271号の二	広州知的財産権法院	2018. 3. 30	リンク							
189	87-1	2017	広州知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 高創（蘇州）電子有限公司 2. 天津サムスン電子有限公司	韓国（実施者）	⑦	○									開示無し	2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広創会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2017)粵73民初3667号	広州知的財産権法院	2018. 8. 22	リンク	原告の広晟デジタル技術有限公司は2018年8月17日に本件起訴の取り下げを申請し、広州知的財産権法院は取下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	電気	
190	88-1	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)京73民初1174号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	創維集团有限公司、創維-RGB会社は管轄権の異議を提出し、本件をシンセン市中級人民法院に移送して審理するよう請求した。 北京知的財産権法院の認定：国美会社が本件被告として住所地が北京市にあり、広創会社が提出した証拠に示されている国美会社が被訴侵害製品を販売した行為も北京市にあり、すべて北京知的財産権法院の管轄区域に属しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有している。 北京知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
191	88-2	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○								○	創維集团有限公司、創維-RGB会社は広創会社の関連特許権侵害行為を直ちに停止し、すべての侵害製品の製造、販売、販売の許諾、輸入及び関連特許方法の使用を直ちに停止する行為を含むが、これらに限定されない。広創会社の経済損失と合理的な支出を人民元9600万元と権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を10万元を共同で賠償し、本件訴訟費用を負担する。 国美会社は被訴権利侵害製品の販売、販売の許諾を直ちに停止する。	2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広創会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	二審	二審管轄権異議裁定書：(2018)京民轄終10号	北京市高級人民法院	2018. 2. 14	リンク	創維集团有限公司、創維-RGB会社は第一審裁定を取り下げ、本件を広東省シンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定：広創会社が発明特許技術公告、公正証書などの証拠を提出して、創維集团有限公司、創維-RGB会社が権利侵害製品を製造し、国美会社が北京市朝陽区で権利侵害製品を販売していることを初步的に証明した。そのため、広創会社が創維集团有限公司、創維-RGB会社及び国美会社を共同被告として訴訟を起こした場合、広創会社は被告の一つである国美会社の住所地または被訴権利侵害製品の販売地の人民法院を選択して起訴する権利を有する。 国美会社の住所、販売地はいずれも北京市に位置し、第一審裁判所の管轄区域に属する。 そのため、北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	電気	
192	88-3	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○											一審	一審訴訟棄却裁定書：(2017)京73民初1174号の一	北京知的財産権法院	2018. 3. 29	リンク	2017年8月7日、天津サムスン会社は国家知識財産権局特許再審委員会に係争特許の無効を宣言するよう申請した。2018年2月27日、国家知識財産権局特許再審委員会は無効宣告請求審査決定を下し、当該特許はすべて無効であると宣告した。従って、原告の広創会社は本件訴訟を提起する権利の基礎を失い、その起訴は棄却すべきである。 広州知的財産権法院は原告の起訴を棄却すると裁定した。	提訴棄却				
193	89-1	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)京73民初1175号	北京知的財産権法院	2017. 10. 23	リンク	創維集团有限公司、創維-RGB会社は管轄権の異議を提出し、本件をシンセン市中級人民法院に移送して審理するよう請求した。 北京知的財産権法院の認定：国美会社が本件被告として住所地が北京市にあり、広創会社が提出した証拠に示されている国美会社が被訴権利侵害製品を販売した行為も北京市にあり、すべて北京知的財産権法院の管轄区域に属しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有している。 北京知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
194	89-2	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○								○	創維集团有限公司、創維-RGB会社は広創会社の関連特許権侵害行為を直ちに停止し、すべての侵害製品の製造、販売、販売の許諾、輸入及び関連特許方法の使用を直ちに停止する行為を含むが、これらに限定されない。広創会社の経済損失と合理的な支出を人民元9600万元と権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を10万元を共同で賠償し、本件訴訟費用を負担する。 国美会社は被訴権利侵害製品の販売、販売の許諾を直ちに停止する。	2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広創会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	二審	二審管轄権異議裁定書：(2018)京民轄終13号	北京市高級人民法院	2018. 2. 14	リンク	創維集团有限公司、創維-RGB会社は第一審裁定を取り下げ、本件を広東省シンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定：広創会社が発明特許技術公告、公正証書などの証拠を提出して、創維集团有限公司、創維-RGB会社が権利侵害製品を製造し、国美会社が北京市朝陽区で権利侵害製品を販売していることを初步的に証明した。そのため、広創会社が創維集团有限公司、創維-RGB会社及び国美会社を共同被告として訴訟を起こした場合、広創会社は被告の一つである国美会社の住所地または被訴権利侵害製品の販売地の人民法院を選択して起訴する権利を有する。 国美会社の住所、販売地はいずれも北京市に位置し、第一審裁判所の管轄区域に属する。 そのため、北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	電気	
195	89-3	2017	北京知的財産権法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 創維集团有限公司 2. シンセン創維-RGB電子有限公司 3. 国美電器有限公司	中国（実施者）	③	○											一審	一審起訴棄却裁定書：(2017)京73民初1175号の一	北京知的財産権法院	2018. 6. 28	リンク	北京知的財産権法院の認定： 1. 2018年5月14日、特許再審委員会は第35920号の無効宣告請求審査決定を下し、広創会社が2018年3月12日に提出した請求項1-10iに基づいて、係争特許の請求項1-10の無効を宣告し、請求項1i-10に基づいて特許権を引き続き有効であると維持した。 2. 本件において、原告の広創会社は被訴権利侵害の技術案が係争特許技術公告の請求項1-23の保護範囲に含まれると明確に主張した。原告の広創会社は権利を主張する係争特許の請求項1をすでに放棄されたか、特許再審委員会によって無効と宣告されており、現在、司法保護を求める権利の基礎が欠けているため、原告の広創会社は本件と直接な利害関係がないので、その起訴は棄却しなければならない。 北京知的財産権法院は起訴を棄却すると裁定した。	提訴棄却				
196	90-1	2017	深圳市中级人民法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 青島海信電器株式会社 2. 海信集团有限公司 3. シンセン市蘇寧雲商販売有限公司	中国（実施者）	③	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書：(2017)粵03民初1529号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	青島海信電器株式会社、海信集团有限公司は本件で管轄権異議を提出した。 シンセン中院は、特許権侵害行為によって提起された訴訟は、権利侵害行為地または被告住所地の人民法院が管轄し、本岡案件の被告であるシンセン市蘇寧雲商販売有限公司の住所はシンセン市にあり、シンセン中院は法に基づき本岡案件に対して管轄権を有していると考えている。 シンセン中院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
197	90-2	2017	シンセン市中級人民法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 青島海信電器株式会社 2. 海信集团有限公司 3. シンセン市蘇寧雲商販売有限公司	中国（実施者）	③	○								○		開示無し	2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広創会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民轄終827号	シンセン市中級人民法院	2017. 12. 18	リンク	青島海信電器株式会社、海信集团有限公司は管轄権異議の上訴を提出し、原審裁定を取り消し、本岡案件を山東省青島市中級人民法院に移送して審理するよう請求した。 広東省高院は、シンセン市蘇寧雲商販売有限公司が広東省で係争製品を販売し、原審裁判所が販売地裁判所であり、かつ最高人民法院が指定した管轄区域内の第一審特許紛争事件を管轄する中級人民法院であり、本岡案件に対して管轄権を有していると考えている。 広東省高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	電気
198	90-3	2017	シンセン市中級人民法院	広州広晟デジタル技術有限公司	中国（権利者）	1. 青島海信電器株式会社 2. 海信集团有限公司 3. シンセン市蘇寧雲商販売有限公司	中国（実施者）	③	○											一審	一審起訴棄却裁定書：(2017)粵03民初1529号	シンセン市中級人民法院	2018. 12. 11	リンク	係争特許はすでに一部無効と宣告されたが、本件で保護を求める技術案はすでに無効と宣告された請求項で限定された保護範囲内にあるため、原告の広創会社は本件訴訟を提起する権利の基礎を失い、その起訴は棄却しなければならない。 シンセン中院裁判所は原告の起訴を棄却すると裁定した。	提訴棄却				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害標準 侵害紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤリ ティ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還請求 違反紛争	悪質な 知財権 訴訟提起による 損害賠償責任 紛争	不正競争 紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案件 番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定が 示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定 結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
199	91-1	2017	深圳市中級 人民法院	広州広晟デジタル技術有 限公司	中国（権利者）	1. 青島海信電器株式会社 2. 海信集团有限公司 3. シンセン市蘇寧雲商販売有 限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	2017年、サムスン会社、青島海信電器株式会社（以下、「海信会社」という）、創維集团有限公司（以下、「創維会社」という）は自社の「オーディオデコード」技術などに関する特許を侵害していると考えたため、広晟会社はこれらの会社を複数の案件に分けて複数の裁判所に起訴し、数億元のクレームを出した。本件は国内初の「オーディオデコード」技術に係る標準必須特許訴訟である。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2017）粵03民初1509号	シンセン市中級人民法 院	開示無し	開示無し	青島海信電器株式会社、海信集团有限公司は本件で管轄権異議を提出した。シンセン中院は、特許権侵害行為によって提起された訴訟は、権利侵害行為地または被告住所地の人民法 院が管轄し、本両案件の被告であるシンセン市蘇寧雲商販売有 限公司の住所はシンセン市にあり、シンセン中院は法に基づき本両案件に対して管轄権を有していると考えている。シンセン中院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	未決	1件として カウント	電気	
200	91-2	2017	シンセン市 中級人民法 院	広州広晟デジタル技術有 限公司	中国（権利者）	1. 青島海信電器株式会社 2. 海信集团有限公司 3. シンセン市蘇寧雲商販売有 限公司	中国（実施者）	③	○							○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）粵民轄終826号	シンセン市 中級人民法 院	2017. 12. 18	リンク	青島海信電器株式会社、海信集团有限公司は管轄権異議の上訴を提出し、原審裁定を取り消し、本両案件を山東省青島市中級人民法 院に移送して審理するよう請求した。広東省高院は、シンセン市蘇寧雲商販売有 限公司が広東省で係争製品を販売し、原審裁判所が販売地裁判所であり、かつ最高人民法院が指定した管轄区域外の第一審特許紛争案件を管轄する中級人民法 院であり、本両案件に対して管轄権を有していると考えている。広東省高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。					
201	92-1	2017	北京知的財産権法院	L2モバイル技術有限責任会社	米国（権利者）	1. 宏達国際電子株式会社 2. 宏達通信有限公司 3. 北京京東世紀情報技術有限公 司 4. 北京京東叁百陸十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○									1. 被告は原告が保有する第200910166722.3号発明特許（係争特許と略称する）の特許権を侵害した以下の型番の携帯電話の製造、販売、販売許諾を直ちに停止する。HTCU11、HTCUltra、HTCD10wDesireI0pro； 2. 被告二は原告が保有する係争特許権を侵害した以下の型番の携帯電話の輸入、販売、販売許諾を直ちに停止する。HTCU11、HTCUltra、HTCD10wDesireI0pro； 3. 被告一、被告二は以下の型番の携帯電話で使用している係争特許権を侵害する方法を直ちに停止する。HTCU11、HTCUltra、HTCD10wDesireI0pro； 4. 被告三、被告四は係争特許権を侵害する以下の型番の携帯電話の販売、販売許諾を直ちに停止する。HTCU11、HTCUltra、HTCD10wDesireI0pro； 5. 被告一、被告二は共同で原告に人民元763185.00元を賠償する； 6. 被告一、被告二は共同で合理的な支出費用を500000.00元負担する； 7. 被告一、被告二、被告三、被告四が共同で本件訴訟費用を負担する。	L2会社は公平・合理的・非差別的の原則に基づいて、宏達社にライセンス協議の請求を出したが、宏達社はそれに応じなかったため、北京知的財産権法院に2件の標準必須特許侵害訴訟を提起し、合計約250万元のクレームを出した。	一審	一審起訴棄却裁定書：（2017）京73民初1617号	北京知的財産権法院	2020. 7. 28	リンク	2019年2月15日、宏達社は国家知的財産権局に無効宣告請求を提出し、2019年7月1日に国家知的財産権局は特許の有効性を維持し、宏達社はこの決定に不服して北京知的財産権法院に行政訴訟を提起した。2020年7月27日、北京知的財産権法院は係争特許の請求項1は進歩性を有しないと判断したが、北京知的財産権法院は、係争特許の効力がすでに不安定な状態にあると判断し、裁判所は先行して起訴棄却の裁定を下すことができ、係争特許が引き続き有効に維持されている場合、L2会社は別途特許侵害訴訟を提起することができる。	提訴棄却	敗訴	1件として カウント	通信	
202	93-1	2017	北京知的財産権法院	L2移動技術有限責任公司	米国（権利者）	1. 宏達国際電子股份有限公司 2. 宏達通信有限公司 3. 北京京東世紀信息技术有限公司 4. 北京京東三百六十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	L2会社が、公平、合理、無差別の原則に従って宏達にライセンス交渉の請求を出したが、先方が回答しなかったと主張したので、北京知的財産権法院に2件の標準必須特許権侵害訴訟を提起し、計250万元の賠償を請求した。	一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2017）京73民初1618号	北京知的財産権法院	2018. 12. 25	リンク	2018年3月16日、宏達が国家知的財産権局に係争特許について無効審判を請求した。2018年8月20日、国家知的財産権局が係争特許の全部無効を宣告した。2018年12月24日、L2会社が訴訟取下げを請求し、且つ、北京知的財産権法院が認めた。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
203	94-1	2017	広東省高級 人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（実施者）	1. サムスン電子株式会社； 2. サムスン（中国）投資有限公 司； 3. 惠州サムスン電子有限公司 4. 天津サムスン電子有限公司	韓国（権利者）	⑤		○						○		開示無し	2011年以来、Huaweiとサムスンが特許クロスライセンスの問題について数回交渉をしたが、ずっと実質的な進展がない。2016年5月から、Huaweiとサムスンが4G通信標準に関する特許について中国と米国裁判所にお互いに提訴し、協議違反と特許権侵害を主張した。その中、中国訴訟が北京の財産権法院、シンセン市中級人民法 院と西安市中級人民法 院に係る。2019年5月、Huaweiとサムスンが世界的範囲の和解合意に達し、世界標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク特許ライセンス協議を締結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2017）粵民初23号	広東省高級 人民法 院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
204	94-2	2017	広東省高級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（実施者）	1. サムスン電子株式会社； 2. サムスン（中国）投資有限公 司； 3. 惠州サムスン電子有限公司 4. 天津サムスン電子有限公司	韓国（権利者）	⑤		○						○		開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2018）最高法民轄終52号	最高人民法 院	2018. 3. 19	リンク	サムスン株式会社、サムスン中国会社が上訴して一審裁定を取り消し、Huaweiの提訴を棄却し、又は、本件を管轄権の有する人民法 院に移送するよう請求した。権利侵害行為で提起した訴訟が、権利侵害行為の行為地又は被告住所 地の裁判所に管轄されると最高人民法院が認定した。本件原告被告の惠州サムスンの住所が広東省で、一審裁判所が本件案件の属性、被告住所 地及び案件状況の複雑程度などの要素を総合して考慮し、本件に対する一審管轄権を行使したことには失当がない。そのため、最高人民法院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持する旨の裁定を下した。					
205	95-1	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○								○		開示無し	2011年以来、Huaweiとサムスンが特許クロスライセンスの問題について数回交渉をしたが、ずっと実質的な進展がない。2016年5月から、Huaweiとサムスンが4G通信標準に関する特許について中国と米国裁判所にお互いに提訴し、協議違反と特許権侵害を主張した。その中、中国訴訟が北京の財産権法院、シンセン市中級人民法 院と西安市中級人民法 院に係る。2019年5月、Huaweiとサムスンが世界的範囲の和解合意に達し、世界標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク特許ライセンス協議を締結した。	一審	一審管轄権異議裁定書：（2017）陝01民初138号	西安市中級 人民法 院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信
206	95-2	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○							○	開示無し		二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2017）陝01民初138号	陝西省高級 人民法 院	2017. 5. 9	リンク	サムスン中国が上訴を提起し、原審裁定を取り消し、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。惠州サムスンが上訴を提起し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。天津サムスンが上訴を請求し、本件を天津市第一中级人民法院に移送するよう請求した。陝西省高級人民法 院が、本件において、Huaweiがサムスンと中百信などに対して提訴し、その許可を受けずに、係争特許を使用して被疑侵害品の製造、販売、販売申出をしたことを主張し、中百信の住所 地、販売地がいずれも陝西省西安市であるため、陝西省西安市中級人民法 院が本件に対して管轄権を有する。そのため、陝西省高級人民法 院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。						
207	95-3	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○								○		開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2017）陝01民初138号の二	西安市中級 人民法 院	2019. 3. 15	リンク	2019年3月11日、Huaweiが訴訟取り下げの請求を提出した。西安市中級人民法 院がHuaweiによる訴訟取下げの請求を認めた				
208	96-1	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○								○		開示無し		一審	一審管轄権異議裁定書：（2017）陝01民初139号	西安市中級 人民法 院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信
209	96-2	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○								○	開示無し	2011年以来、Huaweiとサムスンが特許クロスライセンスの問題について数回交渉をしたが、ずっと実質的な進展がない。2016年5月から、Huaweiとサムスンが4G通信標準に関する特許について中国と米国裁判所にお互いに提訴し、協議違反と特許権侵害を主張した。その中、中国訴訟が北京の財産権法院、シンセン市中級人民法 院と西安市中級人民法 院に係る。2019年5月、Huaweiとサムスンが世界的範囲の和解合意に達し、世界標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク特許ライセンス協議を締結した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：（2017）陝民轄終37号	陝西省高級 人民法 院	2017. 5. 9	リンク	サムスン中国が上訴を提起し、原審裁定を取り消し、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。惠州サムスンが上訴を提起し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。天津サムスンが上訴を請求し、本件を天津市第一中级人民法院に移送するよう請求した。陝西省高級人民法 院が、本件において、Huaweiがサムスンと中百信などに対して提訴し、その許可を受けずに、係争特許を使用して被疑侵害品の製造、販売、販売申出をしたことを主張し、中百信の住所 地、販売地がいずれも陝西省西安市であるため、陝西省西安市中級人民法 院が本件に対して管轄権を有する。そのため、陝西省高級人民法 院が、上訴を棄却し、原審裁定を維持した。					
210	96-3	2017	西安市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 西安中百信電子科技有限責任 公司	韓国（実施者）	⑦	○								○		開示無し		一審	一審訴訟取下げ裁定書：（2017）陝01民初139号	西安市中級 人民法 院	2017. 11. 20	リンク	2017年11月17日、Huaweiが訴訟取り下げの請求を提出した。西安市中級人民法 院がHuaweiによる訴訟取下げの請求を認めた。				
211	97-1	2016	深圳市中級 人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. シンセン市南方約和科技有限公 司	韓国（実施者）	⑦	○								○		2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する	一審	一審管轄権異議裁定書：（2016）粵03民初815号	シンセン市 中級人民法 院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン会社が本件の管轄権について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術会社が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法 院に移送するよう、惠州サムスン公司是はファーウェイ技術会社が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法 院に移送するよう、天津サムスン公司是はファーウェイ技術会社が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法 院に移送するよう請求した。シンセン中院の認定：1. ファーウェイ技術公司是は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害した疑いで起訴し、その中、韻和公司の住所がシンセンにあるから、シンセン中院が本件に管轄権がある。2. 本件は高級人民法 院が管轄するレベルの要求を満たしていない。シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。					

通し番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権侵害紛争(非特許権紛争を含む)	標準必須特許ロイヤリティ紛争	被占紛争	契約紛争	FRAND義務違反又は信義誠実原則違反紛争	重要な知財権訴訟提起による損害賠償責任紛争	不正競争紛争	管轄権異議	訴訟差止め命令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定の類別及び案件番号	判決又は裁定を下した裁判所	判決又は裁定を下した日付	判決又は裁定が開示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定結果	案件最終結果	開示対象判例	業界分野
212	97-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 4.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	の特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民轄終444号	広東省高級人民法院	2016.9.29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。広東高院の認定：1.本件の一つの被告である鵬和公司の住所が広東省シンセン市にありながら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するから、本件に対して管轄権がある。2.本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達していない。広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
213	98-1	2016	深圳市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 4.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初字第816号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。シンセン中院の認定：1.ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害した疑いで起訴し、その中、鵬和公司の住所がシンセンにあるから、シンセン中院が本件に管轄権がある。2.本件は高級人民法院が管轄するレベルの要求を満たしていない。シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	勝訴	1件としてカウント	通信
214	98-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 5.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2011年以来、ファーウェイ公司がサムスン公司及特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民轄終445号	広東省高級人民法院	2016.9.29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。広東高院の認定：1.本件の一つの被告である鵬和公司の住所が広東省シンセン市にありながら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するから、本件に対して管轄権がある。2.本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達していない。広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
215	98-3	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 4.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審判決書：(2016)粵03民初字第816号	シンセン市中級人民法院	2018.1.4	リンク	シンセン中院の認定：1.係争特許権の請求項1、2、9、10は3GPP標準技術案に対応していて、係争特許権保護範囲に含まれている。2.ライセンスの交渉において、サムスンは明らかな過ちがあり、FRAND原則を明らかに違反した。例えば、クロスライセンスを拒否し、FRAND原則の特許を抜き合わせて交渉し、積極的に権利の請求項の知照表を提供しなく、積極的にオファーと逆オファーを出さなくて、正当な理由なしに第三者の仲裁を拒否し、裁判所の調停過程で実質的な案を提出しなかった。3.ファーウェイがライセンスの交渉で積極的に対応し、オファーを6回出したように、仲裁を通じて、ライセンスの達成を促したから、ファーウェイが手続上にあきらめなかった。4.双方の全球での標準必須特許の実力が伯仲するが、中国での標準必須特許について、ファーウェイのほうがサムスンより強い。5.ファーウェイ公司が提供したオファーがその特許の実力を明らかに反していない。6.しかし、サムスンのオファーがファーウェイのオファーをはるかに上回っていて、その特許の実力とは釣り合わなくて、FRAND原則に合致しない。7.本裁判所が被告に権利侵害を停止させる判決の効力が発生した後、ファーウェイとサムスンが依然として標準必須特許のクロスライセンスの交渉を行うことができ、もし原告とサムスンが標準必須特許のクロスライセンスの交渉に合意するか、または原告の同意を得て、本裁判所の権利侵害停止の判決を執行しなかったら、許可を与えるべきである。最後、裁判所がこう判決した。1.サムスン中国公司及惠州サムスン公司以製造し、販売し、販売を許諾し、使用する など、原告の特許権を侵害する行為を停止させる。2.被告の南方鵬和公司に販売し、販売を許諾することなど原告の特許権を侵害する行為を停止させる。3.原告の他の訴訟請求を棄却する。				
216	99-1	2016	深圳市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 4.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初字第817号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。シンセン中院の認定：1.ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害した疑いで起訴し、その中、鵬和公司の住所がシンセンにあるから、シンセン中院が本件に管轄権がある。2.本件は高級人民法院が管轄するレベルの要求を満たしていない。シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
217	99-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 7.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	の特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民轄終446号	広東省高級人民法院	2016.9.29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。広東高院の認定：1.本件の一つの被告である鵬和公司の住所が広東省シンセン市にありながら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するから、本件に対して管轄権がある。2.本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達していない。広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
218	100-1	2016	深圳市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公司 4.シンセン市南方鈞和科技有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初字第838号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。シンセン中院の認定：1.ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害した疑いで起訴し、その中、鵬和公司の住所がシンセンにあるから、シンセン中院が本件に管轄権がある。2.本件は高級人民法院が管轄するレベルの要求を満たしていない。シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (特許権 侵害紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リタイ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 標準必 須特許 の侵害 紛争	重要な 知財権 訴訟に よる損 害賠償 責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁 定を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁 定が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	関与対象判 例	業界分野
219	100-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		同被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及 び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争保 明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に回った。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：(2016)粵 民轄終447号	広東省高級 人民法院	2016. 9. 29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術 公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を北京知的財産権法院或は 北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技 術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を広州知的財産権法院或 は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ 技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を天津市第一中級人民 法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 広東高院の認定： 1. 本件の一つの被告である韻和公司の住所が広東省シンセン市にありなが ら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の 新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアに関 する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するか ら、本件に対して管轄権がある。 2. 本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達して いない。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟 下げ	1件として カウント	通信
220	101-1	2016	深圳市中級 人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		同被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及 び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争保 明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2011年以来、ファーウェイ公司がサムスン公司と特許のクロ スライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進 展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に回った。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異 議裁定書： (2016)粵03民 初839号	シンセン市中 級人民法 院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権 について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術 公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を北京知的財産権法院或は 北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技 術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を広州知的財産権法院或 は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ 技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を天津市第一中級人民 法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害し た疑いで起訴し、その中、韻和公司の住所がシンセンにあるから、シンセ ン中院が本件に管轄権がある。 2. 本件は高級人民法院が管轄するレベルの要求を満たしていない。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟 下げ	1件として カウント	通信
221	101-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		同被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及 び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争保 明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に回った。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：(2016)粵 民轄終448号	広東省高級 人民法 院	2016. 9. 29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁 定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術 公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を北京知的財産権法院或は 北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技 術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を広州知的財産権法院或 は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ 技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を天津市第一中級人民 法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 広東高院の認定： 1. 本件の一つの被告である韻和公司の住所が広東省シンセン市にありなが ら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の 新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアに関 する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するか ら、本件に対して管轄権がある。 2. 本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達して いない。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟 下げ	1件として カウント	通信
222	102-1	2016	深圳市中級 人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異 議裁定書： (2016)粵03民 初840号	シンセン市中 級人民法 院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司が管轄権について異議を申し立て、彼らに対して提起し た特許権侵害の新訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送 するよう請求した。惠州サムスン公司が管轄権について異議を申し立て、 彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を広州知的財産権法院或は広東省 高級人民法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 本件で、ファーウェイ技術公司は三被告がその係争発明の特許権を共同 で侵害した疑いで起訴し、その中、韻和公司の住所がシンセンにあるか ら、シンセン中院が本件に管轄権がある。そして、ファーウェイ技術公司 が韻和公司で被疑侵害品を買った場所もシンセンにあるから、その事実 に基づいて、シンセン中院も本件に管轄権がある。 2. 原審の裁判所が最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争 の第一審案件に対して管轄権があり、本件は高級人民法院が管轄するレベ ルの要求を満たしていない。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
223	102-2	2016	シンセン市中級人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		三被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及 び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争保 明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2011年以来、ファーウェイ公司がサムスン公司と特許のクロ スライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進 展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に回った。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：(2016)粵 民轄終449号	広東省高級 人民法 院	2016. 9. 29	リンク	サムスン投資公司が上訴し、原裁定を取り消すよう、彼らに対して提起さ れた訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう請 求した。惠州サムスン公司も上訴し、原裁定を取り消すよう、彼らに対 して提起された訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送 するよう請求した。 広東高院の認定： 1. 本件の一つの被告である韻和公司の住所が広東省シンセン市にありなが ら、原審の裁判所は最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の 新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアに関 する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するか ら、本件に対して管轄権がある。 2. 本件は広東高院が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達 していない。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。		勝訴	1件として カウント	通信
224	102-3	2016	シンセン市中級人民法 院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○											一審	一審判決書： (2016)粵03民 初840号	シンセン市中 級人民法 院	2018. 1. 4	リンク	シンセン中院の認定： 1. 係争特許権の請求項3、5が3GPP標準36. 213 V10. 11. 0と3GPP標準36. 213 V10. 1. 0に記載されている技術案と一対対応していて、係争特許権の請求 項3、5の保護範囲に含まれている。 2. ライセンスの交渉において、サムスンが明らかに過ちがあり、FRAND原則 を明らかに違反した。例えば、クロスライセンスを拒否し、非標準必須 特許を抱き合わずで交渉し、積極的に権利の請求項の対価を提供しなく で、積極的にオファーと逆オファーを出さなくて、正当な理由なしに第三 者の仲裁を拒否し、裁判所の調停過程で実質的な案を提出しなかった。 3. ファーウェイがライセンスの交渉で積極的に対応し、6回のオファーを 出したうえに、仲裁を通じて、ライセンスの達成を促したから、ファー ウェイが手続きに明白な過ちがなくて、FRAND原則を違反しなかった。 4. 双方の全球での標準必須特許の実力が伯仲するが、中国での標準必須特 許について、ファーウェイのほうがサムスンより強いと、裁判所の認定： 5. ファーウェイ公司が提供したオファーがその特許の実力を明らかに反し ていて、FRAND原則に合致する。 6. しかし、サムスンのオファーがファーウェイのオファーをはるかに上回 っていて、その特許の実力とは釣り合わなくて、FRAND原則に合致しない。 7. 本裁判所が被告に権利侵害を停止させる判決の効力が発生した後、 ファーウェイとサムスンは依然として標準必須特許のクロスライセンスの 交渉を行うことができ、もし原告とサムスンは標準必須特許のクロスライ センスの交渉に合意するか、または原告の同意を得て、本裁判所の権利侵 害停止の判決を執行しなかったら、許可を与えるべきである。 最後、裁判所がこう判決した。 1. サムスン中国公司と惠州サムスン公司が製造し、販売し、販売を許諾 し、使用することなど、原告の特許権を侵害する行為を停止する 2. 被告の南方韻和公司が販売し、販売を許諾することなど原告の特許権を 侵害する行為を停止する。 3. 原告の他の訴訟請求を棄却する。	勝訴			
225	103-1	2016	深圳市中級 人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1. サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異 議裁定書： (2016)粵03民 初841号	シンセン市中 級人民法 院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権 について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術 公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を北京知的財産権法院或は 北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技 術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を広州知的財産権法院或 は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ 技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の新訟を天津市第一中級人民 法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害し た疑いで起訴し、その中、韻和公司の住所がシンセンにあるから、シンセ ン中院が本件に管轄権がある。 2. 本件は高級人民法院レベル管轄の要求を満たしていない。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。				

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 懸念紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤリ ティ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟違 反によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 訟争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が明示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
226	103-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民終終450号	広東省高級人民法院	2016. 9. 29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 広州高院の認定： 1. 本件の一つの被告である嶺和公司の住所が広東省シンセン市にありながら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するから、本件に対して管轄権がある。 2. 本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達していない。 広州高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
227	103-3	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○											一審	一審撤訴裁定書：(2016)粵03民初841号之一	シンセン市中級人民法院	2019. 3. 4	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社が訴訟を取り下げる申請を出した。シンセン中院が審査した後、その申請を許可した。	訴訟取下げ				
228	104-1	2016	深圳市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公 司 4.シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○								○		四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初842号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が本件の管轄権について異議を申し立てた。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. ファーウェイ技術公司は四被告がその係争発明の特許権を共同で侵害した疑いで起訴し、その中、嶺和公司の住所がシンセンにあるから、シンセン中院が本件に管轄権がある。 2. 本件は高級人民法院レベル管轄の要求を満たしていない。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信
229	104-2	2016	シンセン市中級人民法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権 利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公 司 4.シンセン市南方鈞和科技有限 公司	韓国（実施 者）	⑦	○									四被告が被疑侵害品の製造、販売、販売許諾、及び輸入に限らず、ファーウェイ技術会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止すること。	2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)粵民終終451号	広東省高級人民法院	2016. 9. 29	リンク	サムスン投資公司、惠州サムスン公司、天津サムスン公司が上訴し、原裁定を取り消すよう請求した。サムスン投資公司は本件でファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を北京知的財産権法院或は北京市高級人民法院に移送するよう、惠州サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院に移送するよう、天津サムスン公司はファーウェイ技術公司が彼らに対して提起した特許権侵害の訴訟を天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう請求した。 広州高院の認定： 1. 本件の一つの被告である嶺和公司の住所が広東省シンセン市にありながら、原審の裁判所が最高人民法院の許可を取って、管区内の特許、植物の新品種、集積回路図の設計、技術秘密、コンピュータソフトウェアに関する民事、行政案件及び有名な商標の認定に関する民事案件を管轄するから、本件に対して管轄権がある。 2. 本件は当該が管轄する第一審の知的財産権民事案件の管轄基準に達していない。 広州高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
230	105-1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1382号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
231	105-2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終終70号	広東省高級人民法院	2017. 3. 13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管区内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。					
232	106-1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1383号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
233	106-2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終終71号	広東省高級人民法院	2017. 3. 13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管区内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。					
234	107-1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1384号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信	
235	107-2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終終72号	広東省高級人民法院	2017. 3. 14	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管区内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。					
236	108-1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1385号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
237	108-2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権 利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			開示無し	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終終73号	広東省高級人民法院	2017. 3. 13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管区内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件として カウント	通信		

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 模倣紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還試 算違反 紛争	重要な 知財権 訴訟提 起によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 訟争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した法 院	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示されたか	判決又は裁定 の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
238	108・3	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審撤回裁定書：(2016)粵03民初1385号之一	シンセン市中級人民法院	2019.3.14	リンク	2019年3月5日、サムスン会社が訴訟を取り下げを申請した。シンセン中院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
239	109・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審撤回裁定書：(2016)粵03民初1386号	シンセン市中級人民法院	2016.10.25	リンク	2016年10月13日、サムスン会社が訴訟を取り下げを申請した。シンセン中院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
240	110・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1387号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審の案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
241	110・2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終院74号	広東省高級人民法院	2017.3.13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
242	111・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審撤回裁定書：(2016)粵03民初1388号	シンセン市中級人民法院	2016.10.25	リンク	2016年10月13日、サムスン会社が訴訟を取り下げを申請した。シンセン中院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
243	112・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1389号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審の案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
244	112・2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終院75号	広東省高級人民法院	2017.3.13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
245	113・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1390号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審の案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
246	113・2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終院76号	広東省高級人民法院	2017.3.13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
247	114・1	2016	深圳市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)粵03民初1391号	シンセン市中級人民法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 シンセン中院の認定： 1. 被告であるファーウェイ技術有限公司の住所が広東省シンセン市にあるから、シンセン中院は管轄権がある。 2. シンセン中院は最高人民法院が指定した中级人民法院として、特許紛争の第一審の案件に対して管轄権がある。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
248	114・2	2016	シンセン市中級人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)粵民終院77号	広東省高級人民法院	2017.3.13	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、原審の裁定を取り消すよう、サムスン電子株式会社の起訴を棄却する或は本件を北京知的財産権法院に移送するよう請求した。 広東高院は原審の裁判所が被告の住所で、最高人民法院が指定した管内の第一審の特許紛争の案件を管轄する中级人民法院で、本件に対して管轄権があると認めた。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。				
249	115・1	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に間違った。 2019年5月、ファーウェイとサムスンがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審撤回裁定書：(2016)京73民初546号	北京知的財産権法院	2016.10.24	リンク	2016年10月14日、サムスンが訴訟を取り下げを申請を出した。北京知的財産権法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
250	116・1	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○									1. ファーウェイ会社が被疑侵害品を製造し、使用し、販売し、販売を許諾する行為を停止すること。 2. ファーウェイ会社がサムスン株式会社の特許の方法を使用する行為を停止すること。 3. 亨通達会社が被疑侵害品を販売し、販売を許諾する行為を停止すること。	一審	一審起訴棄却裁定書：(2016)京73民初549号	北京知的財産権法院	2018.11.15	リンク	2017年10月26日、特許の複審委員会が無効決定を下し、係争特許が有効だと維持した。その後、北京知的財産権法院が前述の無効判決を取り消し、特許の複審委員会に改めて審査の決定を下させると行政判決を下した。無効決定が取り消された場合、本件には起訴を棄却するべきだと、北京知的財産権法院が認めた。 北京知的財産権法院が起訴を棄却すると裁定した。	提訴棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
251	116・2	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○									1. ファーウェイ会社が被疑侵害品を製造し、使用し、販売し、販売を許諾する行為を停止すること。 2. ファーウェイ会社がサムスン株式会社の特許の方法を使用する行為を停止すること。 3. 亨通達会社が被疑侵害品を販売し、販売を許諾する行為を停止すること。	二審	二審起訴上訴棄却裁定書：(2019)京民終608号	北京市高級人民法院	2019.8.14	リンク	2019年8月14日、サムスン会社が上訴を取り下げを申請した。北京高院がそれを許可すると裁定した。					

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 模倣紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟提 起によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め命 令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁 定を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁 定が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
252	117-1	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. ファーウェイ会社が被疑侵害品を製造し、使用し、販売し、販売を許諾する行為を停止すること。 2. ファーウェイ会社がサムスン株式会社の特許の方法を使用する行為を停止すること。 3. 亨通達会社が被疑侵害品を販売し、販売を許諾する行為を停止すること。	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初550号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	ファーウェイ会社が管轄権異議を申し立て、原告の起訴を棄却する或は本件をシンセン中院に移送するよう請求した。 サムスン株式会社が初步的な証拠を提供し、ファーウェイ会社が被疑侵害品を生産したことと亨通達会社が被疑侵害品を販売したことを証明した。 被疑侵害行為の実施地が北京市にあり、北京知的財産権法院の管轄に属する。共同で権利侵害行為を実施したと訴えられた者の一つである亨通達会社の住所が北京市にあり、北京知的財産権法院の管轄にも属する。したがって、被疑侵害行為の実施地であれ、被告の住所であれ、北京知的財産権法院は本件に管轄権があると、北京知的財産権法院が認めた。 北京知的財産権法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
253	117-2	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. ファーウェイ会社がサムスン株式会社の特許の方法を使用する行為を停止すること。 2. ファーウェイ会社がサムスン株式会社の特許の特許を使用する行為を停止すること。 3. 亨通達会社が被疑侵害品を販売し、販売を許諾する行為を停止すること。	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京民終特263号	北京市高級人民法院	2016.12.29	リンク	ファーウェイ会社が上訴し、本件をシンセン中院に移送するよう請求した。 本件の証拠に基づき、北京市が被疑侵害品が販売された侵害行為地であり、本件が第一審の裁判所の管轄に属する。それに、亨通達会社が共同で権利侵害行為を実施したと訴えられた者の一つとして、その住所が北京にあり、一審の裁判所の管轄にも属する。したがって、被疑侵害行為の実施地に基づいても、被告の住所に基づいても、北京知的財産権法院は本件に管轄権があると、北京高院が認めた。 北京高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
254	117-3	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審撤訴裁定書：(2016)京73民初550号	北京知的財産権法院	2019.5.24	リンク	2019年3月5日、サムスンが訴訟を取り下げの申請を出した。 北京知的財産権法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
255	118-1	2016	北京知的財産権法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利者）	1. ファーウェイ技術有限公司 2. 北京亨通達百貨有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審撤訴裁定書：(2016)京73民初551号	北京知的財産権法院	2017.11.27	リンク	2017年11月23日、サムスンが訴訟を取り下げの申請を出した。 北京知的財産権法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
256	119-1	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初872号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	サムスン投資会社、惠州サムスン会社と天津サムスン会社が管轄権異議を申し立て、惠州サムスン会社と天津サムスン会社に対する特許侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院、天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう、サムスン投資会社に対する特許侵害の訴訟を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。 北京知的財産権法院の認定： 1. 本件で、サムスン投資会社と星球通会社の住所が北京にあり、北京知的財産権法院の管轄に属するから、北京知的財産権法院が本件に管轄権がある。 2. 本件が民事訴訟法の第十九条或は第三十八条第二項が指定している状況ではないから、高級人民法院が管轄する必要はない。 北京知的財産権法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
257	119-2	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社と星球通会社に、被疑侵害品の製造、販売、販売許諾及び輸入に限らず、ファーウェイ会社の係争発明特許権を侵害する行為を直ちに停止させると判決すること。	2011年以来、ファーウェイ会社がサムスン会社と特許のクロスライセンスについて交渉を繰り返していたが、実質的な進展は取られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関する特許について、中国と米国で先方が協議を違反し、自分の特許を侵害する訴訟を提起した。その中、中国での訴訟が北京知的財産権法院、シンセン中院と西安中院に関わった。 2019年5月、ファーウェイとサムスがグローバル和解を達成し、世界での標準必須特許のクロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)京民終特340号	北京市高級人民法院	2017.8.3	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社と天津サムスン会社が上訴し、一審の裁定を取り消すよう、惠州サムスン会社と天津サムスン会社に対する特許侵害の訴訟を広州知的財産権法院或は広東省高級人民法院、天津市第一中级人民法院或は天津市高級人民法院に移送するよう、サムスン投資会社に対する特許侵害の訴訟を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定： 1. 本件で、サムスン投資会社、星球通会社が共同で権利侵害行為を実施したと訴えられた行為人として、住所が北京市にあり、一審の裁判所の管轄に属する。 2. ファーウェイ会社が初步的な証拠を提供し、サムスン投資会社がそのホームページで被疑侵害品の販売を許諾する情報を提供したこと、惠州サムスン会社と天津サムスン会社が被疑侵害品を生産したこと、星球通会社が惠州サムスン会社と天津サムスン会社が生じた被疑侵害品を販売したことを証明したから、ファーウェイ会社は本件で被疑侵害品のメーカーと販売者を共同被告とするのは不当ではない。 3. サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社及び星球通会社の被疑侵害行為が共同権利侵害に該当するかどうかは、本件の実体審理の範囲に属する。 4. 中级人民法院が本管区内の重大な影響がある案件に管轄権があり、北京知的財産権法院が北京市の管区内の知的財産権紛争を審理する中级人民法院として、本件に対して管轄権がある。 したがって、北京高院がサムスン会社の上訴を棄却した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
258	119-3	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○											一審	一審撤訴裁定書：(2016)京73民初872号	北京知的財産権法院	2019.5.24	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社が訴訟を取り下げの申請を出した。 北京知的財産権法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
259	120-1	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○				一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初875号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は管轄権の異議を申し立て、惠州サムスン会社と天津サムスン会社に対する特許侵害の訴えを広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中级人民法院または天津市高級人民法院に移送して審理し、サムスン投資会社に対する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送して審理するよう請求した。 北京知的財産権法院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社の住所地は北京市に位置し、北京知的財産権法院の管轄区域に属しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有している。 2. 本件は民事訴訟法第19条または第38条第2項に規定された状況に属しておらず、高級人民法院が管轄する必要はない。 北京知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
260	120-2	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（権利者）	1. サムスン（中国）投資有限公司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○		サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は特許クロスライセンス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関連する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中级人民法院及び西安中级人民法院に回っている。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を達成した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)京民終特407号	北京市高級人民法院	2017.9.22	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は上訴し、一審裁定を取り消し、惠州サムスンと天津サムスンに対する特許侵害の訴えをそれぞれ広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中级人民法院または天津市高級人民法院に移送し、サムスン投資会社に対する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送するよう請求する。 北京高院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社は共同権利侵害を実施したと訴えられた行為者として、住所地はいずれも北京市に位置し、一審裁判所の管轄範囲に属する。 2. ファーウェイ会社は初步的な証拠を提供し、サムスン投資会社がそのホームページで被疑侵害製品の販売許諾情報を提供し、惠州サムスン会社、天津サムスン会社が被疑侵害製品を生産し、星球通会社が惠州サムスン会社、天津サムスン会社の生じた被疑侵害製品を販売したと証明したので、ファーウェイ会社は本件で被疑侵害製品の製造業者と販売業者を共同被告とするのは問題がない。 3. サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社及び星球通会社の被疑侵害行為が共同権利侵害を構成するかどうかは、本件実体審理の範囲に属する。 4. 中级人民法院は管轄区域内で重大な影響を及ぼす案件を管轄する権利を有し、北京知的財産権法院は北京市内で知的財産権紛争を審理する中级人民法院として、本件に対して管轄権を有している。 そのため、北京高院はサムスン社が提出した上訴を棄却した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信		

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 侵害論 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟に よる損害 賠償責任 紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の個別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が開示さ れたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野	
261	120-3	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○											一審	一審訴訟取下 げ裁定書： （2016）京73 民初875号	北京知的財産権法院	2019. 5. 24	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社は訴訟の取り下げを申請した。 北京知的財産権法院が審査した後、ファーウェイ会社による訴訟の取り下 げを許可した。	訴訟取下げ				
262	121-1	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○			サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社、星球通会社はファーウェイ会社の係争 発明特許権の侵害行為を直ちに停止し、被訴侵害 製品の製造、販売、販売許諾、及び輸入を含むが これに限定されない。	2011年以来、ファーウェイとサムスは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に関係している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）京73 民初876号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は管轄権の異議 を申し立て、惠州サムスン会社と天津サムスン会社に対する特許侵害の訴 えを広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中級人民 法院または天津市高級人民法院に移送して審理し、サムスン投資会社に対 する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送して審理するよう請求し た。 北京知的財産権法院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社の住所は北京市に位置 し、北京知的財産権法院の管轄区域に属しているため、北京知的財産権法 院は本件に対して管轄権を有している。 2. 本件は民事訴訟法第19条または第38条第2項に規定された状況に属して おらず、高級人民法院が管轄する必要はない。 北京知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
263	121-2	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○					○		二審	二審管轄権異 議上訴裁定書： （2017）京民 轄終406号	北京市高級 人民法院			2017. 9. 22	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は上訴し、一審 裁定を取り消し、惠州サムスンと天津サムスンに対する特許侵害の訴えを それぞれ広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中級 人民法院または天津市高級人民法院に移送し、サムスン投資会社に対 する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送するよう請求する。 北京高院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社は共同権利侵害を実施し たと訴えられた行為者として、住所地はいずれも北京市に位置し、一審裁 判所の管轄範囲に属する。 2. ファーウェイ会社は初步的な証拠を提供し、サムスン投資会社がその ホームページで被訴侵害製品の販売許諾情報を提供し、惠州サムスン会 社、天津サムスン会社が被訴侵害製品を生産し、星球通会社が惠州サムス ン会社、天津サムスン会社の生産した被訴侵害製品を販売したと証明した ので、ファーウェイ会社は本件で被訴侵害製品の製造業者と販売業者を共 同被告とするのは問題がない； 3. サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社及び星球通会 社の被訴侵害行為が共同権利侵害を構成するかどうかは、本件実体審理の 範疇に属する； 4. 中級人民法院は管轄区域内で重大な影響を及ぼす案件を管轄する権利を 有し、北京知的財産権法院は北京市内で知的財産権紛争を審理する中級人 民法院として、本件に対して管轄権を有している。 そのため、北京高院はサムスン社が提出した上訴を棄却した。							
264	121-3	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○								一審	一審訴訟取下 げ裁定書： （2016）京73民 初876号			北京知的財産権法院	2019. 5. 24	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社は訴訟の取り下げを申請した。 北京知的財産権法院が審査した後、ファーウェイ会社による訴訟の取り下 げを許可した。	訴訟取下げ					
265	122-1	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○			サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社、星球通会社はファーウェイ会社の係争 発明特許権の侵害行為を直ちに停止し、被訴侵害 製品の製造、販売、販売許諾、及び輸入を含むが これに限定されない。	2011年以来、ファーウェイとサムスは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に関係している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）京73民 初877号	北京知的財産権法院	2017. 5. 11	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は管轄権の異議 を申し立て、惠州サムスン会社と天津サムスン会社に対する特許侵害の訴 えを広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中級人民 法院または天津市高級人民法院に移送して審理し、サムスン投資会社に対 する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送して審理するよう請求し た。 北京知的財産権法院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社の住所は北京市に位置 し、北京知的財産権法院の管轄区域に属しているため、北京知的財産権法 院は本件に対して管轄権を有している。 2. 本件は民事訴訟法第19条または第38条第2項に規定された状況に属して おらず、高級人民法院が管轄する必要はない。 北京知的財産権法院は管轄権の異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
266	122-2	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○					○		二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2017）京 民轄終380号	北京市高級 人民法院			2017. 9. 12	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は上訴し、一審 裁定を取り消し、惠州サムスンと天津サムスンに対する特許侵害の訴えを それぞれ広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中級 人民法院または天津市高級人民法院に移送し、サムスン投資会社に対 する特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送するよう請求する。 北京高院の認定： 1. 本件において、サムスン投資会社、星球通会社は共同権利侵害を実施し たと訴えられた行為者として、住所地はいずれも北京市に位置し、一審裁 判所の管轄範囲に属する。 2. ファーウェイ会社は初步的な証拠を提供し、サムスン投資会社がその ホームページで被訴侵害製品の販売許諾情報を提供し、惠州サムスン会 社、天津サムスン会社が被訴侵害製品を生産し、星球通会社が惠州サムス ン会社、天津サムスン会社の生産した被訴侵害製品を販売したと証明した ので、ファーウェイ会社は本件で被訴侵害製品の製造業者と販売業者を共 同被告とするのは問題がない； 3. サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社及び星球通会 社の被訴侵害行為が共同権利侵害を構成するかどうかは、本件実体審理の 範疇に属する； 4. 中級人民法院は管轄区域内で重大な影響を及ぼす案件を管轄する権利を 有し、北京知的財産権法院は北京市内で知的財産権紛争を審理する中級人 民法院として、本件に対して管轄権を有している。 そのため、北京高院はサムスン社が提出した上訴を棄却した。							
267	122-3	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○								一審	一審訴訟取下 げ裁定書： （2016）京73民 初877号			北京知的財産権法院	2019. 5. 20	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社は訴訟の取り下げを申請した。 北京知的財産権法院が審査した後、ファーウェイ会社による訴訟の取り下 げを許可した。	訴訟取下げ					
268	123-1	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2. 惠州サムスン電子有限公司 3. 天津サムスン通信技術有限公 司 4. 北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施者）	⑦	○							○			一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）京73民 初878号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し						

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争（非 侵害者間 紛争含む）	標準必 須特許 ロイヤ リタイ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義誠 実原則 違反紛 争	重要な 知財権 訴訟に よる損害 賠償責任紛 争	不正競争 紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 訟	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が明示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	開示対象判 例	業界分野	
269	123-2	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利 者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公 司 4.北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施 者）	⑦	○							○		サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サム スン会社、星球通会社はファーウェイ会社の係争 特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に開催している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	2011年以来、ファーウェイとサムスンは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に開催している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2017）京 民終第402号	北京市高級 人民法院	2017.9.22	リンク	サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社は上訴し、一番 裁定を取り消し、惠州サムスンと天津サムスンに対する特許侵害の訴えを それぞれ広州知的財産権法院または広東省高級人民法院、天津市第一中級 人民法院または天津市高級人民法院に移送し、サムスン投資会社に対する 特許侵害の訴えを北京市高級人民法院に移送するよう請求する。 北京高院の認定： 1.本件において、サムスン投資会社、星球通会社は共同権利侵害を 実施したと訴えられた行為者として、住所地位はいずれも北京市に位置し、一番裁 判所の管轄範囲に属する。 2.ファーウェイ会社は初步的な証拠を提供し、サムスン投資会社がその ホームページで被訴侵害製品の販売許諾情報を提供し、惠州サムスン会 社、天津サムスン会社が被訴侵害製品を生産し、星球通会社が惠州サムス ン会社、天津サムスン会社の生産した被訴侵害製品を販売したと証明した ので、ファーウェイ会社は本件で被訴侵害製品の製造業者と販売業者を共 同被告とするのは問題がない； 3.サムスン投資会社、惠州サムスン会社、天津サムスン会社及び星球通会 社の被訴侵害行為が共同権利侵害を構成するかどうかは、本件実体審理の 範疇に属する； 4.中級人民法院は管轄区域内で重大な影響を及ぼす案件を管轄する権利を 有し、北京知的財産権法院は北京市内で知的財産権紛争を審理する中級人 民法院として、本件に対して管轄権を有している。 そのため、北京高院はサムスン社が提出した上訴を棄却した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信	
270	123-3	2016	北京知的財産権法院	ファーウェイ技術有限公 司	中国（権利 者）	1.サムスン（中国）投資有限公 司 2.惠州サムスン電子有限公司 3.天津サムスン通信技術有限公 司 4.北京星球通科技发展有限公司	韓国（実施 者）	⑦	○											一審	一審訴訟取 下げ裁定書： （2016）京73民 初878号	北京知的財産 権法院	2019.5.24	リンク	2019年3月11日、ファーウェイ会社は訴訟の取り下げを申請した。 北京知的財産権法院が審査した後、ファーウェイ会社による訴訟の取り 下げを許可した。	訴訟取下げ				
271	124-1	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○				一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）陝01民 初1263号	西安市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
272	124-2	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイとサムスンは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に開催している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2017）陝 民終第4号	陝西省高級 人民法院	2017.2.10	リンク	ファーウェイ会社は上訴し、一番裁定を取り消し、サムスン会社の起訴を 棄却するか、本件をシンセン中院に移送して審理するよう請求した。 陝西高院の認定：サムスン電子株式会社が被告である遠景会社を起訴し、 権利侵害製品を販売すると訴え、遠景会社の住所地、販売地はいずれも西 安市に位置しているため、西安市中級人民法院は遠景会社の住所地、販売 地における特許紛争案件の管轄権を有する中級人民法院として、本件に対 して管轄権を上訴棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
273	124-3	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○											一審	一審訴訟取 下げ裁定書： （2016）陝01民 初1263号	西安市中級 人民法院	2019.3.13	リンク	2019年3月5日、サムスンは訴訟の取り下げを申請した。 西安中院は訴訟の取り下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
274	125-1	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○				一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）陝01民 初1289号	西安市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
275	125-2	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイとサムスンは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に開催している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2017）陝 民終第31号	陝西省高級 人民法院	2017.4.13	リンク	ファーウェイ会社は上訴し、一番裁定を取り消し、サムスン会社の起訴を 棄却するか、本件をシンセン中院に移送して審理するよう請求した。 陝西高院の認定：サムスン電子株式会社が被告である遠景会社を起訴し、 権利侵害製品を販売すると訴え、遠景会社の住所地、販売地はいずれも西 安市に位置しているため、西安市中級人民法院は遠景会社の住所地、販売 地における特許紛争案件の管轄権を有する中級人民法院として、本件に対 して管轄権を有している。 陝西高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
276	125-3	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○											一審	一審訴訟取 下げ裁定書： （2016）陝01民 初1289号	西安市中級 人民法院	2017.9.30	リンク	2017年9月21日、サムスンは訴訟の取り下げを申請した。 西安中院は訴訟の取り下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
277	126-1	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○				一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）陝01民 初1290号	西安市中級 人民法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
278	126-2	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○							○		開示無し	2011年以来、ファーウェイとサムスンは特許クロスライセン ス問題について複数回の交渉を行ったが、実質的な進展は得 られなかった。 2016年5月から、ファーウェイとサムスンは4G通信標準に関連 する特許について中国と米国の裁判所で互いに相手が協議を 違反し、自社特許を侵害するとの訴訟を提起した。その内、 中国における訴訟は北京知的財産権法院、シンセン中級人民 法院及び西安中級人民法院に開催している。 2019年5月、ファーウェイはサムスンとグローバル和解を達成 し、グローバル範囲内での標準必須特許クロスライセンス問 題についてフレームワーク性質の『特許ライセンス協議』を 達成した。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2017）陝 民終第30号	陝西省高級 人民法院	2017.4.13	リンク	ファーウェイ会社は上訴し、一番裁定を取り消し、サムスン会社の起訴を 棄却するか、本件をシンセン中院に移送して審理するよう請求した。 陝西高院の認定：サムスン電子株式会社が被告である遠景会社を起訴し、 権利侵害製品を販売すると訴え、遠景会社の住所地、販売地はいずれも西 安市に位置しているため、西安市中級人民法院は遠景会社の住所地、販売 地における特許紛争案件の管轄権を有する中級人民法院として、本件に対 して管轄権を有している。 陝西高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信		
279	126-3	2016	西安市中級 人民法院	サムスン電子株式会社	韓国（権利 者）	1.ファーウェイ技術有限公司 2.陝西遠景商貿有限公司	中国（実施 者）	④	○											一審	一審訴訟取 下げ裁定書： （2017）陝民終 第30号	西安市中級 人民法院	2017.12.6	リンク	2017年11月27日、サムスンは訴訟の取り下げを申請した。 西安中院は訴訟の取り下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
280	127-1	2016	北京知的財産権法院	ロイヤルKPN会社	オランダ（権利 者）	1.宏達通迅有限公司 2.北京京東世紀情報技術有限公 司 3.北京京東叁百陸十度電子商務 有限公司	中国（実施 者）	④	○							○			ロイヤルKPN会社は1989年に設立され、オランダ初の電気通信 会社で、3G関連の標準必須特許を多数保有している。2015 年、ロイヤルKPN会社は特許侵害でXiaomiを北京知的財産権法 院に提訴した。 2018年2月6日、北京知的財産権法院は本件について開廷審理 を行い、ロイヤルKPN会社はクレーム額を930万元から1860万 元に引き上げたが、まだ判決を言い渡していない。実は、本 件が開廷審理される前に、Xiaomi会社は管轄権の異議、特許	一審	一審管轄権異 議裁定書： （2016）京73民 初141号	北京知的財産 権法院	開示無し	開示無し	宏達会社は管轄権異議を提出し、本件を上海知的財産権法院に移送して審 理するよう請求した。 北京知的財産権法院の認定：京東技術会社、京東商務会社は被訴侵害製品 の販売者であり、その住所地位も北京市内に位置し、ロイヤルKPN会社は被 訴侵害製品の製造者である宏達会社と京東技術会社、京東商務会社を共同 被告として訴訟を提起し、上記の規定に基づき、一番裁判所は本件に対 して管轄権を有している。 北京知的財産権法院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
281	127-2	2016	北京知的財産権法院	ロイヤルKPN会社	オランダ（権利 者）	1.宏達通迅有限公司 2.北京京東世紀情報技術有限公 司 3.北京京東叁百陸十度電子商務 有限公司	中国（実施 者）	④	○							○		三被告が原告の経済的損失と権利侵害行為を差 止めるために支払った合理費用を合わせて人民元 600万元を賠償する。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2016）京 民終第172号	北京市高級 人民法院	2016.10.25	リンク	宏達会社は上訴し、本件を上海知的財産権法院に移送して審理するよう請 求した。 北京高院次のように考えている。京東技術会社、京東商務会社は被訴侵害 製品の販売者であり、その住所地位は北京市内に位置しているため、北京知 的財産権法院は本件に対して管轄権を有している。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	敗訴	1件として カウント	通信			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 権限紛争 含む)	標準必須 特許 ロイヤリ ティ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟に よる不 正競争 責任紛 争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が開示さ れたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
282	127-3	2016	北京知的財産権法院	ロイヤルKPN会社	オランダ（権利者）	1. 宏達通讯有限公司 2. 北京京東世紀情報技術有限公司 3. 北京京東叁佰陆十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○										無効審判宣告の発覚などの方式を通じて、すでに両関がロイヤルKPN会社と長時間闘っていた。さらに、ロイヤルKPN社はXiaomiのほか、同じ特許でCoolpad、TCL、モトローラ、HTC、OPPOなど多くの携帯電話メーカーを裁判所に提訴した。	一審	一審判決書：(2016)京73民初字第141号	北京知的財産権法院	2018. 6. 29	リンク	北京知的財産権法院の認定：係争特許請求項23は係争標準と異なるため、被訴侵害携帯電話が確かに係争標準を採用しても係争特許の保護範囲に入っていない。北京知的財産権法院はロイヤルKPN会社のすべての訴訟請求を棄却すると判決した。	非侵害			
283	127-4	2016	北京知的財産権法院	ロイヤルKPN会社	オランダ（権利者）	1. 宏達通讯有限公司 2. 北京京東世紀情報技術有限公司 3. 北京京東叁佰陆十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○									ロイヤルKPN会社は上訴し、原審判決を取り消し、法に基づき、三被上訴人がKPN会社の経済的損失と権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的な費用を合わせて人民元600万元を連帯して賠償すると改めて判決するよう請求した。北京高院は照会してから、係争標準には係争特許請求項23に限定された関連する具体的な特徴が含まれていないと判断したので、上訴を棄却し、原審を維持すると判決した。	二審	一審判決書：(2018)京民終530号	北京市高級人民法院	2018. 12. 24	リンク						
284	128-1	2016	陝西省高級人民法院	西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社	中国（権利者）	1. アップルコンピュータ貿易（上海）有限公司 2. 西安市国美电器有限公司	米国（実施者）	⑦	○									特許侵害行為を停止し、西電捷通の特許権を侵害した携帯電話製品の販売を停止し、且つ経済的損失を人民元1億5000万元賠償する。（公開情報に基づいて整理したもので、開示された判決がない）	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	開示なし	開示無し	未決	1件としてカウント	通信	
285	129-1	2016	北京知的財産権法院	1. アップル会社 2. アップルコンピュータ貿易（上海）有限公司 3. アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実施者）	西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社	中国（権利者）	②			○						○		2010年から2014年までの間、西電捷通は係争特許をアップル社に使用をライセンスした。双方の契約が失効した後、16ヶ月間の交渉を繰り返し、西電捷通はアップル社の行為が悪意を持ってライセンスを取得した標準特許を拒否するという逆ホールドアップ行為であると考えているので、特許訴訟を起こした。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初字第1137号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	西電捷通は管轄権異議を提出し、本件を相応の高級人民法院管轄に移送するよう請求した。北京高院は、知的財産権案件を審理する中级人民法院として、管轄区域に重大な影響を及ぼす案件と重大な涉外案件を審理する権利を有すると考えている。北京高院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	未決	1件としてカウント	通信
286	129-2	2016	北京知的財産権法院	1. アップル会社 2. アップルコンピュータ貿易（上海）有限公司 3. アップル電子製品商貿（北京）有限公司	米国（実施者）	西安西電捷通無線ネットワーク通信株式会社	中国（権利者）	②			○					○	1. 西電捷通会社は高すぎる価格設定、差別価格設定、バンドルライセンス、原告に対する禁止命令を求めるなどの独占行為を直ちに停止する。 2. 各原告の経済損失を一応人民元500万元で賠償する。 3. 被告は原告の合理的な支出を一応人民元20万元負担し、証拠調査収集費用、公証費用と弁護士費用などを含む。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)京民終144号	北京市高級人民法院	2017. 12. 18	リンク	西電捷通会社は上訴し、本件を山西省高級人民法院に移送するよう請求した。北京高院の認定：1. 職権審査の原則に基づき、管轄権異議上訴案件において、最終的に案件管轄を確定するため、裁判所が上訴人が提出した新しい理由と証拠についても全面的に審査しなければならない。 2. 本件は独占民事紛争案件であり、中级人民法院が管轄すべきであり、高級法院が管轄する状況に適合しない。 3. 本件において、アップル北京会社の住所地利害訴訟は権利侵害の結果発生地裁判所として、本件に対して管轄権を有している。 4. 本件と西安案件の訴訟標的は同じではなく、また同一種類ではなく、当事者範囲も一致しない。陝西案件は特許権侵害紛争を審理し、本件は独占侵害紛争を審理し、両案件を別々に審理することは必ずしも矛盾した判決を招くわけではない。また、アップル社、アップル北京社、アップル上海社は本件を一審裁判所が管轄すると主張し、すなわち合併審理に同意しない。北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。						
287	130-1	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○								○		2010年から2014年までの間、西電捷通は係争特許をアップル社に使用をライセンスした。双方の契約が失効した後、16ヶ月間の交渉を繰り返し、西電捷通はアップル社の行為が悪意を持ってライセンスを取得した標準特許を拒否するという逆ホールドアップ行為であると考えているので、特許訴訟を起こした。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)沪73民初字第208号	上海知的財産権法院	2016. 4. 29	リンク	宇龍会社は管轄権異議を提出し、本件をシンセン市中级人民法院に移送して審理するよう請求した。上海高院は、被告の旭永会社の住所が上海に位置しているため、上海高院は管轄権を有すると考えている。上海高院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
288	130-2	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○							○	開示無し	2016年4月、西電捷通会社は特許侵害を理由に、アップルなどの三被告を陝西省高級人民法院に起訴し、三被告に特許侵害などの行為を直ちに停止すると判決するよう裁判所に請求する。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)沪民終110号	上海市高級人民法院	2016. 8. 2	リンク	宇龍会社は上訴し、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。上海市高院は、被告の旭永会社の住所が上海に位置しているため、上海高院は管轄権を有すると考えている。上海高院は管轄権異議の上訴を棄却すると裁定した。					
289	130-3	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 上海旭永貿易有限公司	中国（実施者）	③	○										2016年4月、西電捷通会社は特許侵害を理由に、アップルなどの三被告を陝西省高級人民法院に起訴し、三被告に特許侵害などの行為を直ちに停止すると判決するよう裁判所に請求する。	一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)沪73民初字第208号の一	上海知的財産権法院	2017. 9. 22	リンク	2017年9月22日、宣普会社は訴訟取下げの申請を提出した。上海高院は管轄権異議の上訴を取り下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
290	131-1	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 联発科技株式会社 3. 上海旭翼通信設備有限公司	中国（実施者）	③	○								○		2010年から2014年までの間、西電捷通は係争特許をアップル社に使用をライセンスした。双方の契約が失効した後、16ヶ月間の交渉を繰り返し、西電捷通はアップル社の行為が悪意を持ってライセンスを取得した標準特許を拒否するという逆ホールドアップ行為であると考えているので、特許訴訟を起こした。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)沪73民初字第81号	上海知的財産権法院	2016. 6. 21	リンク	宇龍会社は管轄権異議を提出し、本件をシンセン市中级人民法院に移送して審理するよう請求した。上海高院は、被告の旭翼会社の住所が上海に位置しているため、上海高院は管轄権を有すると考えている。上海高院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
291	131-2	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 联発科技株式会社 3. 上海旭翼通信設備有限公司	中国（実施者）	③	○							○	開示無し	2016年4月、西電捷通会社は特許侵害を理由に、アップルなどの三被告を陝西省高級人民法院に起訴し、三被告に特許侵害などの行為を直ちに停止すると判決するよう裁判所に請求する。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2017)沪民終7号	上海市高級人民法院	2017. 2. 20	リンク	宇龍会社は上訴し、本件をシンセン市中级人民法院に移送するよう請求した。上海市高院は、被告の旭翼会社の住所が上海に位置しているため、上海高院は管轄権を有すると考えている。上海高院は管轄権異議の上訴を棄却すると裁定した。					
292	131-3	2016	上海知的財産権法院	上海宣普実業有限公司	中国（権利者）	1. 宇龍コンピュータ通信技術（シンセン）有限公司 2. 联発科技株式会社 3. 上海旭翼通信設備有限公司	中国（実施者）	③	○								○		2016年4月、西電捷通会社は特許侵害を理由に、アップルなどの三被告を陝西省高級人民法院に起訴し、三被告に特許侵害などの行為を直ちに停止すると判決するよう裁判所に請求する。	一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)沪73民初字第81号の一	上海知的財産権法院	2017. 9. 22	リンク	2017年9月22日、宣普会社は証拠調査収集を補足することを理由に訴訟取下げ申請を提出した。上海高院は管轄権異議の上訴を取り下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
293	132-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 珠海市魅族科技有限公司北京支社	中国（実施者）	④			○								クアルコム会社が魅族会社に送った『中国特許ライセンス協議』におけるライセンス条件が『独占禁止法』に違反せず、クアルコム社の関連FRAND承諾に適合していることを確認し、これらのライセンス条件をクアルコム社と魅族会社が無条件で必須中国特許について特許ライセンス協議を締結する主要な条件とし、両被告が相応の損失を約人民元5.2億元を賠償する。	開示なし	開示なし	開示なし	開示なし	ニュース記事のリンク	開示なし	開示無し	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
294	133-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○								○		2016年6月、クアルコム会社は北京高院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条件が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京高院は管轄権異議を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初字第497号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	魅族会社は管轄権異議を提出し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。北京高院は、本件被告の一つである天宇会社の住所、及び被訴侵害製品の販売地、即ち権利侵害行為地がいずれも北京市に位置しているため、北京高院は管轄権を有すると考えている。北京高院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
295	133-2	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		2016年6月、クアルコム会社は北京高院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条件が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京高院は管轄権異議を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京民終308号	北京市高級人民法院	2016. 12. 27	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。北京高院は、本件被告の住所と権利侵害行為地がいずれも北京市行政管轄区の範囲内にあるため、北京高院は管轄権を有していると考えている。北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。					
296	134-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○								○		2016年6月、クアルコム会社は北京高院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条件が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京高院は管轄権異議を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で、正式に魅族会社と特許問題について和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	一審	一審管轄権異議裁定書：(2016)京73民初字第498号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	魅族会社は管轄権異議を提出し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。北京高院は、本件被告の一つである天宇会社の住所、及び被訴侵害製品の販売地、即ち権利侵害行為地がいずれも北京市に位置しているため、北京高院は管轄権を有すると考えている。北京高院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件として		

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 関係紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リ紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 償還義 務原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟に よる 損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案件 番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定が されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
297	134-2	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	に対する侵害行為を認め、2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京民終第304号	北京市高级人民法院	2016.12.27	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の住所地と権利侵害行為地がいずれも北京市行政管轄区の範囲内にあるため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。		下げ	カウント	通信
298	135-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 魅族会社は直ちに権利侵害行為を停止し、在庫の権利侵害製品を焼却する。 2. 天宇会社は直ちに権利侵害行為を停止する。 3. 魅族会社はクアルコム会社が権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京73民初500号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	魅族会社は管轄権異議を提出し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の一つである天宇会社の住所地、及び被訴侵害製品の販売地、即ち権利侵害行為地がいずれも北京市に位置しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
299	135-2	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 魅族会社は直ちに権利侵害行為を停止し、在庫の権利侵害製品を焼却する。 2. 天宇会社は直ちに権利侵害行為を停止する。 3. 魅族会社はクアルコム会社が権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京民終第306号	北京市高级人民法院	2016.12.27	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の住所地と権利侵害行為地がいずれも北京市行政管轄区の範囲内にあるため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。				
300	135-3	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)京73民初500号	北京知的財産権法院	2017.2.28	リンク	2017年2月14日、原告は訴訟取下げ申請を提出した。 北京知的財産権法院はクアルコム会社による訴訟取下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
301	136-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 魅族会社は直ちに権利侵害行為を停止し、在庫の権利侵害製品を焼却する。 2. 天宇会社は直ちに権利侵害行為を停止する。 3. 魅族会社はクアルコム会社が権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京73民初501号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	魅族会社は管轄権異議を提出し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の一つである天宇会社の住所地、及び被訴侵害製品の販売地、即ち権利侵害行為地がいずれも北京市に位置しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
302	136-2	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 魅族会社は直ちに権利侵害行為を停止し、在庫の権利侵害製品を焼却する。 2. 天宇会社は直ちに権利侵害行為を停止する。 3. 魅族会社はクアルコム会社が権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京民終第303号	北京市高级人民法院	2016.12.27	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の住所地と権利侵害行為地がいずれも北京市行政管轄区の範囲内にあるため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。				
303	136-3	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)京73民初501号	北京知的財産権法院	2017.2.28	リンク	2017年2月14日、原告は訴訟取下げ申請を提出した。 北京知的財産権法院はクアルコム会社による訴訟取下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
304	137-1	2016	北京知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		1. 魅族会社は直ちに権利侵害行為を停止し、在庫の権利侵害製品を焼却する。 2. 天宇会社は直ちに権利侵害行為を停止する。 3. 魅族会社はクアルコム会社が権利侵害行為を差し止めるために支出した合理的な費用を人民元100万元賠償する。 4. 魅族会社、天宇会社が本件訴訟費用を負担する。	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)京73民初496号	北京知的財産権法院	2016.9.6	リンク	魅族会社は管轄権異議を提出し、本件を広州知的財産権法院に移送して審理するよう請求した。 北京高院は、本件被告の一つである天宇会社の住所地、及び被訴侵害製品の販売地、即ち権利侵害行為地がいずれも北京市に位置しているため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権を有していると考えている。 北京高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
305	138-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 北京天宇通信科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○				一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)沪73民初473号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し				
306	138-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書：(2016)沪民終第265号	上海市高级人民法院	2016.12.14	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して管轄するよう請求した。 上海高院の認定：被訴人クアルコム会社が提出した公正証書によると、公証で購入した被訴侵害製品の包装に被訴人の企業名や住所などの情報が印刷されており、公正証書及び公証購入の領収書には、被訴人のクアルコム会社が被訴侵害製品を購入した店舗の住所及び被訴人の魅之族の会社名称、住所及び経営住所が記載されている。住所及び経営住所などの情報によって、被訴侵害製品は被訴人の魅之族会社が上海市に設置された店舗内で購入されたと初步的に証明し、且つ被訴人の魅之族会社の住所も上海市にあり、被訴人の魅之族会社の住所及び被訴侵害行為の実施地はいずれも一審裁判所管轄区域に属し、一審裁判所がこれに基づき本件に対する管轄権を有している。 上海高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
307	138-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)沪73民初473号	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム会社は訴訟取下げ申請を提出した。 上海知的財産権法院は訴訟取下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
308	139-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○				一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)沪73民初474号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し				
309	139-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○		開示無し	2016年6月、クアルコム会社は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、魅族会社に提供するライセンス条項が中国独占禁止法に違反しないことを裁判所に確認するよう請求し、さらに北京知的財産権法院と上海知的財産権法院でそれぞれ魅族会社に対する標準必須特許侵害訴訟を提起した。 2016年12月30日午後、クアルコム会社は珠海で魅族会社との特許問題について、正式に和解を達成し、双方は特許侵害関連訴訟を終わらせるまたは取り下げることに合意したと発表した。	二審	二審管轄権上訴裁定書：(2016)沪民終第266号	上海市高级人民法院	2016.12.14	リンク	魅族会社は上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送して管轄するよう請求した。 上海高院の認定：被訴人クアルコム会社が提出した公正証書によると、公証で購入した被訴侵害製品の包装に被訴人の企業名や住所などの情報が印刷されており、公正証書及び公証購入の領収書には、被訴人のクアルコム会社が被訴侵害製品を購入した店舗の住所及び被訴人の魅之族の会社名称、住所及び経営住所が記載されている。住所及び経営住所などの情報によって、被訴侵害製品は被訴人の魅之族会社が上海市に設置された店舗内で購入されたと初步的に証明し、且つ被訴人の魅之族会社の住所も上海市にあり、被訴人の魅之族会社の住所及び被訴侵害行為の実施地はいずれも一審裁判所管轄区域に属し、一審裁判所がこれに基づき本件に対する管轄権を有している。 上海高院は上訴を棄却し、元の裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信
310	139-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム株式会社	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審訴訟取下げ裁定書：(2016)沪73民初474号	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム会社は訴訟取下げ申請を提出した。 上海知的財産権法院は訴訟取下げを許可すると裁定した。	訴訟取下げ			
311	140-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○							○			2016年6月、クアルコム会社が北京知的財産権法院に起訴し、被訴人が魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反していることを主張したと発表した。	一審	一審管轄権異議上訴裁定書：(2016)沪73民初475号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義則 実原則 違反紛 争	重要な 知財権 訴訟に よる損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め令 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
312	140-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終195号	上海市高級人民法院	2016.10.26	リンク	魅族が上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。上海高院は上海魅之族の住所が上海にあり、原审の裁判所の管轄に属するから、被上訴人が原审の裁判所に起訴するのが法律に合致すると認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
313	140-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初475号	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる申請を出した。上海知的財産権法院がその申請を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
314	141-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2016年6月、クアルコム公司在北京知的財産権法院に起訴し、彼らが魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反しないことを確認するよう請求した。それに、彼らが北京知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初476号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
315	141-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終196号	上海市高級人民法院	2016.10.26	リンク	魅族が上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。上海高院は上海魅之族の住所が上海にあり、原审の裁判所の管轄に属するから、被上訴人が原审の裁判所に起訴するのが法律に合致すると認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。					
316	141-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初476号	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる請求を出した。上海知的財産権法院がその請求を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
317	142-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2016年6月、クアルコム公司在北京知的財産権法院に起訴し、彼らが魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反しないことを確認するよう請求した。それに、彼らが北京知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	一審 一審管轄権異議裁定書：（2016）沪73民初477号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却				
318	142-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終267号	上海市高級人民法院	2016.12.14	リンク	魅族が上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。上海高院は上海魅之族の住所が上海にあり、原审の裁判所の管轄に属するから、被上訴人が原审の裁判所に起訴するのが法律に合致すると認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信		
319	142-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初477号	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる請求を出した。上海知的財産権法院がその請求を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
320	143-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審管轄権異議裁定書：（2016）沪73民初478号	上海知的財産権法院	開示無し	開示無し	開示無し	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
321	143-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2016年6月、クアルコム公司在北京知的財産権法院に起訴し、彼らが魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反しないことを確認するよう請求した。それに、彼らが北京知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終268号	上海市高級人民法院	2016.12.14	リンク	魅族公司在上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。被上訴人のクアルコム公司在提出した公証書によると、彼らが買った訴えられた製品の表に上訴人の企業名や住所などの情報が印刷されていて、公証書と公証書った領収書に被上訴人クアルコム公司在被疑侵害品を買った店舗の住所及び被上訴人の魅之族公司の名前、住所や電話番号などの情報が、被疑侵害品が被上訴人の魅之族公司で買われたことが初步的に証明された。それに、被上訴人の魅之族公司の住所も上海市にあり、被上訴人の魅之族公司の住所も権利侵害で訴えられた販売行為の実地も一審の裁判所の管轄に属し、一審の裁判所は本件に対して管轄権があると、上海高院が認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信		
322	143-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初478号	上海知的財産権法院	2017.2.27	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる請求を出した。上海知的財産権法院がその請求を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
323	144-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2016年6月、クアルコム公司在北京知的財産権法院に起訴し、彼らが魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反しないことを確認するよう請求した。それに、彼らが北京知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	一審 一審管轄権異議裁定書：（2016）沪73民初479号	上海知的財産権法院	2016.8.19	リンク	魅族公司在上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。被告の上海魅之族デジタル科技有限公司の住所が上海市金山区にあり、上海市が被疑侵害品の販売地即ち権利侵害行為地で、法律に従って、裁判所は本件の管轄権があると、上海知的財産権法院が認めた。上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
324	144-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終186号	上海市高級人民法院	2016.10.26	リンク	魅族が上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。上海高院は上海魅之族の住所が上海にあり、原审の裁判所の管轄に属するから、被上訴人が原审の裁判所に起訴するのが法律に合致すると認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信		
325	144-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初479号之一	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる請求を出した。上海知的財産権法院がその請求を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
326	145-1	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し	2016年6月、クアルコム公司在北京知的財産権法院に起訴し、彼らが魅族に求めるライセンス条項が中国の独占禁止法に違反しないことを確認するよう請求した。それに、彼らが北京知的財産権法院と上海知的財産権法院に別々に魅族公司に対して標準必須特許侵害訴訟を提起した。2016年12月30日午後、クアルコム公司在珠海で魅族と特許問題について正式に和解したことを宣し、双方が訴訟を取り下げた又は終了したことに同意した。	一審 一審管轄権異議裁定書：（2016）沪73民初480号	上海知的財産権法院	2016.8.19	リンク	魅族公司在上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。被告の上海魅之族デジタル科技有限公司の住所が上海市金山区にあり、上海市が被疑侵害品の販売地即ち権利侵害行為地で、法律に従って、裁判所は本件の管轄権があると、上海知的財産権法院が認めた。上海知的財産権法院が管轄権異議を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	通信	
327	145-2	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		二審 二審管轄権異議上訴裁定書：（2016）沪民終終187号	上海市高級人民法院	2016.10.26	リンク	魅族が上訴し、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。上海高院は上海魅之族の住所が上海にあり、原审の裁判所の管轄に属するから、被上訴人が原审の裁判所に起訴するのが法律に合致すると認めた。上海高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。					
328	145-3	2016	上海知的財産権法院	クアルコム股份有限公司	米国（権利者）	1. 珠海市魅族科技有限公司 2. 上海魅之族デジタル科技有限公司	中国（実施者）	④	○									開示無し		一審 一審撤訴裁定書（2016）沪73民初480号之一	上海知的財産権法院	2017.2.15	リンク	2017年1月23日、クアルコム公司在訴訟を取り下げる請求を出した。上海知的財産権法院がその請求を許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
329	146-1	2016	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤通訊技術有限公司	中国（実施者）	④	○									被告がL109D型番の携帯電話を製造し、販売を承諾し、販売する行為が第ZL98810085.1号の特許侵害訴訟を提起した。係争特許が標準必須特許に該当して、華勤が許可を取らないで製造し、販売した携帯電話という製品でこの8件の特許を使用したことを、ノキア公司在主張した。	一審 一審判決書：（2016）沪01民初1209号	上海市第一中级人民法院	2018.4.10	リンク	上海一中院は、特許の請求項5の技術的特徴と一つ一つ照合した結果、中国標準のL109D型番の携帯電話が技術的特徴Eと同一又は同等する特徴がないから、権利侵害にはならないと認め、ノキア公司在訴訟請求を棄却した。	非侵害	敗訴	1件としてカウント	通信		
330	146-2	2016	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤通訊技術有限公司	中国（実施者）	④	○									被告がL109D型番の携帯電話を製造し、販売を承諾し、販売する行為が第ZL98810085.1号の特許侵害訴訟を提起した。係争特許が標準必須特許に該当して、華勤が許可を取らないで製造し、販売した携帯電話という製品でこの8件の特許を使用したことを、ノキア公司在主張した。	二審 二審判決書：（2018）沪民終339号	上海市高級人民法院	2020.10.16	リンク	二審中、上海高院は一審の裁判所の論証をさらに確認したうえで、ノキアが被疑侵害品が特許要求5の技術的特徴Eを持っているという主張に十分な証拠を提供しなかったから、不利な結果を引き受けるべきだと認め、上訴を棄却し、原判決を維持した。						
331	147-1	2016	広州知的財産権法院	A氏	中国（権利者）	中国建筑第二工程局有限公司	中国（実施者）	③	○									開示無し	本件が中国の建築業での標準必須特許の紛争で、係争特許が地方の業界標準に及んでいる。本件で特許権者が権利侵害訴訟を提起した後、訴えられた権利侵害人が反訴を提起し、標準必須特許の権利者が市場支配的地位を濫用していると主張した。	一審 一審撤訴裁定（2016）粵73民初1926号	広州知的財産権法院	開示無し	開示無し	審理中、A氏が綠苑公司と中建二局に対する訴訟を取り下げ、広州知的財産権法院が（2016）粵73民初1926号民事裁定书をし、それを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取下げ	1件としてカウント	建築	
332	148-1	2016	広州知的財産権法院	中国建筑第二工程局有限公司	中国（実施者）	A氏	中国（権利者）	①			○							1.A氏が特許権の濫用、市場支配的地位を利用して競争を制限する独占行為を直ちに停止すること。 2.A氏が中建二局に経済損失及び中建二局が権利維持のために支払った合理的な支出、調査費、弁護士費用などを合わせて総額で30万元を賠償すること。 3.A氏が訴訟費用を負うこと	一審 一審判決書：（2016）粵73民初1926号	広州知的財産権法院	2018.4.11	リンク	係争特許権の請求項3に記載されている一つの技術的特徴が「技術規定」には反映されていない。『技術規程』に記載されている業界標準に基づいて工事施工を行うには、係争発明特許権の請求項3及び請求項9の技術案を実施する必要があるとは認められない。広州知的財産権法院は、中建二局がA氏に市場支配的地位を濫用する行為があると主張することに必要十分な事実要素を欠いていると認め、上訴を棄却し、原判決を維持した。最後、広州知的財産権法院が原告の訴訟請求を棄却すると判決した。	非独占	敗訴	1件としてカウント	建築		
333	149-1	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司	オランダ（権利者）	1. モトローラ（武漢）移動技術通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公司 3. 北京京東三百六十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○									三被告が原告の経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用、総額3720万元を賠償すること。	一審 一審判決書：（2015）京知民初字第1190号	北京知的財産権法院	2018.6.29	リンク	北京知的財産権法院は、係争特許と標準に違いがあり、権利侵害と訴えられた携帯電話が本件に関する標準を採用し、圧縮機能を備えているとしても、係争特許権の請求項23の保護範囲には含まれていないと認めた。北京知的財産権法院は皇家KPN公司在すべての請求を棄却すると裁定した。	非侵害	敗訴	1件としてカウント	通信		
334	149-2	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司	オランダ（権利者）	1. モトローラ（武漢）移動技術通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公司 3. 北京京東三百六十度電子商務有限公司	中国（実施者）	④	○									三被告が原告の経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用、総額3720万元を賠償すること。	二審 二審判決書：（2018）京民終529号	北京市高級人民法院	2018.12.24	リンク	皇家KPN公司在上訴し、原判決を取り消し、三被上訴人を彼らに経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用、総額3720万元を賠償する責任を負わせると判決を変更するよう請求した。北京高院が照会した後、本件に関する標準が係争特許権の請求項23に限られる具体的な特徴を含まれていないと認め、上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。						

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 懸念紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟提 起によ る損害 賠償責 任紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め争 訟争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が明示さ れたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
335	150 - 1	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○								○		TCL公司、京東技術公司及京東商務公司が原告の経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用総額466万元を賠償すること。	一審	一審管轄権異議裁定書： (2015)京知民初字第1193号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	皇家KPN会社が管轄権異議を申し立て、本件を広州知的財産権法院に移送するよう請求した。 京東技術公司、京東商務公司是被告侵害品の販売者で、その住所が北京市の管轄に属し、皇家KPN公司是被告侵害品のメーカーであるTCL公司及京東技術公司、京東商務公司を共同被告として訴訟を提起したため、一審の裁判所は本件に対して管轄権がある。 北京知的財産権法院は管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信
336	150 - 2	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○								○	TCL公司、京東技術公司及京東商務公司が原告の経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用総額466万元を賠償すること。	二審	一審管轄権異議上訴裁定書： (2015)高民（知）終字第4739号	北京市高級人民法院	2015.12.25	リンク	皇家KPN会社が上訴した。 北京高院はこう認めた： 1. 皇家KPN公司是被告の京東技術公司、京東商務公司の住所の人民法院に起訴する権利がある。京東技術公司、京東商務公司の住所はいずれも北京の管轄に属するから、一審の裁判所は本件に対して管轄権がある。 2. 権利侵害製品が権利侵害行為のキャリアーであり、皇家KPN公司是TCL公司が製造した複数の被訴製品が同一特許権を侵害したと考え、この権利侵害法律関係の客体が同一であるため、訴訟を起こすことができる。 北京高院は上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信	
337	150 - 3	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審判決書： (2015)京知民初字第1193号	北京知的財産権法院	2018.6.29	リンク	北京知的財産権法院は、係争特許と標準との違いがあり、権利侵害と訴えられた携帯電話が本件に関する標準を採用し、圧縮機能を備えていたとしても、係争特許権の請求項23の保護範囲には含まれていないと認めた。 したがって、北京知的財産権法院は皇家KPN会社の請求をすべて棄却すると裁定した。	非侵害			
338	150 - 4	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 惠州TCL移動通信有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○											二審	二審判決書： (2018)京民終529号	北京市高級人民法院	2019.1.2	リンク	本件の審理中、皇家KPNが上訴を取り下げたことを請求し、北京高院がそれを許可すると裁定した。				
339	151 - 1	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 小米科技有限责任公司	中国（実施者）	④	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書： (2015)京知民初字第1193号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	小米会社が管轄権異議を申し立て、本件を北京市高級人民法院に移送するよう請求した。 訴訟の標的額と影響が重大か開示無しかとは関係なく、北京知的財産権法院が管区内のすべての特許に関する民事事件に対して管轄権があつて、本件が特許侵害紛争の第一審の事件であるうえに、被告の小米公司の住所が北京の管轄に属するから、北京知的財産権法院が本件に対して管轄権があると認めた。 北京知的財産権法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信
340	151 - 2	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 小米科技有限责任公司	中国（実施者）	④	○								○	小米が皇家KPN公司に経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用総額930万元を賠償すること。	二審	二審管轄権異議上訴裁定書： (2015)高民（知）終字第4751号	北京市高級人民法院	2015.12.11	リンク	小米会社が上訴し、一審の裁定を取り消し、本件を北京高級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定： 1. 小米会社が北京市の管轄に属するから、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権があつて、皇家KPN公司是被告である小米公司の住所の人民法 院に訴訟を提起でき る。 2. 本件の管轄権を確認することが訴訟の標的額と関係なく、北京知的財産権法院が北京の知的財産権事件を管理する中級人民法院として、『中華人民共和國民事訴訟法』の第十八条に基づいて、管区内の重大な影響がある事件を管理する権力がある。 北京高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信	
341	151 - 3	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 小米科技有限责任公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審判決書： (2015)京知民初字第1192号	北京知的財産権法院	2018.6.29	リンク	北京知的財産権法院は、係争特許と本件に関する標準との違いがあり、被疑侵害品が本件に関する標準を採用し、圧縮機能を備えているとしても、係争特許権の請求項23の保護範囲には含まれていないと認めた。 したがって、北京知的財産権法院は皇家KPN会社の請求をすべて棄却すると裁定した。	非侵害			
342	151 - 4	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 小米科技有限责任公司	中国（実施者）	④	○											二審	二審判決書： (2018)京民終531号	北京市高級人民法院	2018.12.24	リンク	皇家KPN会社が上訴し、原判決を取り消し、小米公司を彼らに経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用、総額930万元を賠償する責任を負わせると判決を変更するよう請求した。 北京高院が照会した後、本件に関する標準が係争特許権の請求項23に限定される具体的な特徴を含まれていないと認め、上訴を棄却し、原判決を維持した。				
343	152 - 1	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 宇龍計算機通信科技（シンセン）有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書： (2015)京知民初字第1191号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	宇龍会社が管轄権異議を申し立て、本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 北京知的財産権法院は、被告である京東技術公司、京東商務公司が被疑侵害品の販売者であり、その住所が北京の管轄に属し、原告である皇家KPN companyが被疑侵害品のメーカーである宇龍公司及京東技術公司、京東商務公司を共同被告として訴訟を提起したから、彼らは管轄権があると認めた。 北京知的財産権法院がその管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信
344	152 - 2	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 宇龍計算機通信科技（シンセン）有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○								○	宇龍公司、京東技術公司及京東商務公司が皇家KPN公司の経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用総額930万元を賠償すること。	二審	一審管轄権異議上訴裁定書： (2015)高民（知）終字第4740号	北京市高級人民法院	2015.12.25	リンク	宇龍会社が上訴し、一審の裁定を取り消し、本件をシンセン市中級人民法 院に移送するよう請求した。 北京高院はこう認めた。 1. 皇家KPN公司是被告の京東技術公司、京東商務公司の住所の人民法院に訴訟を起こす権利がある。京東技術公司、京東商務公司の住所が北京市の管轄に属するため、北京知的財産権法院は本件に対して管轄権がある。 2. 権利侵害行為地及び宇龍公司の住所のシンセン市中級人民法院が本件に対して管轄権があるとしても、北京知的財産権法院が被告の住所の裁判所として本件に対して管轄権があることは開示無しできない。 北京高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	敗訴	1件として カウント	通信	
345	152 - 3	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 宇龍計算機通信科技（シンセン）有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審判決書： (2015)京知民初字第1191号	北京知的財産権法院	2018.6.29	リンク	北京知的財産権法院は照会した後、係争特許と本件に関する標準との違いがあり、被疑侵害品が本件に関する標準を採用し、圧縮機能を備えていたとしても、係争特許権の請求項23の保護範囲には含まれていないと認めた。 したがって、北京知的財産権法院は皇家KPN会社の請求をすべて棄却すると裁定した。	非侵害			
346	152 - 4	2015	北京知的財産権法院	皇家KPN公司		オランダ（権利者） 1. 宇龍計算機通信科技（シンセン）有限公司 2. 北京京東世紀信息技术有限公 司 3. 北京京東三百六十度電子商務 有限公司	中国（実施者）	④	○											二審	二審判決書： (2018)京民終536号	北京市高級人民法院	2018.12.24	リンク	皇家KPN会社が上訴し、原判決を取り消し、宇龍公司、京東技術公司及京東商務公司を彼らに経済的損失及び権利侵害行為を阻止するために払った合理的な費用、総額930万元を賠償する責任を負わせると判決を変更するよう請求した。 北京高院が照会した後、本件に関する標準が係争特許権の請求項23に限定される具体的な特徴を含まれていないと認め、上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。				
347	153 - 1	2015	北京知的財産権法院	西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司	中国（権利者）	ソニー移動通信製品（中国）有限公司	日本（実施者）	⑦	○								○			一審	一審管轄権異議裁定書： (2015)京知民初字第1194号	北京知的財産権法院	開示無し	開示無し	ソニー会社が管轄権異議を申し立て、本件を山東省煙台中級人民法院或は上海知的財産権法院に移送するよう請求した。 北京知的財産権法院は被告ソニー中国公司の住所が北京朝陽区にあり、一審の裁判所の管轄に属するから、一審の裁判所が本件に管轄権があると認めた。 北京知的財産権法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
348	153 - 2	2015	北京知的財産権法院	西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司	中国（権利者）	ソニー移動通信製品（中国）有限公司	日本（実施者）	⑦	○								○			二審	二審管轄権異議上訴裁定書： (2015)高民（知）終字第4322号	北京市高級人民法院	2015.11.17	リンク	ソニー会社が上訴を提出し、本件を山東省煙台中級人民法院或は上海知的財産権法院に移送するよう請求した。 北京高院はこう認めた。 1. 西電捷通公司是ソニー中国公司が開通特許を使用し、侵害された製品を製造し、販売し、販売を承諾したと訴え、公証書などを提出して訴えられた権利侵害行為の存在を証明した。被告のソニー中国公司の居住地は北京市にあり、本件は北京市の裁判所の管轄に属する。 2. 本件は発明特許権侵害紛争の第一審事件として、北京知的財産権法院の管轄に属する。 北京高院は上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却			

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 原則論 違反紛 争	悪質な 対価補 償訴訟 提起に よる損害 賠償責任 紛争	不正競争 紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め令 紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案件 番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が開示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	開示対象判 例	業界分野
349	153-3	2015	北京知的財産法院	西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司	中国（権利者）	ソニー移動通信製品（中国）有限公司	日本（実施者）	⑦	○									1. 被告がすぐに原告の係争特許を使うことを止め、すぐに係争特許を使う携帯電話製品を生産、販売することを止めること。 2. 被告が原告に経済的損失の32,887,179元、合理的な支出の474,194元、総額33,361,373元を賠償すること。	2009年3月から2015年3月まで、西安捷通公司与ソニー移動通信製品（中国）有限公司（以下、ソニー公司と略称する）が係争特許の許可問題について協議したが、最終的に許可契約書には達成なかった。その後、西安捷通公司在ソニー中国公司が生産し、販売する携帯電話が特許権利を侵害することを理由として、裁判所に訴訟を提起し、ソニー中国公司在事件に関する特許を使うことを止め、同特許を使う携帯電話製品を生産することと販賣することを阻止する経済的損失32,887,179元、合理的な支出の474,194元、総額33,361,373元を賠償することを判決するよう請求した。 2018年3月、北京市高級人民法院は西電捷通対ソニー無線局域網安全標準(WAPI)特許侵害事件の最終審判決を下した。裁判所は上訴を棄却し、原判決を維持し、ソニーに権利侵害を停止し、西電捷通の経済的損失及び権利維持のための合理的な支出総額910.34万元を賠償すると判決した。	一審	一審判決書： (2015)京知民初字第1194号	北京知的財産法院	2017.3.22	リンク	北京知的財産法院はこう認めた。 1. 被告は被疑侵害品の設計研究開発、生産製造、工場出荷検査などの過程でWAPI機能の検査を行ったため、その検査行為は原告の係争特許の方法を模した。 2. 被告が製造、販売した被疑侵害品が端末として、アクセスポイントや無線サーバーとともに係争特許を実施することができる。 3. 「使用方法特許」は中国の特許法が規定する権利消尽の範囲に含まれていない。係争特許は使用方法の特許であり、製造方法の特許ではないから、原告が検査設備を販売する行為はその権利を使い尽くしてしまうことにならない。 4. 双方の当事者は、クアルコム公司とその子会社が係争特許の許可を取らないということに異議はないため、原告が特許権を使い尽くすという被告の抗弁主張は事実の根拠を欠いている。 5. 権利侵害の構成要素は関連する特許が通常の特許であるか又は標準必須特許であるか否かによって変更されるものではない、つまり特許権侵害という問題がある。その上で、FRANDライセンス声明は、特許権者による一方的な民事法律行為で、そのライセンス契約が承諾がされたことを意味するものではない。即ち、係争のFRANDライセンス声明にだけ基づいて、双方で特許ライセンスの契約が成立したとは認められない。 6. 双方の当事者が正式な特許ライセンスの交渉の手続きが遅れているのは実施者即ち本件の被告の過ちである。それに基づき、原告が被告に権利侵害を停止することを判決するよう請求したのは事実と法律の根拠があり、裁判所はそれを支持する。 7. 原告が出した第三者と締結した4件の特許実施許諾契約で約定した1元/件の特許ロイヤリティ費は、本件のロイヤリティ費として確定する際の基準とすることができる。 北京知的財産法院は最終的にこう判決した。 1. 被告のソニー移動通信製品(中国)有限公司は本判決の効力が発生した日から、原告の西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司第ZL02139508.X号「一つのローカル無線移動装置の安全なアクセス及びデータ秘密的に通信する方法」の発明特許権を侵害する行為を直ちに停止する。 2. 被告のソニー移動通信製品(中国)有限公司は本判決の効力が発生した日から、10日以内に原告の西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司の経済的損失8629173元を賠償する。 3. 被告のソニー移動通信製品(中国)有限公司は本判決の効力が発生した日から、10日以内に原告の西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司に合理的な支出474194元を賠償する。 4. 原告の西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司の他の訴訟請求を棄却する。	勝訴	勝訴	1件として カウント	通信
350	153-4	2015	北京知的財産法院	西安西電捷通無線ネットワーク通信股份有限公司	中国（権利者）	ソニー移動通信製品（中国）有限公司	日本（実施者）	⑦	○										二審	二審判決書： (2017)京民終454号	北京市高級人民法院	2018.3.28	リンク	ソニー公司が上訴し、こう請求した。 1. 一審の判決を取り消す。 2. 西電捷通公司の訴訟請求をすべて棄却する或は本件を差し戻す。 3. 本件の一審、二審の訴訟費用が全部西電捷通公司に負わせる。 北京高院はこう認めた。 1. 係争特許権の請求項1はGB15629.11-2003/XG1-2006標準における技術案と同じである。 2. ソニー中国公司是被疑侵害品の製造過程で係争特許を実施し、西電捷通公司の係争特許を侵害した。 3. 既存の証拠は、この装置自体が西電捷通公司の特許製品または製品の製造方法の特許を直接取得した製品であることを証明することはできなく、特許権が使われ尽くす問題とは関係ない。 4. クアルコム公司及その子会社は係争特許の許可を得ていないため、ソニー中国公司の特許権の消尽という抗弁主張も事実の根拠を欠いている。 5. 係争特許が国家標準に含まれたことは、ソニー中国公司在権利侵害しないと抗弁する理由にはならない。 6. 双方の当事者は正式な特許許可の交渉の手続きが遅れている過ちはソニー中国公司にある。その上で、原判決はソニー中国公司在権利侵害行為を停止させることに事実と法律の根拠があることを判決し、本院はそれを支持する。 北京高院が上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。	勝訴				
351	154-1	2015	内モンゴル自治区高級人民法院	北京四環製薬有限公司	中国（権利者）	齐鲁製薬有限公司	中国（実施者）	③	○									1. 権利侵害のマレイン酸シネバジド原料薬製品の製造と使用を停止し、マレイン酸シネバジドの注射液製品の製造、許諾販売と販売を停止し、在庫の被疑侵害品を廃棄することに限らず、齐鲁公司在四環公司の第357号発明特許の特許権を侵害する行為を直ちに停止すると判決すること。 2. 四環公司の特許権を侵害するシネバジド要素酸化合物の製造と使用を停止し、在庫の被疑侵害品を廃棄することに限らず、齐鲁公司在四環公司の第994号発明特許の特許権を侵害する行為を直ちに停止すると判決すること。 3. 齐鲁公司在四環公司に権利侵害賠償金、四環公司在											

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争 (非侵害 訴訟紛争 含む)	標準必 須特許 ロイヤ リタイ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 他権利 侵害紛 争	悪質な 知財権 訴訟に よる違 害賠償 紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め紛 争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁定 を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁定 が示され たか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	調査対象判 例	業界分野
354	155-1	2014	深圳市中級 人民法院	ZTE	中国（実 施者）	1. Inter Digital 公 司 2. Inter Digital 通 信有限公司 3. Inter Digital 技 術公司	米国（権利 者）	⑤		○						○		三被告は高すぎる価格設定、差別的な価格設定、 共同販売及び不合理な取引条件の付加などの独占 的な民事権利侵害行為を共同で実施しており、三 被告が相応する法律責任を負うこと。	双方の交渉中、InterDigitalは中興がその特許権を侵害する ことを理由とし、米国の裁判所と米国国際貿易委員会に起訴 し、中興が権利侵害を停止し、損失を賠償する法律責任を負う と要求した。 その後、中興がシンセン中院で独占の訴訟とロイヤリティ料 率の訴訟を提起した。 2019年11月の下旬、双方がライセンス契約を締結した。	一審	一審管轄権異 議裁定書：（2014）深中 法知民初字第 240号	シンセン市中 級人民法 院	2014. 8. 25	リンク	シンセン中院は、 1. 独占紛争が性質上、民事権利侵害紛争に属し、権利侵害行為で提起され た訴訟は、侵害行為地または被告の居住地の裁判所が管轄する。侵害行為 地には、侵害行為地と権利侵害結果の発生地が含まれる。 2. 原告の本部が広東省シンセン市にあり、原告が開発し、生産し、販売し た通信設備及びサービスがシンセン市から米国まで輸出される可能性がある。 原告は被告の独占権利侵害行為が原告の市場競争行為に排除し、制限 する影響を与える恐れがあり、中国の法律が定めた権利侵害行為紛争の管 轄ルールに従って、シンセン中院は権利侵害結果の発生地がシンセンにあ ることをもって、司法管轄権を行使できる。 したがって、シンセン中院は三被告が申し立てた管轄権異議を棄却すると 裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
355	155-2	2014	シンセン市中 級人民法 院	ZTE	中国（実 施者）	1. Inter Digital 公 司 2. Inter Digital 通 信有限公司 3. Inter Digital 技 術公司	米国（権利 者）	⑤		○									一審	一審撤訴裁定 書：（2014） 深中法知民初 字第240号	シンセン市中 級人民法 院	2018. 10. 26	リンク	原告が2018年10月25日、訴訟を取り下げを申請し、シンセン中院が それを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
356	156-1	2014	深圳市中級 人民法院	ZTE	中国（実 施者）	1. Inter Digital 通 信有限公司 2. Inter Digital 技 術公司 3. Inter Digital 特 許持株公司 4. IPR 許可公司	米国（権利 者）	⑤		○								開示無し	双方が交渉する期間中、InterDigitalは中興がその特許権を 侵害することを理由とし、米国の裁判所と米国国際貿易委員 会に起訴し、中興が権利侵害を停止し、損失を賠償する法律 責任を負うと要求した。 その後、中興がシンセン中院で独占の訴訟とロイヤリティ料 率の訴訟を提起した。 2019年11月の下旬、双方がライセンス契約を締結した。	一審	一審撤訴裁 定：（2014） 深中法知民初 字第277号之一	シンセン市中 級人民法 院	2018. 9. 28	リンク	原告が2018年9月19日、訴訟を取り下げを申請し、シンセン中院が それを許可すると裁定した。	訴訟取下げ	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
357	157-1	2014	深圳市中級 人民法院	ZTE	中国（実 施者）	1. 維數格公 司 2. 維數格基礎設備公 司	米国（権利 者）	⑤		○						○		中興公司是維數格公司、維數格基礎設備公司が彼 らに与える特許使用料が高すぎ、且つ、双方がま だ交渉中で、維數格公司、維數格基礎設備公司 が米国、英国、フランス、オーストラリア、イン ドなどの国の裁判所に特許権利侵害で彼らを起訴 した目的は、中興公司に高すぎる定価を受け入れ させることである。その行為は公平、合理、無差 別の原則に違反し、標準必須特許ライセンスの市 場支配的地位を濫用した独占行為の停止を命じるよう裁判 所に請求した。双方の関係が均衡になり、最終的に和 解の達成によって紛争を解決し、両方とも訴訟を取り下げ た。	NPE 公司である美国的維數格公司是、中興と標準必須特許のライ センス協議を達成できなかったため、紛争を起した。維數格公 司が米国、英国、フランス、ブラジルなどの国の裁判所に標 準必須特許の権利侵害の禁止命令の救済訴訟を提起してい る。維數格公司に対抗するため、中興が独占紛争を理由とし て、シンセン中院に同社を訴え、標準必須特許ライセンスの 市場支配的地位を濫用した独占行為の停止を命じるよう裁判 所に請求した。双方の関係が均衡になり、最終的に和 解の達成によって紛争を解決し、両方とも訴訟を取り下げ た。	一審	一審管轄権異 議裁定書：（2014）深中 法知民初字第 167号	シンセン市中 級人民法 院	開示無し	開示無し	維數格公司、維數格基礎設備公司が本件で管轄権異議を申し立てた。 シンセン中院の認定： 1. 独占紛争が性質上、民事権利侵害紛争に属し、権利侵害行為で提起され た訴訟は、侵害行為地または被告の居住地の裁判所が管轄する。侵害行為 地には、侵害行為地と権利侵害結果の発生地が含まれる。 2. 原告の本部が広東省シンセン市にあり、原告が開発し、生産 し、販売した通信設備及びサービスがシンセン市から米国まで輸出される 可能性がある。中興公司是維數格公司、維數格基礎設備公司の独占権利侵 害行為が彼らの市場競争行為に排除し、制限する影響を与える恐れがあ り、中国の法律が定めた権利侵害行為紛争の管轄ルールに従って、原告の 裁判所は権利侵害結果の発生地がシンセンにあることをもって、司法管轄 権を行使できる。それが双方が海外で提起した訴訟と投訴申請とは重複訴 訟ではない。 シンセン中院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
358	157-2	2014	シンセン市中 級人民法 院	ZTE	中国（実 施者）	1. 維數格公 司 2. 維數格基礎設備公 司	米国（権利 者）	⑤		○						○			二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2014） 粵高法立民終 字第1824号	広東省高級 人民法 院	2015. 1. 24	リンク	維數格公司、維數格基礎設備公司が上訴し、管轄権異議を申し立てた。 広東高院の認定 1. 原告の裁判所が権利侵害結果の発生地の裁判所として、本件に管轄権が ある。 2. 「中華人民共和國人民法院と外国の裁判所がいずれにも管轄権がある案 件で、一方の当事者が外国の裁判所に起訴し、他方の当事者が中華人民共 和国人民法院に起訴した場合、人民法院はそれを受理することができる」と いう規定により、原告の裁判所が本件に対して司法管轄権を行使しても 重複訴訟は成立しない。 3. 北京市は係争特許の授与地、本件に関する技術標準の公布地及び外交部 門の所在地に過ぎず、いずれも『中華人民共和國民事訴訟法』第二百六十 五条に規定された管轄権の接点に属さないため、本件の移送管轄が法律 的根拠を欠く。 広東高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却				
359	158-1	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. シンセン市金立通信設備有限 公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○							○			一審	一審管轄権異 議裁定書：（2014）三中 民初字第07896 号	北京市第三 中級人民法 院	2014. 8. 5	リンク	金立公司が本件で管轄異議を申し立て、本件を広東省シンセン市中級人民 法院に移送するよう請求した。 北京市第三中級人民法院は、権利侵害行為で提起された訴訟が、侵害行為 地または被告の居住地の裁判所に管轄されると認めた。本件が特許権侵害 紛争で、被告の蘇寧公司、蘇寧三元西橋店の住所地在いずれも本裁判所の 管轄区域にあり、且つ、訴えられた侵害行為地も本裁判所の管轄区域にあ るため、本裁判所が本件に対して管轄権がある。 北京市第三中級人民法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却				
360	158-2	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. シンセン市金立通信設備有限 公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○							○		被告の蘇寧公司、蘇寧三元西橋店が被疑侵害品の 販売を停止し、金立公司が被疑侵害品の製造、販 売を停止し、原告に経済損失及び合理的な支出、 総額で100万元を賠償すること。	広東新岸線公司によると、彼らは超高速無線通信や知能プロ セッサICの核心技術を開発した民間企業で、業務が移動通信、 知能端末、知能交通、スマートホームなど多分野に及ぶよう である。広東新岸線計算機系統芯片有限公司が北京市第三中 級人民法院に訴訟を提起し、寧波奥克斯空調有限公司とシン セン市金立通信設備有限公司が彼らの発明特許権を侵害して おり、係争特許がWCDMA（バージョンR6）に取められ、同標準の 必須特許になった。広東新岸線公司是両被告にそれぞれ100万 元の損害賠償を請求した。これは北京の裁判所が受理した初 の標準必須特許侵害紛争案件でもある。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2014） 高民（知）終 字第04278号	北京市高級 人民法 院	2014. 10. 23	リンク	金立公司が一審の裁定を不服として上訴し、一審の裁定を取り消すよう、 本件をシンセン市中級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定： 1. 本件は新岸線公司が金立公司をメーカー及び販売者として、蘇寧三元西 橋店、蘇寧公司を販売者として提起した発明の特許侵害紛争の訴訟であ る。特許権侵害で提起した訴訟が侵害行為地または被告の居住地の人民法 院が管轄し、侵害行為地には発明、実用新案の特許権を侵害した製品の製 造、使用、販売訴訟、販売、輸入などの行為の実施地が含まれ、メーカ ーと販売者を共同被告として起訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有 する。 2. 被疑侵害品が蘇寧三元西橋店に販売され、その販売地が北京市朝陽区に あり、且つ、本件の被告である蘇寧三元西橋店の住所地在北京市朝陽区に あり、蘇寧公司の住所地在北京市通州区にあり、いずれも一審の裁判所の 管轄区域に属するため、一審の裁判所が本件に管轄権を有する。 北京高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
361	158-3	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. シンセン市金立通信設備有限 公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○										一審	一審撤訴裁定 書：（2014）三 中民初字第 07896号	北京市第三 中級人民法 院	2014. 12. 5	リンク	2014年11月20日、原告の新岸線公司が起訴を取り下げを申請し、北 京市第三中級人民法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				
362	159-1	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. 宁波奥克斯空調有限公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○								○			一審	一審管轄権異 議裁定書：（2014）三中 民初字第07897 号	北京市第三 中級人民法 院	2014. 8. 5	リンク	奥克斯公司が管轄権異議を申し立て、本件を浙江省寧波市中級人民法院に 移送するよう請求した。 北京市第三中級人民法院は、権利侵害行為で提起された訴訟が、侵害行為 地または被告の居住地の裁判所に管轄されると認めた。本件が特許権侵害 紛争で、被告の蘇寧公司、蘇寧三元西橋店の住所地在いずれも本裁判所の 管轄区域にあり、且つ、訴えられた侵害行為地も本裁判所の管轄区域にあ るため、本裁判所が本件に対して管轄権がある。 北京市第三中級人民法院が管轄権異議を棄却すると裁定した。	異議棄却			
363	159-2	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. 宁波奥克斯空調有限公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○							○		被告の蘇寧公司、蘇寧三元西橋店が被疑侵害品の 販売を停止し、奥克斯公司が被疑侵害品の製造、 販売を停止し、原告に経済損失及び合理的な支 出、総額で100万元を賠償すること。	広東新岸線公司によると、彼らは超高速無線通信や知能プロ セッサICの核心技術を開発した民間企業で、業務が移動通信、 知能端末、知能交通、スマートホームなど多分野に及ぶよう である。広東新岸線計算機系統芯片有限公司が北京市第三中 級人民法院に訴訟を提起し、寧波奥克斯空調有限公司とシン セン市金立通信設備有限公司が彼らの発明特許権を侵害して おり、係争特許がWCDMA（バージョンR6）に取められ、同標準の 必須特許になった。広東新岸線公司是両被告にそれぞれ100万 元の損害賠償を請求した。これは北京の裁判所が受理した初 の標準必須特許侵害紛争案件でもある。	二審	二審管轄権異 議上訴裁定 書：（2014） 高民（知）終 字第04277号	北京市高級 人民法 院	2014. 10. 23	リンク	奥克斯公司公司在管轄権異議で上訴し、一審の裁定を取り消すよう、本件 を浙江省寧波市中級人民法院に移送するよう請求した。 北京高院の認定： 1. 本件は新岸線公司が奥克斯公司をメーカー及び販売者として、蘇寧三元 西橋店、蘇寧公司を販売者として提起した発明の特許侵害紛争の訴訟であ る。特許権侵害で提起した訴訟が侵害行為地または被告の居住地の人民法 院が管轄し、侵害行為地には発明、実用新案の特許権を侵害した製品の製 造、使用、販売訴訟、販売、輸入などの行為の実施地が含まれ、メーカ ーと販売者を共同被告として起訴する場合、販売地の人民法院が管轄権があ る。 2. 被疑侵害品が蘇寧三元西橋店に販売され、その販売地が北京市朝陽区に あり、且つ、本件の被告である蘇寧三元西橋店の住所地在北京市朝陽区に あり、蘇寧公司の住所地在北京市通州区にあり、いずれも一審の裁判所の 管轄区域に属するため、一審の裁判所が本件に管轄権を有する。 北京高院が上訴を棄却し、原裁定を維持すると裁定した。	異議棄却	和解/訴訟取 下げ	1件として カウント	通信
364	159-3	2014	北京市第三 中級人民法 院	広東新岸線計算機系統 芯片有限公司	中国（権利 者）	1. 宁波奥克斯空調有限公司 2. 北京蘇寧雲商销售有限公司三 元西橋店 3. 北京蘇寧雲商销售有限公司	中国（実 施者）	③	○										一審	一審撤訴裁定 書：（2014）三 中民初字第 07897号	北京市第三 中級人民法 院	2014. 12. 5	リンク	2014年11月20日、原告の新岸線公司が起訴を取り下げを申請し、北 京市第三中級人民法院がそれを許可すると裁定した。	訴訟取下げ				

通し番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権侵害紛争等(特許権侵害紛争含む)	標準必須特許ロイヤル紛争	独占紛争	契約紛争	FRAND義務違反又は標準化実原則違反紛争	重要な知財権訴訟提起による損害賠償請求紛争	不正競争紛争	管轄権異議	訴訟差止め紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定の類別及び案件番号	判決又は裁定を下した裁判所	判決又は裁定を下した日付	判決又は裁定が示されたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁定結果	案件最終結果	調査対象判例	業界分野
376	164-1	2013	深圳市中级人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital通信有限公司 2. Inter Digital技術公司 3. Inter Digital专利控股公司 4. IPR許可公司	米国（権利者）	⑤	○									Inter Digital会社が保有するすべての中国標準必須特許（標準必須特許の申請を含む。以下は同じ）について、公平、合理的、無差別（FRAND）の条件に基づき、ファーウェイ会社に許可する料率又は料率の範囲を確定すると判決すること。	ファーウェイ会社とIDCとの紛争が2011年から始まった。IDCが2011年7月26日、ファーウェイを米国のデラウェア州裁判所に訴え、ファーウェイがその米国で保有する七つの特許を侵害したと主張した。同日、IDCが米国の国際貿易委員会にファーウェイを起訴した。同年12月、ファーウェイはシンセン中院にFRAND原則に従ってIDCの特許ロイヤリティ料率を判決するよう請求した。2013年2月、シンセン中院の一番の判決はファーウェイの主張を支持し、IDCが独占の民事権利侵害行為を停止し、ファーウェイに経済損失費2000万元を賠償すると判決した。IDCが不服として、広東高院に上訴した。後者が2013年10月、終審判決をし、ほぼ一番の判決を維持した。2013年12月23日、ファーウェイとIDCが和解協議を結び、仲裁を通じて、ライセンスの紛争を解決した。	二審	二審判決書：（2013）粵高法民三終字第305号	広東省高级人民法院	2013. 10. 16	リンク	広東高院の認定： 1. Inter Digital通信有限公司とInter Digital技術公司、Inter Digital特許控股公司、IPR許可会社がすべてInterDigital, Inc.の全資子会社であり、かつ互いに関連会社である。Inter Digital通信有限公司が本件に直接な利害関係があり、共同被告に属する。 2. 一方の当事者が招いた専門家の証人の出廷を許可かどうかの問題は、裁判所が事件の事理の必要性和関連する具体的な状況によって決定する問題に属する。一番の裁判所が双方当事者の請求を受け入れず、法律の規定にも違反しない。 3. 中国で特許を申請するには、中国の特許法の規定に依拠しなければならない。許可を取った後、どんな保護を受けるべきか、例えば特許の保護期間の長さ、保護の手続きなどは、すべて中国の法律の規定に依拠すべきで、申請人の国の法律または他の国の法律に依拠すべきではない。 4. 文字どおりから理解しても、欧州電気通信標準化協会と米国電気通信工業協会における短期的財産権政策と中国法律の関連規定に従っても、原審の裁判所の「FRAND」義務についての解釈が適切である。 5. 標準必須特許の使用料または使用料率の確定について、当事者が合意できない場合、人民法院に確定を請求することができる。 6. 原審の裁判所は、IDC公司及アップル公司及サムスン公司的特許ライセンスで、特許ライセンスの範囲が世界の範囲内で、本件でファーウェイ会社がIDC会社にライセンスを要求する特許がIDC会社が中国で保有する標準必須特許だけを指すと考えた。以上の状況によつて、彼らの関での特許ライセンスの実際の状況を総合的に考え、また、ファーウェイ会社がIDC会社の中国以外での標準必須特許を使用する場合は別の使用料を支払うことになって、特許のライセンス料の高すぎを避けるためには、IDC会社がアップル会社にライセンス料である0. 0187%にしたがって、特許のライセンス料を0. 019%とするのが適切である。 広東高院は最終的に上訴を棄却し、原判決を維持すると裁定した。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	通信
377	165-1	2013	深圳市中级人民法院	ファーウェイ技術有限公司	中国（実施者）	1. Inter Digital通信有限公司 2. Inter Digital技術公司 3. Inter Digital专利控股公司 4. IPR許可公司	米国（権利者）	⑤	○									1. Inter Digitalが、高すぎる価格設定行為、差別的な価格設定行為、抱き合わせて販売する行為、不合理な取引条件の付加行為および取引拒否行為を含める独占の民事権利侵害行為を直ちに停止する。 2. Inter Digitalがファーウェイ会社の経済的損失2000万元を連帯して賠償する。ファーウェイ会社はさらに入手した証拠及びInter Digital技術公司、Inter Digital通信有限公司、Inter Digital会社の権利侵害による継続する損失に対して賠償額を増額する権利を留保する。 3. Inter Digitalが本件の訴訟費用及びファーウェイ会社が権利維持のために支払った合理的な費用（調査費、公証費用、弁護士費用など）を共同で負担する。	ファーウェイ会社とIDCとの紛争が2011年から始まった。IDCが2011年7月26日、ファーウェイを米国のデラウェア州裁判所に訴え、ファーウェイがその米国で保有する七つの特許を侵害したと主張した。同日、IDCが米国の国際貿易委員会にファーウェイを起訴した。同年12月、ファーウェイはシンセン中院にIDCを市場支配的地位の濫用で起訴し、別件において裁判所がFRAND原則に従ってIDCの特許ロイヤリティ料率を判決するよう請求した。2013年12月23日、ファーウェイとIDCが和解協議を結び、仲裁を通じて、ライセンスの紛争を解決した。	二審	二審判決書：（2013）粵高法民三終字第306号	広東省高级人民法院	2013. 10. 21	リンク	広東高院の認定： 1. Inter Digital公司、Inter Digital通信有限公司及びInter Digital技術公司の関係から見ても、また（注：この内容は、涉密のため、公表してない。）Inter Digital公司、Inter Digital通信有限公司は本件と直接な利害関係があり、共同被告に属するべきである。 2. ファーウェイ公司による訴訟請求の調整と変更は、既存の証拠に基づいて関連行為の法律での性質を調整しただけで、その根拠となる事実と証拠に実質的な変更はなく、立証上の証拠不十分の問題はない。 3. Inter Digitalの中国と米国での3G無線通信技術標準（WCDMA、CDMA2000、TD-SCDMA）における必須特許のライセンス市場がごとに独立した関連市場を構成し、当認定は関連事実及び法律規定に合致する。 4. Inter Digitalの中国での3G無線通信技術標準（WCDMA、CDMA2000、TD-SCDMA）におけるすべての必須特許のライセンス市場（地域範囲は中国）米国での3G無線通信技術標準（WCDMA、CDMA2000、TD-SCDMA）におけるすべての必須特許のライセンス市場（地域範囲は米国）、両者はそれぞれの必須特許のライセンス市場（中国および米国）には独立した地域市場を構成する。 5. Inter Digitalが係争必須特許のライセンス市場での唯一の供給方として、リレーのための必須特許のライセンス市場で完全な制衡を持つため、完全に他の経営者が関連市場に入るのを妨げる又は影響する能力があり、且つ、Inter Digitalが特許のライセンスだけを経営モードとし、自分が何の実質的な生産もしなくて、3G標準の中の他の必須特許の権利者のクロスライセンスに依頼又は束縛はされないため、Inter Digitalが関連する必須特許の市場に市場支配的地位を有する。 6. 本件に関するライセンス料の比較、他社の実施、クロスライセンス状況及びInter Digitalの他の訴訟状況などの諸要素を総合的に考慮し、Inter Digitalが係争必須特許のライセンスについてファーウェイ公司に対するオファーが、不公平で高すぎる価格設定を構成すると認定する。 7. Inter Digitalによる権利侵害行為の性質、主観的過失の程度、権利侵害の継続期間及び損害の影響を考慮し、またファーウェイ会社が独占行為の調査及び阻止のために支払った合理的な費用を考慮して、Inter Digitalがファーウェイ公司に2000万元を賠償すると適当に定めるのは法律の規定に合致し、この額も基本的に適度である。 最後、広東高院が上訴を棄却し、原判決を維持すると裁定した。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	通信
378	166-1	2012	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤技術股份有限公司	中国（実施者）	④	○										ノキアと華勤の紛争が2010年から始まった。2010年12月、ノキアが華勤に対して、上海市第一中级人民法院に8件の特許侵害訴訟を提起した。案件に関する特許が標準必須特許に該当して、華勤が無許可で勝手に製造して、販売した携帯電話という製品でこの8件の特許を使用したことを、ノキア公司是主張した。	一審	一審判決書：（2012）沪一中民五（知）初字第129号	上海市第一中级人民法院	2015. 8. 28	リンク	上海市第一中级人民法院は照会した後、係争ZL94193864. 6が中国の標準YD/T1214-2006と一致ではなくて、標準必須特許には該当しないと認めたため、原告の訴訟請求を棄却すると判決した。		敗訴	1件としてカウント	通信
379	166-2	2012	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤技術股份有限公司	中国（実施者）	④	○									被告がW90とL109D番号の携帯電話を生産し、販売を許諾し、販売する行為が原告のZL94193864. 6号の特許権を侵害すると確認すること。	ノキアと華勤の紛争が2010年から始まった。2010年12月、ノキアが華勤に対して、上海市第一中级人民法院に8件の特許侵害訴訟を提起した。案件に関する特許が標準必須特許に該当して、華勤が無許可で勝手に製造して、販売した携帯電話という製品でこの8件の特許を使用したことを、ノキア公司是主張した。	二審	二審判決書：（2015）沪民終87号	上海市高级人民法院	2019. 10. 31	リンク	ノキア公司是が一番の裁判所の判決を不服として上訴し、係争特許が中国の国家標準に収められたと主張し、一番の判決を取り直し、華勤公司がW90とL09D番号の携帯電話を製造し、販売を許諾し、販売する行為がそのZL94193864. 6号特許を侵害したと判決を変更するよう請求した。上海高院は、本件での標準必須特許の権利侵害の対照する方法に基づき、被疑侵害品が係争特許権の請求項4の保護範囲に含まれているため、本件で被疑侵害品が中国の通信標準が引用した3GPP標準に合致しているかどうかにかかわらず、係争特許が国家標準に納められているかどうかの事実を究明し、評価する必要がなくなると認めた。最後、上海高院が上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。	非侵害	敗訴	1件としてカウント	通信
380	167-1	2012	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤技術股份有限公司	中国（実施者）	④	○											一審	一審判決書：（2012）沪一中民五（知）初字第131号	上海市第一中级人民法院	開示無し	開示無し	二審判決書が披露した内容によると、一番の裁判所はノキアが主張する係争特許権の請求項5の技術的特徴を一つつ照合した結果、被疑侵害品が特許権の請求項5におけるすべての技術的特徴を含み、係争特許の保護範囲に含まれていると認めた。一番の裁判所は、同社が製造し、販売したW90型番の携帯電話の技術案が、ノキアが保有している「移動通信システムに備められた契約に基づいて確定する階層でデータを処理する方法及び装置」という発明の特許（特許番号ZL98810085. 1）の権利の請求項5の保護範囲に含まれることを確認した。				
381	167-2	2012	上海市第一中级人民法院	ノキア公司	フィンランド（権利者）	華勤技術股份有限公司	中国（実施者）	④	○									華勤がW90型番の携帯電話を製造し、販売を承諾し、販売する行為がその第ZL98810085. 1号特許権を侵害したことを確認すること	ノキアと華勤の紛争が2010年から始まった。2010年12月、ノキアが華勤に対して、上海市第一中级人民法院に8件の特許侵害訴訟を提起した。案件に関する特許が標準必須特許に該当して、華勤が無許可で勝手に製造して、販売した携帯電話という製品でこの8件の特許を使用したことを、ノキア公司是主張した。	二審	二審判決書：（2017）沪民終92号	上海市高级人民法院	2021. 12. 29	リンク	華勤公司是が一番の裁判所の判決を不服として上訴し、本件の原告と被告がいずれも不適格であり、一番の裁判所は技術的特徴D、E、Fの比較に誤りがあり、ノキアの訴訟請求を棄却するよう請求した。上海高院はこう認めた。 1. ノキア会社が特許権の譲受者と締結した「特許譲渡変更登記特别声明」に基づき、特許が譲渡される前にノキア会社が提起した訴訟に関する権利が訴訟終結まで、ノキア公司に引き続き取り扱うことを許可したため、ノキア公司が本件の適格被告となる。 2. ノキア会社が華勤公司に行つて相談し、そして華勤公司のどこから実際に被疑侵害品を購入する事実はずでに公証された。したがって、華勤公司是本件の適格被告となる。 3. 標準必須特許紛争に関わる案件は、被疑侵害品が係争特許権の保護範囲に含まれるかどうかを判断する場合、被疑侵害品の技術案の技術的特徴と権利者が主張する権利の請求項に記載された全ての技術的特徴とを一つ一つ照合すべきだ。上海高院が照会した結果、被疑侵害品は係争特許権の請求項5の技術的特徴と同じ技術的特徴を有し、その技術案は係争特許の保護範囲に含まれている。 上海高院が最終的に上訴を棄却し、原判決を維持すると判決した。	勝訴	勝訴	1件としてカウント	通信

通し 番号	番号	年度	立件法院	原告	原告属性	被告	被告属性	類型	特許権 侵害紛争（非 侵害権 関係紛争 含む）	標準必 須特許 ロイヤ リティ 紛争	独占紛 争	契約紛 争	FRAND 義務違 反又は 信義誠 実原則 違反紛 争	悪質な 知財権 訴訟提 起による 損害賠 償責任 紛争	不正競 争紛争	管轄権 異議	訴訟差 止め命 令紛争	原告訴訟請求	案件背景及び最新進展	判決段階	判決又は裁定 の類別及び案 件番号	判決又は裁 定を下した 裁判所	判決又は裁定 を下した日付	判決又は裁 定が開示さ れたか	判決又は裁定の概要	個別判例・裁 定結果	案件最終結果	開示対象判 例	業界分野
382	168・1	2012	上海市第一 中級人民法 院	ノキア公司	フィンラ ンド（権 利者）	上海華動通訊技術有限公司	中国（実施 者）	④	○									被告が被疑侵害品を製造し、販売を承諾し、販売する行為が原告の係争特許の特許権を侵害したことを確認すること。	ノキアと華動の紛争が2010年から始まった。2010年12月、ノキアが華動に対して、上海市第一中级人民法院に8件の特許侵害訴訟を提起した。案件に関する特許が標準必須特許に該当して、華動が無許可で勝手に製造して、販売した携帯電話という製品でこの9件の特許を使用したことを、ノキア公司是主張した。	一審	一審判決書： (2012)沪一中 民五(知)初字 第130号	上海市第一 中級人民法 院	開示無し	開示無し	開示無し	非侵害	敗訴	1件として カウント	通信
383	168・2	2012	上海市第一 中級人民法 院	ノキア公司	フィンラ ンド（権 利者）	上海華動通訊技術有限公司	中国（実施 者）	④	○										二審	二審判決書： (2017)沪民終 91号	上海市高級 人民法院	2019. 12. 31	リンク	ノキア公司は一審の判決を不服として上訴し、華動公司がW90及びL1900型番の携帯電話（以下、被疑侵害品と略称する）を製造し、販売を承諾し、販売した行為が当社のZLXXXXXXX.9号発明特許（以下、係争特許と略称する）を侵害したことを確認するよう請求した。 上海高院はこう認めた。 (1)双方の当事者が、本件に関するGPRS標準の移動端末の技術的特徴を比較対象として、係争特許権の請求項30の技術案と侵害比較を行うことに同意したため、両者を比較することができる。両者が同一でも同等でもない場合、被疑侵害品が本件に関する通信標準を採用しているかどうか、被疑侵害品と係争特許の相応する技術的特徴が同一又は同等であるかどうかを認定する必要はない。 (2)本件に関するGPRS標準の移動端末の技術的特徴は、係争特許権の請求項30の全ての技術的特徴をカバーしないため、本件に関するGPRS標準の移動端末は係争特許権の請求項30の技術の保護範囲に含まれていない。被疑侵害品がGPRS標準に該当しても、それが係争特許権の請求項30の保護範囲に含まれていることを証明することはできない。					